

平成22年度版

西条市環境報告書



土居の大グス (丹原町)

生活環境部 環境衛生課

平成 22 年度版 西条市環境報告書

目 次

第1章 総論

1. 西条市の概況	1
(1) 地勢	
(2) 気候	
(3) 人口	
(4) 産業	
2. 環境行政の体制	2
(1) 市の行政組織	
(2) 環境基本条例	
(3) 環境基本計画	
(4) 西条市環境審議会	

第2章 各種施策の実施状況

1. 環境教育	4
2. 水環境	7
3. 自然環境	10
4. 生活環境	11
5. 社会環境	17
6. 地球環境	19

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定	25
2. 水質	26
3. 大気	63
4. 騒音	73
5. 振動	83
6. 悪臭	88
7. 土壌	91
8. ダイオキシン対策	92
9. 廃棄物	94

第1章 総論

1. 西条市の概況

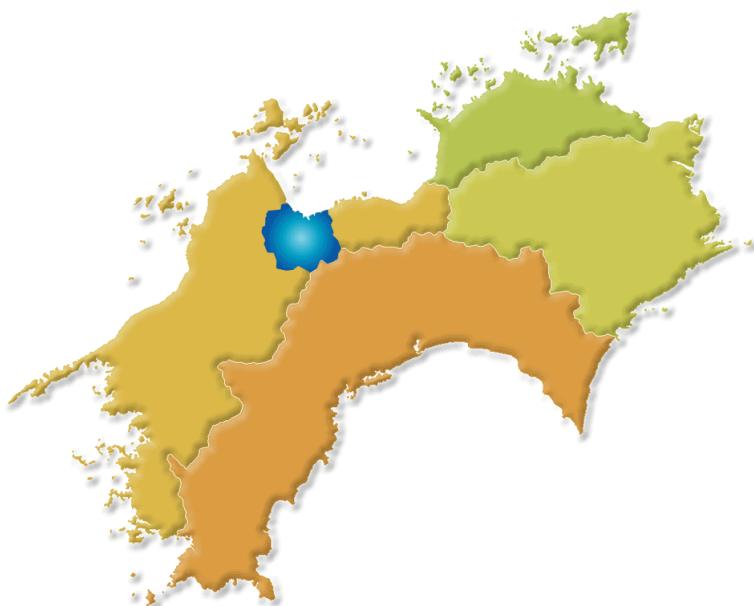
(1) 地勢

本市は、愛媛県の東部、道前平野に広がる地域で、瀬戸内海（燧灘）に面しています。

西日本最高峰の石鎚山（標高 1,982m）を中心とする石鎚連峰を背景に、本市の南部一帯および西部は急峻な山岳地帯となっています。それ以外の地域は、比較的ゆるやかな平坦部となっており、市街地が集積するとともに、県下有数の農業地帯となっています。

また、山岳部を源流とする中山川、加茂川等の主要な河川が圏域内を流れています。豊かな水資源を供給しています。

本市の総面積は 509.06 km²で、可住地はそのうち約 30%にあたる 156.08 km²で、残りは林野となっています。



(2) 気候

瀬戸内地方特有の温暖な気候に恵まれ、年平均気温は 16°C 前後、また年平均降水量は 1,400mm 程度で、生活環境としても、また産業活動のための環境としても、非常に優れた気候条件となっています。

第1章 総論

(3) 人口

住民基本台帳人口は、平成23年3月末日現在114,227人で、最近はほぼ横ばいの傾向が続いており、大きな増減はみられません。

(4) 産業

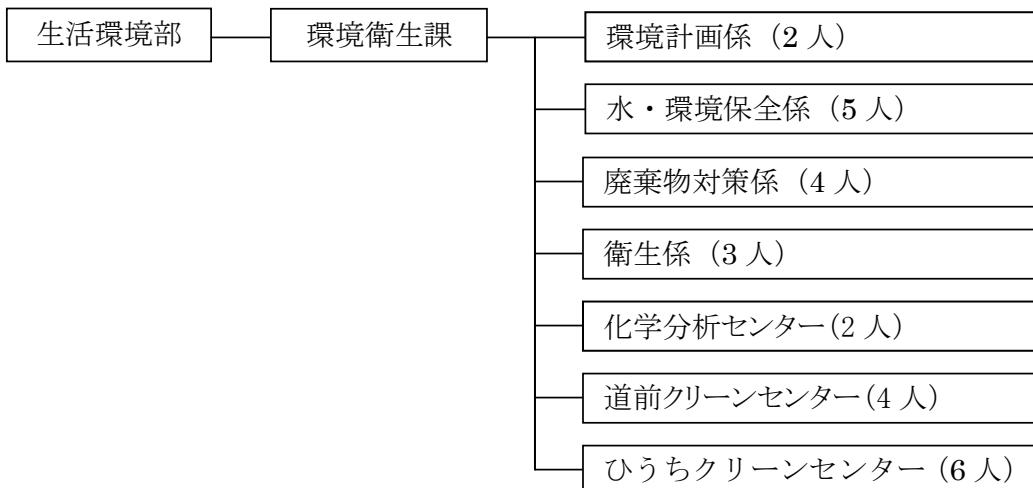
第1次産業は、県内有数の複合農業地帯（米作・麦作・野菜・果樹・花き・畜産）であるとともに、海苔・車えび、かに類などの水産物にも恵まれています。

また、第2次産業は、主に沿岸の埋立地での大規模製造業を中心に優れた集積を有しており、地域経済の基幹となっていますが、その一方で第3次産業については、都市規模に対してやや機能が弱い状況にあります。

2. 環境行政の体制

(1) 市の行政組織

《 本庁 》



《 総合支所 》

東予総合支所 ——— 市民福祉課 ——— 生活環境係(3人)

丹原総合支所 ——— 市民福祉課 ——— 市民福祉係(1人)

小松総合支所 ——— 市民福祉課 ——— 市民福祉係(1人)

(2) 環境基本条例

西条市環境基本条例は、平成19年1月に施行されました。本市の環境行政の基本理念や行政・事業者・市民の責務等を掲げています。

(以下公布の際の一文を抜粋)

私たち西条市民は、自然に恵まれた環境に感謝し、一人ひとりの自覚の下に協働してパートナーシップを築き、豊かな環境を維持し、創造することにより、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を実現し、人と生き物とが共生できる恵み豊かな西条市を将来の世代に引き継ぐことを目的とし、この条例を制定します。

(3) 環境基本計画

西条市環境基本計画は、平成19年3月に策定されました。西条市の環境面での将来像及びその実現のための基本目標や施策の方針等を定めるもので、市の最上位の計画である「西条市総合計画」を、環境面から総合的・計画的に推進するための計画に位置付けられます。「西条市環境基本計画」の期間は、平成19年度（2007年度）から平成28年度（2016年度）までの10年間とし、計画の中で示す目標の達成に向けて取り組んでいきます。

(4) 西条市環境審議会

市町村における環境の保全に関する基本的事項の調査審議等を行い、地域の実情に応じた適切な施策の推進を図るため、環境基本法第44条の規定により、「西条市環境審議会」が平成6年8月1日に設置されました。

西条市環境審議会の平成17年度以降の開催状況は、表1-1のとおりです。

表1-1 西条市環境審議会開催状況

年 月 日	審 議 会 開 催 内 容
平成19年3月26日	西条市環境基本計画（案）について
平成19年7月30日	管理型産業廃棄物最終処分場の増設について

第2章 各種施策の実施状況

1. 環境教育

基本目標

子どもから大人まで みんなで学び・考え・行動するまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標	策定時	平成22年度実績	目標値
こどもエコクラブの登録団体	2団体	4団体	5団体
自然観察会等への参加者	110人/4回	100人/3回	各回40人
環境に関する出前講座の回数	7回	3回	10回
ISO14001取得事業所数	19事業所	14事業所	40事業所
環境情報センター(仮称) の設置	—	—	設置
ビジターセンターの設置	—	—	設置
環境に関する人材登録数	—	—	30名

※ISO14001取得補助金は平成19年度で終了

◇ 自然観察会等の実施

普段身近に感じている西条の自然を観察することによって西条市の自然の良さを感じ、郷土の自然を誇りに、また大切に思う気持ちを養うため、「自然観察会」を6月、9月、11月の3回開催しました。

表2-1 自然観察会実施状況

	実施日	テーマ	場所	講師	参加者
第1回	6月5日 (土)	干潟の生き物を観察しよう	加茂川河口 龍宮神社(禎瑞)	山本 貴仁 氏 (西条自然学校)	42人
第2回	9月11日 (土)	昆虫を観察しよう	石鎚ふれあいの里	今川 義康 氏 (西条自然学校)	43人
第3回	11月20日 (日)	野鳥を観察しよう	加茂川河口	十亀 茂樹 氏 (野鳥の会愛媛東予地区連絡会)	15人



[第1回自然観察会の様子]



[第2回自然観察会の様子]



[第3回自然観察会の様子]



夏休みを利用して、水と親しみ、川にすむ水生生物を調査することにより、きれいな水の大切さ、自然の営みや生命の不思議さなどを体験していただくため、「水と親しむ青空教室」を実施しました。

表2-2 水と親しむ青空教室実施状況

実施日	内 容	場 所	参加者
7月29日 (木)	水生生物の 観察	加茂川トリム公園	51人



[青空教室の様子]

第2章 各種施策の実施状況

◇ 環境に関する出前講座の実施

環境に関する市の取組みを紹介する出前講座等を行いました。

表2-3 環境に関する出前講座実施状況

日付 時間	場所	主催者	対象者 人数	担当課 氏名	区分	内 容 詳細
5月15日(土) 14:30~16:00	総合文化会館	愛媛新聞てかがみ グループ	会員(女性)	生活環境部	水	水を活かしたまちづくり ・世界の水資源・うちぬき(自噴)の仕組み・良い水はどういうものか・人と水・西条市の取り組み
			12名	佐々木		
2月15日(火) 13:00~14:00	東予瀬戸内 休暇村	東予瀬戸内 休暇村	社員	環境衛生課	温暖化	・地球温暖化の基礎事項および各取り組み ・省エネ活動の事例説明 ・省エネ診断の紹介
			35名	渡辺・西原		
2月16日(水) 14:50~16:00	西条図書館	宅建協会	宅建協会西条支部	環境衛生課	水	西条市の水行政について ・水道事業及び地下水の現状について
			30名	渡辺・東元・近藤・伊藤		

◇ ISO14001 取得への補助 (旧産業振興課)

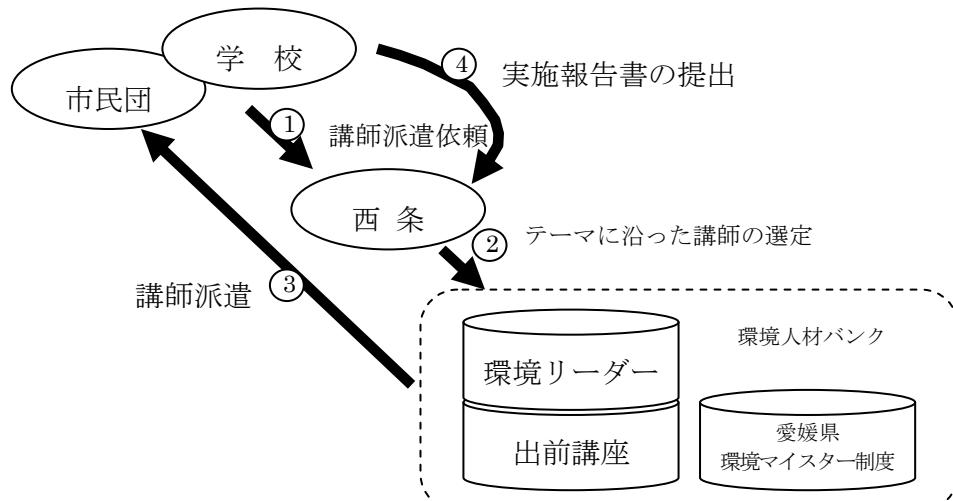
市内の中小企業等の品質管理及び環境管理技術の高度化を支援するため、国際標準化機構(ISO)が定めたISO9000シリーズ及びISO14000シリーズの認証を新規に取得したものに対し、取得費用の一部を補助金として交付していましたが、平成19年度で終了しました。

(2) リーディングプロジェクトの進捗状況

プロジェクト1 西条の環境リーダーを育てよう！



環境人材バンクとして、市の出前講座と市民講師（環境リーダー）の検討を行いました。



※ 市職員による出前講座の併用

※ 愛媛県の環境マイスター制度の紹介

◇ 出前講座の実施

環境に関する出前講座の一覧を作成し、ホームページで紹介しました。

実際に行った出前講座については前述のとおりです。

2. 水環境

基本目標

豊かで清らかな水環境 いつまでも誇りにできるまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時	平成22年度実績	目標値
地下水の保全に関する条例を全市域に適用		—	—	全市域に適用
家庭用井戸水の水質基準達成(一般項目)		59／60 地点	88／91 地点	達成
下水道の整備	供用面積 処理人口 普及率	1305.31ha 57,958人 50.0%	1505.20ha 60,694人 53.1%	1927.6ha 72,590人 62.6% (H24年度)
合併処理浄化槽の設置基数		260 基	221 基	年間当たりの新規設置基数が現状以上
公共用水域の環境基準達成地点数 ※年2～4回測定しているうち、1回でも基準を超えていたら、その地点は未達成とみなす。	河川	pH	16／17 地点	17／17 地点
		DO	15／17 地点	17／17 地点
		BOD	13／17 地点	11／17 地点
		SS	14／17 地点	17／17 地点
		大腸菌群数	1／17 地点	1／17 地点
	湖沼	pH	2／2 地点	2／2 地点
		DO	0／2 地点	0／2 地点
		COD	2／2 地点	2／2 地点
		SS	0／2 地点	2／2 地点
	海域	pH	11／11 地点	11／11 地点
		DO	5／11 地点	5／11 地点
		COD	4／11 地点	4／11 地点
河川の一斉清掃参加者数		1,500 人	1,660 人	2,000 人

※公共用水域（河川）の環境基準達成については、全測定地点のうち、環境基準の類型が定められている地点のみ抽出した。

◇ 下水道整備事業の推進

各種補助金・交付金を活用しながら下水道施設の整備促進に取り組んでいます。

◇ 合併浄化槽設置整備事業補助金

生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止するため、西条市浄化槽設置整備事業補助金を交付しています。

表 2-6 浄化槽設置整備事業補助金交付実績 (単位: 基・円)

年度区分	H18	H19	H20	H21	H22
5人槽	95(1)	141(2)	191(2)	187(4)	168(4)
7人槽	155(1)	120(2)	70(1)	50(1)	46(2)
10人槽	10(0)	10(0)	8(0)	5(0)	7(0)
11~20人槽	1	1	1	1	0
21~30人槽	1	1	1	0	0
31~50人槽	1	1	1	0	0
合計	263(2)	274(4)	272(3)	243(5)	221(6)
補助金額	152,794,000	152,628,000	143,222,000	122,842,000	112,452,000

注: () 内数値は、加茂川水系山間部設置基数を再掲

◇ 地下水年報の発行

平成 19 年度から、市内の地下水に関する測定結果の情報を公表するため、「地下水年報」を発行しています。この中では、市内 36 地点での地下水位等測定結果、91 地点での地下水水質調査結果、地下水使用量、地下水の保全に関するなどを掲載しています。

◇ 地下水調査の実施及び地下水の情報等の公表

ホームページ「水の歴史館」にて、水に関する様々な情報を提供しています。その中で、家庭の井戸水の水質調査や地下水位の調査の結果等、水にまつわる暮らしや生き物等についても随時更新しています。

URL <http://www.city.saijo.ehime.jp/mizunorekishikan/index.htm>

◇ 道前平野地下水資源調査解析事業

平成 19 年度から、道前平野地下水資源調査研究委員会(座長;愛媛大学教授 高瀬恵次 他学識者 5 名で構成)を立ち上げ、道前平野全域で地下水資源の調査・解析を開始し、平成 22 年度で調査を終了しました。地下水ポテンシャルの全体像、西条平野と周桑平野との帶水層の違い、涵養域等地下水流动、地下水の水質の問題点などが調査されました。平成 22 年度の調査では、西条平野における地下水流动モデルが構築され、今後の地下水保全のための水資源収支解析が行われました。

◇ 地下水法システム研究会

地下水を恒久的に保全するために、地下水を市民共通の財産「公水」として位置づけ、条例による保全のあり方や市民への周知方法などを検討する地下水法システム研究会を設置しています。

また、平成21年3月に地下水に関する市民意識調査（無作為抽出、市民5,000人）を行い、2,039人から回答（回答率40.8%）を得ました。

更に、平成21年8月から平成22年10月にかけて地下水（生活用水）に関する市民意識調査（市内の地下水がある地域34,182世帯）を行い、30,806世帯から回答（回答率90.1%）を得ました。

この調査結果及び道前平野地下水資源調査結果を基礎資料とし、地下水保全に向けた基本理念や法制度の仕組みを検討しています。

（2）リーディングプロジェクトの進捗状況

プロジェクト2

みんなでキラキラ輝く水辺を守ろう！



◇ 河川の清流を守る協議会の構成メンバー、河川清流愛護員の委嘱及び任命

平成21年7月、河川の清流を守る条例の第24条で掲げられている“河川清流愛護員”を10名委嘱しました。愛護員からは河川の水量、生き物、補修箇所などの情報があげられています。また広く関心を持つてもらうため、市民からの募集を継続しています。

同条例第23条による“河川の清流を守る協議会”については、未構成となっております。

◇ 清流保全のための施策の推進、普及啓発

7月4日（日）河川の清流を守る条例に基づき指定されている4つの「水質保全区域」の一斉清掃を行いました。参加者数は約1,660人、集まったごみの量約45tとなり、市内の河川が美しくなりました。



[御舟橋付近]



[水車の淵付近]

3. 自然環境



基本目標

石鎚山の源流から燧灘まで 自然の表情豊かなまち

(1) 各種施策の実施状況

計画指標	策定時	平成22年度実績	目標値
巨樹マップの作成	巨樹調査開始	巨樹マップの活用	巨樹マップの作成

(2) リーディングプロジェクトの進捗状況

プロジェクト3

西条の自然を知ってもらおう！



◇ 巨樹調査の実施

平成18年度より環境サポーター自然グループのメンバーで巨樹調査を行ってきました。巨樹調査は、これまでの文献等からの巨樹だけに限らず、古木や名木をリストアップする文献調査を行い、そのうち巨樹と定義されるものについても現地調査を行ってきました。こうした巨樹調査の結果、平成21年度には【西条の巨樹】を刊行しました。

平成22年度はこの巨樹マップを市民へ広くPRを行ない、昔から大切にされてきたこれらの歴史的・文化的遺産を見直し、将来にわたってこれらを保護・保全していくよう意識を高めました。



◇ 自然体験・観察会の充実

3回実施した自然観察会および毎年7月に開催している水と親しむ青空教室には、多数の参加がありました。大人の参加者も多く、子供といっしょに知識を深めることができました。

◇ 西条の自然を学べる冊子づくり

冊子づくりの準備として既存資料の調査をスケジュールに挙げていましたが、巨樹調査が先行しており、未着手となっています。

4. 生活環境

基本目標

健やかで快適な環境をいつまでも守り育むまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標		策定時	平成22年度実績	目標値
各環境基準の達成	大気	二酸化硫黄		達成
		達成地点数	8／8 地点	8／8 地点
		1時間値の平均達成率	100%	100%
		1日平均値の平均達成率	100%	100%
	浮遊粒子状物質			未達成
		達成地点数	2／8 地点	3／8 地点
		1時間値の平均達成率	99.9%	100%
		1日平均値の平均達成率	99.6%	99.9%
	二酸化窒素			達成
		達成地点数	1／2 地点	2／2 地点
		1時間値の平均達成率	97.9%	100%
	光化学オキシダント			未達成
		達成地点数	0／2 地点	0／2 地点
		1時間値の平均達成率	97.2%	93.3%
騒音	環境騒音			環境基準の達成
		昼間達成地点数	6／7 地点	
		夜間達成地点数	4／7 地点	
	交通騒音			
		昼間達成地点数	4／5 地点	
		夜間達成地点数	4／5 地点	
	振動			
		交通振動		
		昼間達成地点数	5／5 地点	
	悪臭	夜間達成地点数	5／5 地点	
		西条浄化センター	達成	達成
ダイオキシン	土壤			
		道前クリーンセンター	達成	
		ひうちクリーンセンター	達成	

第2章 各種施策の実施状況

計画指標	策定時	平成22年度実績	目標値
1人当たりのごみ排出量 ※家庭系	708g／日	645 g／日	649 g／日 (H24年度)
リサイクル率	12%	9.1%	22% (H24年度)
最終処分量	10,186 t	10,893 t	9,450 t (H24年度)

※循環型社会形成推進地域計画（H17～H23）を平成22年9月に変更し、各目標値が変更されました。

➤ 1人当たりのごみ排出量

ほぼ目標値となっています。

➤ リサイクル率

ごみステーションでの新聞紙等資源ごみの抜き取りが多発し、平成22年度もリサイクル率が低下しました。このため西条市廃棄物の処理及び環境美化に関する条例を平成23年3月28日（平成23年10月1日施行）に改正し、抜き取り者の取り締まりを行います。

➤ 最終処分量

昨年度からは減少しましたが、目標達成のため、剪定木の資源化、分別の推進による最終処分量の減少を検討しています。

◇ 環境保全協定（公害防止協定）の締結

環境保全協定（公害防止協定）は、地方公共団体等が公害を発生させるおそれのある事業活動を行う事業者との間で、その事業活動に伴う公害を防止するため、事業者がとるべき措置を、相互の自発的な合意形成により対等関係で締結するものです。これは法律、条例と並び、地域住民の健康を守り、良好な生活環境を保全するための有力な手段として定着しています。

平成23年3月末日現在、市は17の事業所と環境保全協定等を締結しています。

→詳細は「環境保全業務資料集」参照

◇ 生活環境項目の監視

快適な生活環境の保全のため、大気・水質・騒音・振動・悪臭・土壤・ダイオキシンの項目について、年間を通じて監視・調査を行っています。

→各環境項目測定結果の詳細は「環境保全業務資料集」参照

◇ 一般廃棄物の排出・処理状況

平成22年度の一般廃棄物の排出・処理状況は図2-1に示すとおりです。

総排出量（集団回収含む）は45,903tで、再生利用された総資源化量は4,187t、リサイクル率（=総資源化量／（計画処理量+集団回収量））は9.1%となっています。

中間処理による減量化量は30,823tで、計画処理量の69.2%が減量化されており、計画処理量の24.4%にあたる10,893tを埋立処分しています。

焼却施設である道前クリーンセンターでは、燃焼ガスの熱を利用して温水を作り、暖房や給湯を行うなど、廃棄物をエネルギー資源として有効活用しています。

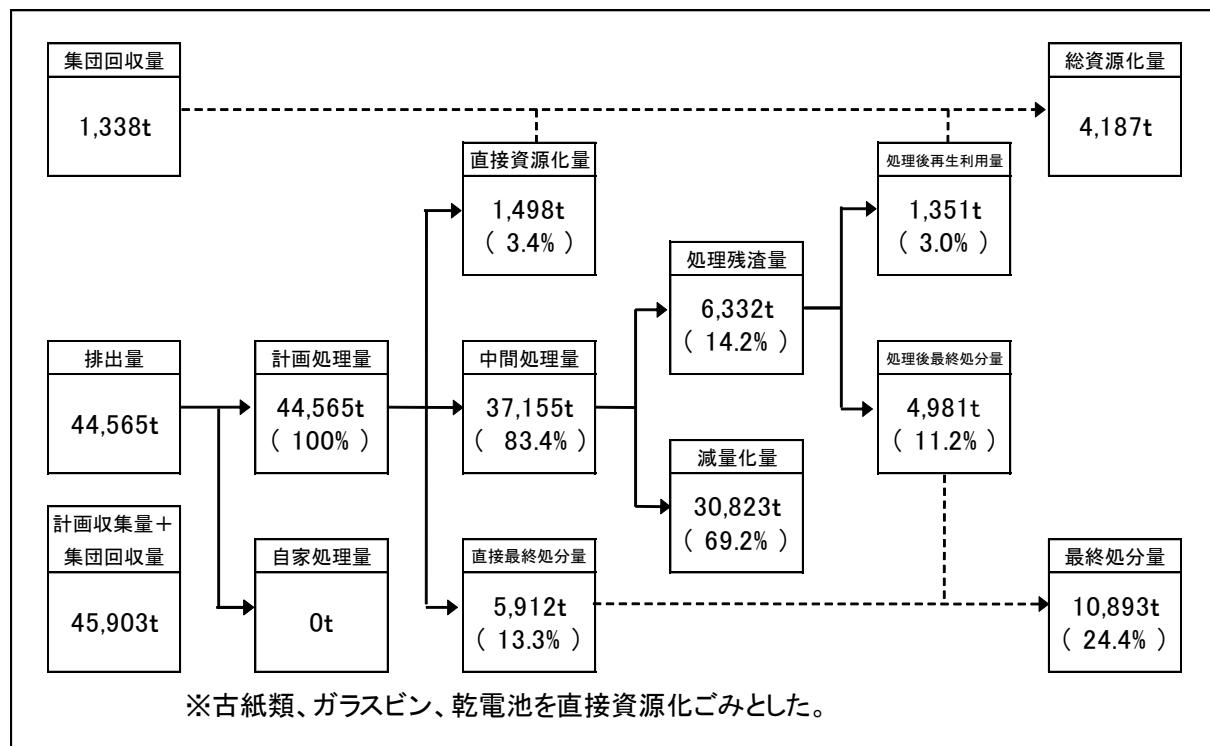


図2-1 ごみ処理量フロー

家庭系のごみ処理量は図2-2のように推移しています。平成16年度から1人1日当たりごみ量は減少傾向にあり、19年度には700g／日を下回りました。平成22年度は1人1日当たり645gのごみを排出しています。

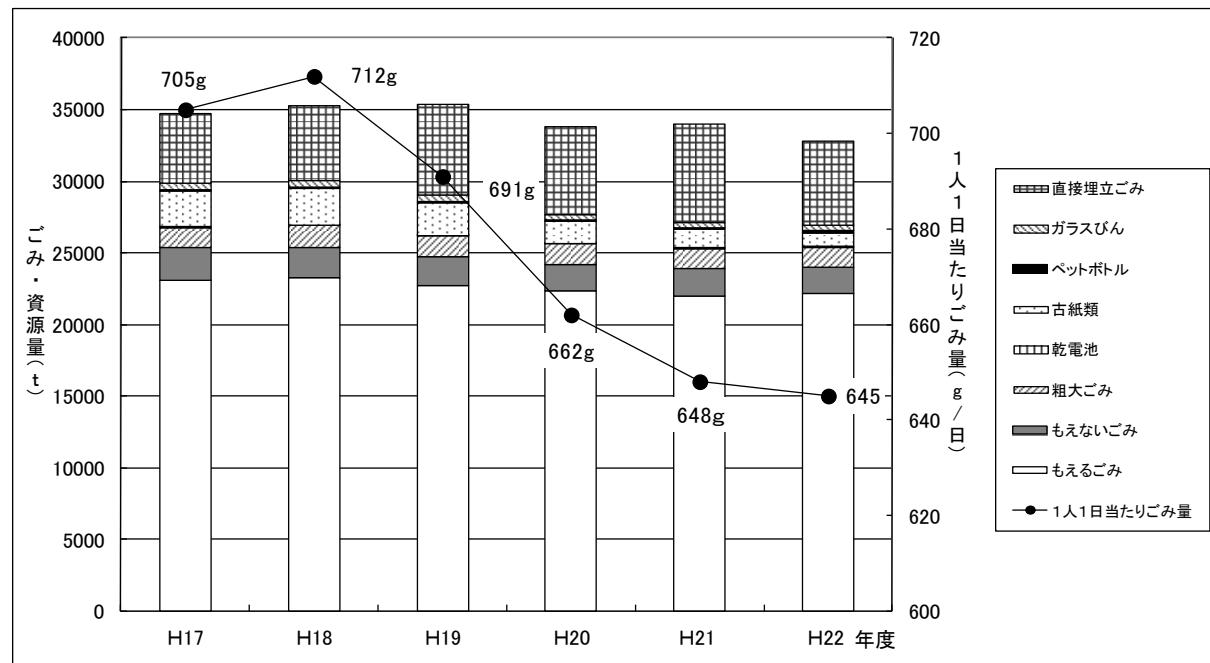


図2-2 ごみ処理量の推移（家庭系）

◇ 生ごみ処理機等の補助

各家庭等から排出される生ごみの減量化、焼却の効率化及び堆肥としての資源化を図るために、市内に住居を有する家庭の生ごみ処理容器及び生ごみ処理機の設置費に対し、西条市生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金を交付しています。

表2-4 生ごみ処理容器・生ごみ処理機設置費補助金交付実績

区分 年度	生ごみ処理容器		生ごみ処理機械		計	
	件数	金額(円)	件数	金額(円)	件数	金額(円)
H17	46	120,900	94	1,800,300	140	1,921,200
H18	58	183,800	86	1,685,700	144	1,869,500
H19	67	177,000	59	1,085,000	126	1,262,000
H20	59	176,200	60	1,177,200	119	1,353,400
H21	67	170,800	53	1,035,300	120	1,206,100
H22	59	170,900	25	486,300	84	657,200

生ごみ処理容器：1家庭2個以内。1個につき3,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

生ごみ処理機：1家庭1個。1個につき20,000円を限度とし、購入価格の2分の1以内。

◇ 資源リサイクル活動奨励補助金

市民の自主的な資源リサイクル活動を奨励し、ごみの資源化及び減量化を推進するため、リサイクル活動を実施する市内の市民団体に対し、西条市資源リサイクル活動奨励補助金を交付しています。

表 2-5 資源リサイクル活動奨励補助金交付実績

	登録団体数	回収量 (t)	補助金額 (円)
H 18	48	1101.63	4,406,520
H 19	50	1098.27	4,393,076
H 20	54	1182.26	4,729,052
H 21	62	1254.73	5,018,920
H 22	62	1337.48	5,349,912

(2) リーディングプロジェクトの進捗状況

プロジェクト4

“もったいない”の心を広げよう！



◇ 西条エコショップ制度の実施

平成21年2月に西条エコショップ制度を開始し、登録店の募集を行いました。スーパーマーケットや太陽光発電取扱店、お菓子屋、靴修理の店など、23年3月末現在で24店の登録があります。市民の皆さんに積極的に利用していただけるよう、西条市のホームページにてエコショップ登録店を紹介しています。今後も、登録店の増加に取り組んでいきます。

エコショップ制度の趣旨

買い物という誰にとっても身近な活動の中で、消費者・販売者ともに環境にやさしいライフスタイルを考え、実行するきっかけにしたいと考えています。

- ・店のPRができる。
- ・他店の取組みからヒントを得ることができる。



店

行政

- ・“もったいない”の気持ちを啓発することができる。



消費者・市民

- ・ライフスタイルを変えるヒントになる。
- ・環境に配慮した店の情報を得ることができる。



5. 社会環境

基本目標

水と緑に育まれ 自然と調和した文化のまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標	策定期	平成22年度実績	目標値
さいじょうまち美化パートナーの登録数	44団体	56団体	70団体

◇ 間伐材による木製ダムの設置 (危機管理課)

平成18年度より、木製ダムの調査研究事業に取り組んでいます。これは、平成16年度の台風災害の原因の一つが、山林の荒廃による土石流、流木の発生によるもので、いかに山を健全化させるかが今後の重要な課題となっているためです。

適切な間伐の実施、それにより発生した間伐材を用いての小型のダムの設置により、間伐の促進による山の保全と、自然環境の保全が同時に成されるよう取り組んでいます。

(2) リーディングプロジェクトの進捗状況

プロジェクト5
まち美化パートナーの輪を広げよう！



◇ さいじょうまち美化パートナー制度の紹介、活動団体・活動区域の公表

ホームページにてまち美化パートナーの現在の活動団体とその区域を公表しています。

環境サポーターがまち美化を広げるため市内事業所を訪問し、活動を進めたり、イベント等でチラシを配布したりする活動を行いました。

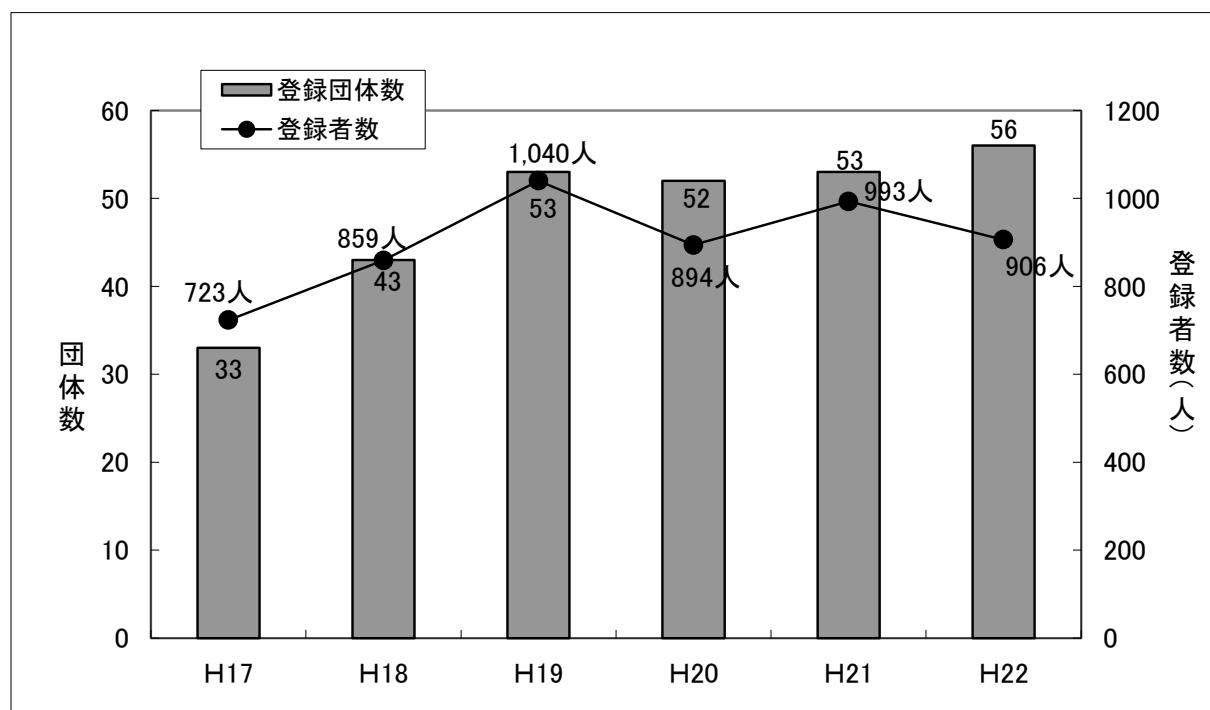


図2-3 まち美化パートナー登録数の推移

◇ さいじょうまち美化パートナーの活動推進、ポイ捨て禁止条例の検討

ポイ捨て禁止条例は以前より検討課題として挙がっていましたが、まち美化パートナーや愛媛県の愛リバー・愛ロード制度などの広がりもあり、一人一人のモラル向上により改善しようという方向性へ向かっています。

まち美化パートナー制度については、普及啓発を継続し、まち美化の輪を広げていきたいと思います。

6. 地球環境

基本目標

青い地球の緑の西条 地球にやさしく暮らすまち



(1) 各種施策の実施状況

計画指標	策定期	平成22年度実績	目標値
市の事務事業から発生する温室効果ガスの削減	30,362 t-CO ₂ — (H16年度)	24,908t-CO ₂ 18.0%減	24,603 t-CO ₂ 19.0%削減 (H22年度)
住宅用太陽光発電システム年間補助実績	22件	307件	— (H27年)

◇ CO₂ダイエット5年計画の実践

市の事務・事業から排出される温室効果ガスの削減のため、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条に基づき、地球温暖化対策実行計画を平成17年度より実践しています。

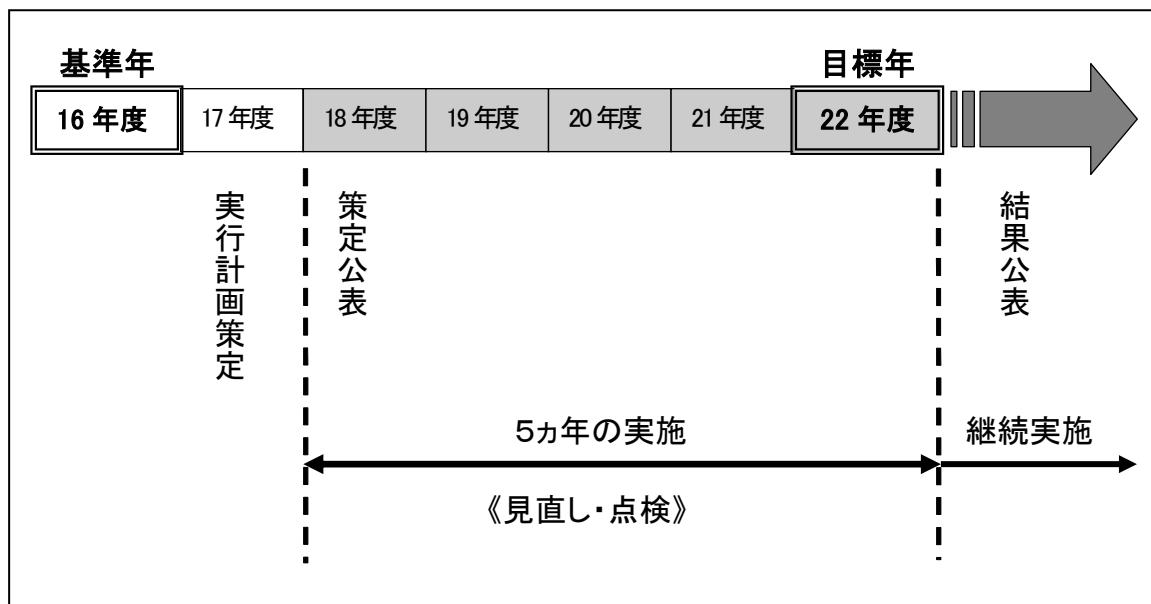


図2-4 CO₂ダイエット5年計画のスケジュール

第2章 各種施策の実施状況

表2-7 排出源別温室効果ガス排出量（削減対象施設）

排出源		基準年	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	基準年からの変化率	削減目標	単位:t-CO ₂
職員の取り組み	ガソリン	249	261	273	277	294	250	300	20.6%	-3.5%	
	軽油	86	91	95	82	73	78	84	-2.2%	-3.5%	
	灯油	3,030	2,781	2,546	2,507	2,535	2,637	2,560	-15.5%	-1.0%	
	A重油	1,261	1,237	1,234	962	905	959	954	-24.4%	-1.4%	
	LPG	457	477	494	456	446	467	468	2.4%	-1.2%	
	電気	10,770	10,999	10,733	10,470	10,224	10,601	11,056	2.7%	-2.5%	
	CO ₂ 以外	96	91	65	38	14	13	21	-78.2%	-0.3%	
	小計	15,948	15,938	15,441	14,791	14,491	15,005	15,443	-3.2%	-2.1%	
ごみ処理	廃プラスチック	13,858	11,735	11,327	10,908	9,243	9,391	8,940	-35.5%	-38.0%	
	CO ₂ 以外(ごみ)	556	551	557	545	532	526	526	-5.4%	-30.0%	
	小計	14,414	12,286	11,884	11,453	9,775	9,917	9,466	-34.3%	-37.7%	
合計		30,362	28,224	27,325	26,245	24,266	24,922	24,908	-18.0%	-19.0%	

西条市では削減対象施設の温室効果ガスを、道前クリーンセンターでごみ（廃プラスチック）を焼却することにより排出されるもの=「ごみ減量」と、それ以外（施設での電気や燃料の使用など）から排出されるもの=「職員の取り組み」の2つに分けて、削減目標を設定し、推移を見ていきます。

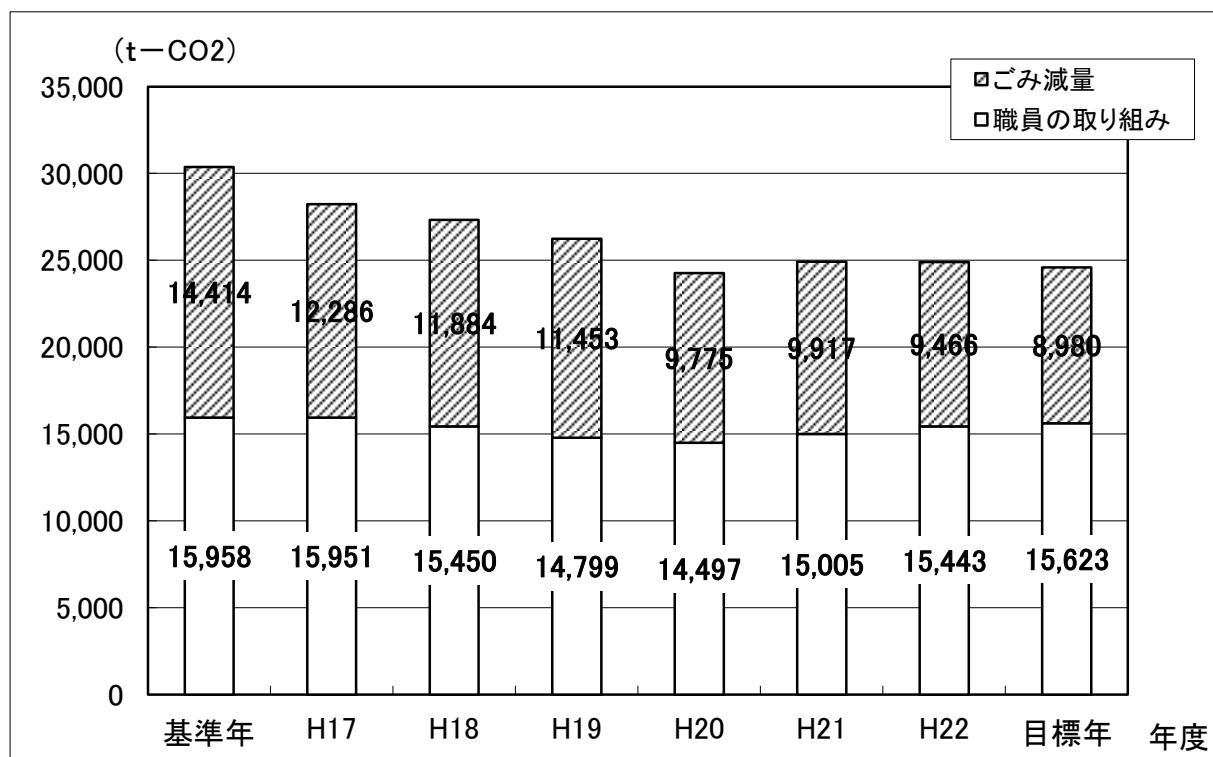


図2-5 削減対象施設における温室効果ガス排出量の推移

目標年である22年度の結果は、市の事務事業による排出量は目標値に達しましたが、ごみの焼却による排出量は、残念ながら目標値に達することができませんでした。しかし策定期から比べ、全体で18%削減できており、23年度に設定する新たな目標値に向か、今後も削減に取り組んでいきたいと思います。

◇ 住宅用太陽光発電システムの導入補助 (商工労政課)

環境に調和したまちづくりを推進するため、住宅用太陽光発電システムを設置する方に対して、補助金を交付しています。

補助金は次の(1)・(2)のいずれか低い金額（上限額は120,000円）になります。

- (1) 太陽電池モジュールの最大出力数に1キロワット当たり30,000円を乗じた金額
- (2) 補助対象経費の5パーセントの金額

平成22年度は307件の補助を行いました。

◇ 廃食油の回収・BDFの使用

BDFとは「バイオディーゼル燃料」の略で、軽油の代替燃料として注目されています。

西条市では、公共施設から出る廃食油を、BDF精製可能な市内2業者に回収してもらい、うち1業者から精製されたBDFを購入し、移動図書館カワセミ号、丹原学校給食センターの配送車（2台）、小松学校給食センターの配送車（1台）、道前クリーンセンターの構内ダンプ等で使用しています。

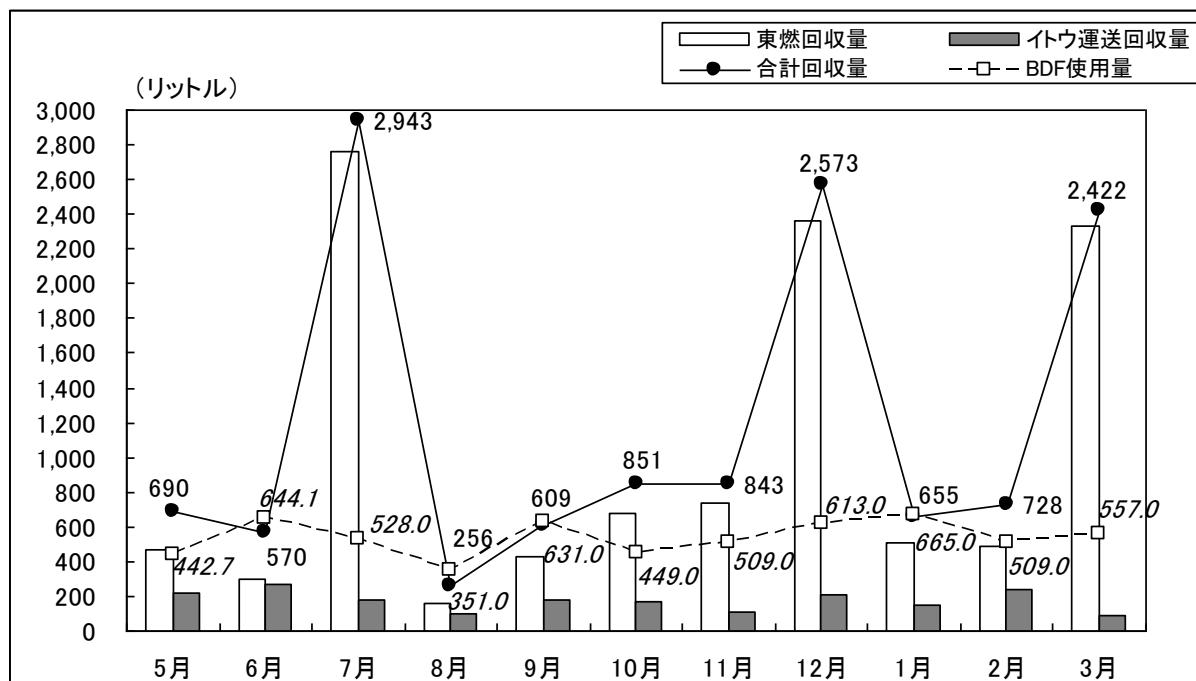


図2-6 廃食油回収量及びBDF納入量の推移

平成22年度では、合計6,544リットルを軽油からBDFに変えたことで、削減された温室効果ガスの排出量は17.1t-CO₂(CO₂のみ)となっています。

◇ 酸性雨調査隊による酸性雨調査

平成18年度より西条市では市内の広い範囲で、一般の人でも参加できる酸性雨調査を実施しています。

一般から募集した希望者に、採取キットとパックテストを配付し、測定結果を報告してもらいました。平成22年度は市内4ヶ所の調査結果が集まり、全てのところでpH5.6以下の酸性雨が確認されました。

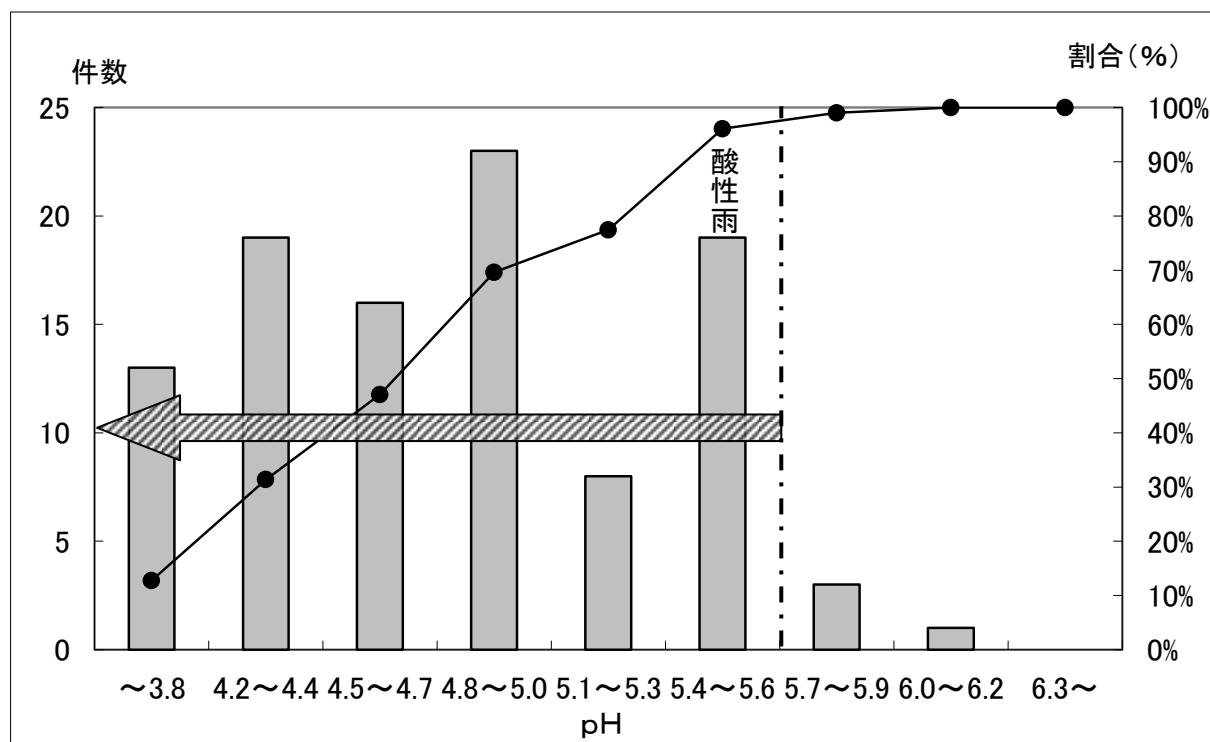


図2-7 酸性雨濃度度数分布

酸性雨調査方法

1. 雨を採取するキットを雨が予測される日に外に出して、雨を採取。
2. 採集した雨水を全量ビーカーに移して量を計る。なお、検査するには最低10mlの雨が必要。
3. pH（水素イオン濃度）測定用パックテスト※1で雨水のpHを計り記録用紙に記入する。

(2) リーディングプロジェクトの進行状況

プロジェクト6
Kid's ISOでエコ・キッズになろう！



平成20年度より愛媛県が実施する「子ども温暖化防止活動実践事業」を活用し、地球温暖化に関する学習を実施しました。

子ども向け環境家計簿

むだな電気をへらして、地球温暖化をやっつけろ！

どんどん地域の温度があがっていく地球温暖化の原因は、人のくらしから出すCO₂（二酸化炭素）。電気を作る時にも、このCO₂が出ているんだ。みんなむだな電気をへらして（＝節電）、地球があがくなるのをとめよう。

<1週目>

いつも、みんなの家ではどちらくらい電気をつかっているのか？電気メーターで調べてみよう！

無前の日	月 日() 時 分	ちゅううおんたんか
1週間前の同じ曜日	月 日() 時 分	電気メーターの数字 1234.5 キロワット
1週間で使った量 (1-2)	1日で使った量 (1+7)	1日で使った量 (1+7) キロワット

<2週目>

1週間、毎晩取り組んでみよう！毎日、同じ時間に電気メーターを調べて、経過できたかチェックしてね。電気メーターの数字
毎日(同じ時間に調べね。)→(2の数よりも大きいかな?)→(2-1の数よりも大きいかな?)→(2-2の数よりも大きいかな?)→(2-3の数よりも大きいかな?)→(2-4の数よりも大きいかな?)→(2-5の数よりも大きいかな?)→(2-6の数よりも大きいかな?)→(2-7の数よりも大きいかな?)

月 日() 時 分						
① キロワット	② キロワット	③ キロワット	④ キロワット	⑤ キロワット	⑥ キロワット	⑦ キロワット

1週間で使った量
(1-2) → 2週間で使った量
(1-7)

1週間で使った量
(1-2) → 1日で使った量
(1+7)

記入欄

年 紹介者名前 始め始めた日 月 日～月 日
むだな電気をつかないために、つぎのことをします。
・
・
・

経過期間 (3)、(4)の数字を書いてね。
① キロワット
② キロワット
③ キロワット
④ キロワット

子ども向け環境家計簿

家族みんなでむだな電気をへらそう！

電気は発電所でつくられ、みなさんの家庭まで送られてきますが、火力発電などで電気をつくると、地球温暖化の原因となるガス（二酸化炭素）が発生します。わたしたちが電気をたくさん使えば使うほど、それだけ電気をつくなければなり、ガスもたっさくなってしまうのです。

どうしたら「むだな電気」をへらせるか、いろいろ工夫してみましょう。

電気でへらせるCO₂の量は「杉の木」何本分？

1年間、電気をつけることでへらせるCO₂を、「杉の木」が植^えぐ量とくべると…

1本が植^えぐ量=約1kg

ここをチェック!
0.1本

0.17本
冷蔵庫のとひらはすぐしめよう

ごまめにぬいて消費電力をへらそう

0.37本
扇^きをとときは扇^きをへらそう

0.83本
見ていないテレビは扇^きをへらそう

0.93本
フィルターを月に1回は掃除しよう

0.55本
扇^きを1日1時間へらそう

ご家庭のみなさんへのお願い

家庭で身近な地球温暖化防止活動を体験することにより、「日常生活と地球温暖化問題とのつながり」を意識し、環境から環境に配慮した生活を実践してもらいたいとのきっかけとするため、子どもにとって身近で取り扱いやすい「電気」の使用実務を取上げています。ぜひ、子どもと一緒に取り組んでいただきたいです。

子どもと一緒に取り組んでいただきたいこと

- 電気メーターを探して、数値を描きます。
- 経過の取組内容を書き、実践します。
- 取組を振り返ります。

※1週目と2週目の取組を続けて実践する必要はありません。

問い合わせ先 愛媛県環境後部環境局 地球温暖化対策室
電話：089-912-2349 FAX：089-931-0888 E-mail：kankyou@pref.shim.e.jp

第2章 各種施策の実施状況

環境保全業務資料集

1. 環境保全協定

環境保全協定（公害防止協定）の締結状況

協定の名称	対象事業所	締結年月日	改 正
環境保全協定	住友共同電力株式会社 壬生川火力発電所	昭和 45 年 3 月 4 日	昭和 48 年 4 月 13 日全部改正 昭和 52 年 6 月 1 日一部改正 平成 13 年 4 月 20 日一部改正 平成 22 年 6 月 4 日一部改正
公害防止協定	住友金属鉱山株式会社 東予工場	昭和 45 年 12 月 28 日	
環境保全協定	株式会社クラレ西条事 業所 クラレ西条株式会社	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正 平成 11 年 8 月 31 日一部改正 平成 19 年 11 月 27 日一部改正
公害防止協定	四国電力株式会社 西条発電所	昭和 47 年 7 月 24 日	昭和 51 年 12 月 6 日全部改正
覚書	住友化学工業株式会社	昭和 50 年 3 月 24 日	
公害防止協定	愛媛銑銑鉄鑄物工業団 地及び各事業所	昭和 50 年 4 月 25 日	平成 17 年 7 月 1 日一部改正
公害防止協定	株式会社ダスキンプロ ダクト中四国愛媛工場	昭和 52 年 6 月 10 日	昭和 56 年 8 月 11 日全部改正 平成 17 年 11 月 15 日一部改正
公害防止協定	フジボウ愛媛株式会社 壬生川工場	昭和 52 年 11 月 21 日	
公害防止協定	四国鉄鋼株式会社	昭和 56 年 1 月 27 日	
公害防止協定	四国製造	昭和 56 年 1 月 27 日	
公害防止協定	愛媛サニタリープロダ クツ株式会社	昭和 58 年 3 月 3 日	平成元年 9 月 26 日全部改正 平成 4 年 1 月 29 日一部改正 平成 7 年 8 月 21 日一部改正 平成 12 年 9 月 21 日一部改正
公害防止協定	四国コカ・コーラボトリ ング株式会社	平成 3 年 5 月 13 日	平成 17 年 11 月 15 日一部改正
公害防止協定	東亜道路工業株式会社	平成 5 年 7 月 30 日	
公害防止協定	アサヒビール株式会社 四国工場	平成 9 年 2 月 10 日	
環境保全協定	日新製鋼株式会社 東予製造所	平成 10 年 10 月 15 日	
環境保全協定	ルネサスエレクトロニ クス株式会社	平成 15 年 4 月 1 日	株式会社ルネサステクノロジ 西条事務所より承継
環境保全協定	ワタキューセイモア 株式会社四国支店	平成 17 年 10 月 1 日	

2. 水質

(1) 環境基準

水質汚濁に係る環境基準は、環境基本法第 16 条の規定に基づき、水質の汚濁に係る環境上の条件について、人の健康を保護し及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定され、水質保全行政の目標となるものです。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準は、すべての公共用水域に一律に適用され、カドミウム、全シアン等の 27 項目の基準が定められています。

一方、公共用水域における生活環境の保全に関する環境基準は、健康項目とは異なり、一律適用でなく、河川、湖沼及び海域ごとに利水目的に応じた水域類型を設け、それぞれの水域類型ごとに、p H、BOD、COD 等の 9 項目について基準値が設定されており、各公共用水域をこの水域類型へあてはめることによって、各水域の環境基準が示されています。

公共用水域における人の健康の保護に関する環境基準等（27 項目）

項目	基 準 値
カドミウム	0.01mg/l以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01mg/l以下
六価クロム	0.05mg/l以下
ヒ素	0.01mg/l以下
総水銀	0.0005mg/l以下
アルキル水銀	検出されないこと
P C B	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02mg/l以下
四塩化炭素	0.002mg/l以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004mg/l以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1mg/l以下
シスー1, 2-ジクロロエチレン	0.04mg/l以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/l以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006mg/l以下
トリクロロエチレン	0.03mg/l以下
テトラクロロエチレン	0.01mg/l以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002mg/l以下
チウラム	0.006mg/l以下
シマジン	0.003mg/l以下
チオベンカルブ	0.02mg/l以下
ベンゼン	0.01mg/l以下
セレン	0.01mg/l以下
硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/l以下
ふつ素	0.8mg/l以下
ほう素	1 mg/l以下
1, 4-ジオキサン	0.05mg/l以下

(備考)

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定結果が測定方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素の濃度は、規格 43.2.1、43.2.3 又は 43.2.5 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、規格 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準

① 河川（湖沼を除く。）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD) mg/ℓ	浮遊物質量 (SS) mg/ℓ	溶存酸素量 (DO) mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	25 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	2 以下	25 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	25 以下	5 以上	5,000 以下
C	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	50 以下	5 以上	—
D	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	100 以下	2 以上	—
E	6.0 以上 8.5 以下	10 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—

(備考)

1. 基準値は日間平均値とする。（湖沼、海域もこれに準ずる。）
2. 農業用利水点については水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/ℓ 以上とする。（湖沼もこれに準ずる。）

② 湖沼（天然湖沼及び貯水量 1,000 万 m³以上の人工湖）

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/ℓ	浮遊物質量 (SS) mg/ℓ	溶存酸素量 (DO) mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ
AA	6.5 以上 8.5 以下	1 以下	1 以下	7.5 以上	50 以下
A	6.5 以上 8.5 以下	3 以下	5 以下	7.5 以上	1,000 以下
B	6.5 以上 8.5 以下	5 以下	15 以下	5 以上	—
C	6.0 以上 8.5 以下	8 以下	ごみ等の浮遊が 認められないこと	2 以上	—

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.1 mg/ℓ 以下	0.005 mg/ℓ 以下
II	0.2 mg/ℓ 以下	0.01 mg/ℓ 以下
III	0.4 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
IV	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
V	1.0 mg/ℓ 以下	0.1 mg/ℓ 以下

(備考)

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。
3. 農業用水については、全りんの項目の基準値は適用しない。

(3) 海域

類型	基 準 値				
	水素イオン濃度 (pH)	化 学 的 酸素要求量 (COD) mg/ℓ	溶存酸素量 (DO) mg/ℓ	大腸菌群数 MPN/100mℓ	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等) mg/ℓ
A	7.8 以上 8.3 以下	2 以下	7.5 以上	1,000 以下	検出されないこと
B	7.8 以上 8.3 以下	3 以下	5 以上	—	検出されないこと
C	7.0 以上 8.3 以下	8 以下	2 以上	—	—

類型	基 準 値	
	全 窒 素	全 り ん
I	0.2 mg/ℓ 以下	0.02 mg/ℓ 以下
II	0.3 mg/ℓ 以下	0.03 mg/ℓ 以下
III	0.6 mg/ℓ 以下	0.05 mg/ℓ 以下
IV	1.0 mg/ℓ 以下	0.09 mg/ℓ 以下

(備考)

1. 基準値は、年間平均値とする。
2. 水域類型の指定は、海洋プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。

(2) 公共用水域の水質調査

加茂川水系のうち、加茂川水域は河川のAA類型、黒瀬ダムは湖沼のA類型、中山川水系のうち、中山川水域甲（上流域）はAA類型、中山川水域乙（下流域）はA類型に指定されています。また、海域についても下表のとおり類型指定されています。

市内の公共用水域の水質調査は、河川は水質保全区域に指定している新町川水系、新川水系、御舟川水系、馬渓川・サラサラ川水系の4水系をはじめ、加茂川、中山川、渦井川及び市内中小河川の84地点で概ね年4回実施し、湖沼は黒瀬ダムのダムサイド西500mとダムサイド西1,600mの2地点で実施しています。また、海域は西条海域7地点及び東予海域4地点で実施しています。

市内の公共用水域の平成22年度の調査を行った結果、類型指定されている水域においては、概ね環境基準を達成していますが、大腸菌群数については大半が環境基準を超過しており、また、類型指定されていない水域においても、大腸菌群数が高い数値を示しています。生活排水による汚濁負荷量削減のため、引き続き下水道等の整備を推進していく必要があります。

水質環境基準の類型指定状況

① pH、COD等

水 域		該当類型	達成期間	備 考
西条海域	東予港西条地区航路泊地甲	C	イ	昭和48年3月6日 愛媛県告示第246号
	東予港西条地区航路泊地乙	B	ロ	
	西条海域甲	B	ロ	
	西条海域丙	A	ロ	
東予海域	東予港壬生川地区	C	イ	
	東予海域甲	B	ロ	
	東予海域乙	B	ロ	
	東予海域丙	A	イ	
	河原津漁港	B	ロ	
加茂川 水 系	加茂川水域	AA	イ	昭和51年6月25日 愛媛県告示第677号
	黒瀬ダム貯水池	A	イ	
中山川 水 系	中山川水域甲	AA	イ	
	中山川水域乙	A	イ	

注) 達成期間の区分「イ」は直ちに達成、「ロ」は5年以内のできるだけ早い時期に達成

② 全窒素、全りん

水域	該当類型	達成期間	備 考
燧灘中西部	II	直ちに達成	平成9年4月25日 愛媛県告示第843号

公共用水域水質測定結果総括表

ア 河川

水系	採水地点	類型	pH			DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群数(MPN/100mℓ)			
			最小	最大	m / n	最小	最大	m / n	平均	最小	最大	m / n	平均	最小	最大	m / n	平均	
加茂川	兎之山橋	AA	7.4 ~ 7.6	0 / 4	8.1 ~ 12	0 / 4	10 < 0.5 ~	0.9	0 / 4	0.7	1 ~	7	0 / 4	3	20 ~	13,000	3 / 4	3,800
	東宮東	AA	7.8 ~ 8.0	0 / 4	8.1 ~ 13	0 / 4	10.5 < 0.5 ~	0.6	0 / 4	0.5 < 1 ~ <	1	0 / 4 <	1	50 ~	500	3 / 4	200	
	船形橋下	AA	7.7 ~ 8.1	0 / 4	9.0 ~ 12	0 / 4	11 < 0.5 ~	1.1	1 / 4	0.7 < 1 ~	1	0 / 4	1	20 ~	1,700	3 / 4	900	
	伊曾乃橋	AA	7.6 ~ 8.0	0 / 4	7.9 ~ 12	0 / 4	10 < 0.5 ~	0.6	0 / 4	0.5 < 1 ~	1	0 / 4	1	40 ~	35,000	3 / 4	9,100	
	太平堰	A	6.7 ~ 7.3	0 / 4	7.5 ~ 9.7	0 / 4	8.6 < 0.5 ~	0.7	0 / 4	0.6 < 1 ~	4	0 / 4	2	2,700 ~	7,000	4 / 4	4,100	
	鞍瀬天然プール	AA	8.1 ~ 8.2	0 / 2	9.2 ~ 9.8	0 / 2	9.5	0.6 ~	0.6	0 / 2	0.6 < 1 ~	1	0 / 2	1	3,300 ~	92,000	2 / 2	47,700
	明河キャンプ場	AA	7.8 ~ 7.9	0 / 2	9.2 ~ 9.8	0 / 2	9.5 < 0.5 ~	0.6	0 / 2	0.6 < 1 ~	1	0 / 2	1	220 ~	7,300	2 / 2	3,800	
	楠窪キャンプ場	AA	7.8 ~ 7.8	0 / 2	8.8 ~ 9.6	0 / 2	9.2 < 0.5 ~	< 0.5	0 / 2	< 0.5 < 1 ~	1	0 / 2	1	170 ~	3,300	2 / 2	1,700	
山川	白坂・来見橋	AA	7.5 ~ 7.7	0 / 4	9.0 ~ 12	0 / 4	11 < 0.5 ~	1.8	1 / 4	1.0 < 1 ~	2	0 / 4	1	130 ~	22,000	4 / 4	6,500	
	金比羅橋上流	AA	7.1 ~ 7.6	0 / 4	8.4 ~ 11	0 / 4	10 < 0.5 ~	1.6	2 / 4	1.0 < 1 ~	5	0 / 4	3	330 ~	24,000	4 / 4	10,400	
	雨乞橋	AA	7.8 ~ 8.0	0 / 4	8.6 ~ 12	0 / 4	10.3	0.6 ~	1.1	1 / 4	0.8 < 1 ~	4	0 / 4	3	900 ~	24,000	4 / 4	7,200
	相谷橋	AA	7.7 ~ 8.0	0 / 4	8.3 ~ 11	0 / 4	9.4	0.9 ~	4	3 / 4	2.4 < 2 ~	24	0 / 4	10	2,000 ~	82,000	4 / 4	23,300
	千原・鍋谷橋	AA	7.5 ~ 7.8	0 / 3	11 ~ 12	0 / 3	11 < 0.5 ~	0.6	0 / 3	0.5 < 2 ~	3	0 / 3	2	0 ~	0	0 / 3	0	
	湯浪	AA	7.3 ~ 7.6	0 / 4	9.1 ~ 13	0 / 4	11 < 0.5 ~	1.0	0 / 4	0.6 < 1 ~ <	1	0 / 4 <	1	110 ~	7,900	4 / 4	4,000	
	香積橋下	AA	7.1 ~ 7.3	0 / 4	8.9 ~ 12	0 / 4	10.2 < 0.5 ~	0.7	0 / 4	0.6 < 1 ~ <	1	0 / 4 <	1	50 ~	4,900	3 / 4	2,500	
妙之谷川	妙之谷川橋下	AA	7.4 ~ 7.4	0 / 4	8.8 ~ 13	0 / 4	10 < 0.5 ~	0.9	0 / 4	0.6 < 1 ~	3	0 / 4	2	110 ~	35,000	4 / 4	13,200	
	大妙橋	AA	7.5 ~ 8.1	0 / 3	9 ~ 12	0 / 3	10	0.5 ~	1.5	1 / 3	0.9 < 1 ~	3	0 / 3	2	790 ~	28,000	3 / 3	18,900

※ 鍋谷橋の大腸菌の単位は個/ml

m / nは、(環境基準値を超える検体数) / (総検体数)

水系	採水地点	類型	pH			DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群数(MPN/100mℓ)		
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	m / n
新町川系	三軒家泉		7.2 ~ 7.9	/ 3	8.9 ~ 12	/ 3	11 < 0.5 ~	1.4 / 3	0.8 < 1 ~	3 / 3	2						
	觀音水		7.2 ~ 7.8	/ 4	7.4 ~ 11	/ 4	9.4 < 0.5 ~	1.0 / 4	0.6 < 1 ~ <	1 / 4 <	1	50 ~	7,900	/ 4	3,300		
	武丸化学研究所前		7.2 ~ 7.4	/ 4	8.7 ~ 10	/ 4	9.2 < 0.5 ~	0.6 / 4	0.5 < 1 ~	1 / 4	1	1,400 ~	7,900	/ 4	4,900		
	市農協会館駐車場前		7.2 ~ 7.5	/ 4	8.4 ~ 11	/ 4	9.3 < 0.5 ~	1.0 / 4	0.6 < 1 ~	1 / 4	1	170 ~	7,900	/ 4	4,500		
	お堀流入生活排水路東		7.5 ~ 8.2	/ 4	9.0 ~ 11	/ 4	10.0 < 0.5 ~	1.0 / 4	0.7 < 1 ~	6 / 4	3						
	お堀流入生活排水路西		7.2 ~ 7.5	/ 4	8.1 ~ 9.8	/ 4	8.9 < 0.5 ~	0.7 / 4	0.6 < 1 ~	1 / 4	1						
	お堀流入生活排水路西		7.2 ~ 7.7	/ 4	8.0 ~ 9.8	/ 4	8.8 < 0.5 ~	0.6 / 4	0.5 < 1 ~	2 / 4	1						
	お堀 西条高校前		6.9 ~ 7.5	/ 4	5.7 ~ 10	/ 4	8.3 < 0.5 ~	0.9 / 4	0.7 < 1 ~	3 / 4	2						
	本陣川下限		7.2 ~ 7.5	/ 4	8.7 ~ 10	/ 4	9.1 < 0.5 ~	0.8 / 4	0.7 < 1 ~	2 / 4	2						
新川花園町系	剣の川		6.9 ~ 7.4	/ 4	7.3 ~ 10.0	/ 4	8.9 < 0.5 ~	0.8 / 4	0.6 < 1 ~	1 / 4	1	1,100 ~	7,000	/ 4	4,000		
	砂盛児童公園西		7.2 ~ 7.7	/ 4	8.5 ~ 10	/ 4	9.1 < 0.5 ~	0.8 / 4	0.6 < 1 ~	2 / 4	1						
	下喜多川南合流点		7.4 ~ 9.0	/ 4	8.5 ~ 9.7	/ 4	9.2 < 0.5 ~	1.4 / 4	0.8 < 1 ~	3 / 4	2						
	川花園町		7.5 ~ 8.8	/ 4	9.0 ~ 10	/ 4	9.5 0.5 ~	0.9 / 4	0.7 < 1 ~	3 / 4	2						
	樋之口上路建築北		7.7 ~ 8.4	/ 4	9.7 ~ 11	/ 4	10.4 < 0.5 ~	1.6 / 4	0.9 < 1 ~	2 / 4	1						
	古川北団地北		7.7 ~ 8.1	/ 4	9.5 ~ 11	/ 4	10.1 < 0.5 ~	0.9 / 4	0.7 < 1 ~	4 / 4	2						
	新川橋		7.3 ~ 7.9	/ 4	8.4 ~ 11	/ 4	9.7 < 0.5 ~	2.5 / 4	1.1 2 ~	6 / 4	4	3,500 ~	54,000	/ 4	24,600		
	淨化センター東		7.3 ~ 7.3	/ 4	7.5 ~ 8.5	/ 4	8.1 < 0.5 ~	1.2 / 4	0.8 1 ~	5 / 4	3						
	馬渕川 大町用水		7.7 ~ 8.0	/ 4	8.7 ~ 14	/ 4	11 < 0.5 ~ <	0.5 / 4	0.5 < 1 ~	1 / 4	1						
水系	天皇泉 下小川下橋		7.8 ~ 8.4	/ 2	0.0 ~ 11	/ 3	6.7 < 0.5 ~	0.6 / 2	0.6 0 ~	2 / 3	1						
	界谷川合流点上流60m		7.1 ~ 7.5	/ 4	8.4 ~ 11	/ 4	9.7 < 0.5 ~	0.7 / 4	0.6 < 1 ~	2 / 4	1						

水系	採水地点	類型	pH			DO (mg/l)			BOD (mg/l)			SS (mg/l)			大腸菌群数 (MPN/100ml)		
			最小~最大	m / n	最大~最小	m / n	平均		最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均
松ノ木泉	6.9 ~ 7.8	/ 4	6.6 ~ 9.4	/ 4	8.6	0.9 ~	8.2	/ 4	2.8	< 1 ~	1	/ 4	1	2,400 ~	54,000	/ 4	18,200
清水	7.2 ~ 7.7	/ 3	9.7 ~ 13	/ 3	10.8	< 0.5 ~	1.0	/ 3	0.7	< 1 ~	1	/ 3	1				
市営泉町地遊園地西	7.3 ~ 8.8	/ 4	9.5 ~ 11	/ 4	10.1	0.6 ~	5.7	/ 4	2.0	< 1 ~ <	1	/ 1 <	1				
駅西児童公園西	7.6 ~ 8.4	/ 4	9.4 ~ 13	/ 4	11.1	0.6 ~	8.0	/ 4	2.7	< 1 ~ <	1	/ 4	1				
サービス大町東	7.2 ~ 8.4	/ 4	8.7 ~ 10	/ 4	9.6	< 0.5 ~	1.1	/ 4	0.7	< 1 ~	1	/ 4	1				
川 清水橋	7.3 ~ 8.1	/ 4	8.5 ~ 11	/ 4	9.6	< 0.5 ~	0.6	/ 4	0.6	< 1 ~	2	/ 4	1				
水 ベルモニ一西条会館東	7.1 ~ 7.6	/ 4	5.9 ~ 10	/ 4	8.7	< 0.5 ~	0.5	/ 4	0.5	< 1 ~	2	/ 4	2				
系 ベルモニ一西条会館西	7.3 ~ 7.6	/ 4	8.5 ~ 10	/ 4	9.4	< 0.5 ~	0.5	/ 4	0.5	< 1 ~	2	/ 4	1				
御舟橋	7.3 ~ 7.9	/ 4	8.2 ~ 11	/ 4	9.5	< 0.5 ~	0.6	/ 4	0.5	< 1 ~	3	/ 4	2	1,300 ~	7,900	/ 4	3,300
御舟川橋南	7.2 ~ 8.1	/ 4	8.3 ~ 12	/ 4	10.3	< 0.5 ~	0.8	/ 4	0.6	< 1 ~	1	/ 4	1				
唐橋	7.0 ~ 7.3	/ 4	7.0 ~ 10	/ 4	8.8	< 0.5 ~	1.4	/ 4	0.8	2 ~	6	/ 4	3	2,200 ~	54,000	/ 4	15,600
渦 玉津市曾住宅北	6.9 ~ 7.1	/ 3	8.1 ~ 8.7	/ 3	8.4	< 0.5 ~	0.5	/ 3	0.5	< 1 ~	2	/ 3	1	490 ~	16,000	/ 3	7,800
井 溪井川大橋	7.3 ~ 8.0	/ 4	5.8 ~ 9.6	/ 4	7.8	< 0.5 ~	1.4	/ 4	1.0	5 ~	13	/ 4	10	800 ~	1,300	/ 4	1,100
浪 多川 し尿処理施設西	6.7 ~ 7.8	/ 4	6.1 ~ 13	/ 4	9.9	1.0 ~	1.4	/ 4	1.1	2 ~	9	/ 4	5				
川 ハナニック四国セクトロニックス西	7.2 ~ 7.3	/ 4	9.1 ~ 11	/ 4	9.9	< 0.5 ~	0.8	/ 4	0.7	2 ~	8	/ 4	4				
界谷川 さらさら川合流点	6.8 ~ 7.2	/ 4	7.4 ~ 9.8	/ 4	8.6	< 0.5 ~	0.7	/ 4	0.6	2 ~	3	/ 4	3	1,100 ~	16,000	/ 4	8,300
前神寺 谷川 加茂橋下	7.6 ~ 8.3	/ 4	10.0 ~ 13	/ 4	11.3	0.8 ~	1.4	/ 4	1.2	3 ~	8	/ 4	5				
東谷川 西谷川合流点	7.1 ~ 7.3	/ 4	7.8 ~ 9.4	/ 4	8.4	< 0.5 ~	2.2	/ 4	1.0	3 ~	8	/ 4	6	1,700 ~	54,000	/ 4	26,900
そ 船屋越智石材店北	6.5 ~ 7.0	/ 4	5.9 ~ 10	/ 4	8.1	0.5 ~	1.3	/ 4	1.0	3 ~	9	/ 4	5				
の 神戸公民館西	8.2 ~ 8.9	/ 4	9.2 ~ 13	/ 4	11	< 0.5 ~	0.7	/ 4	0.6	2 ~	3	/ 4	2				
他 武丸酒店西	7.8 ~ 8.6	/ 4	9.0 ~ 13	/ 4	11	< 0.5 ~	1.2	/ 4	0.8	2 ~	6	/ 4	3				

水系	採水地点	類型	pH			DO(mg/ℓ)			BOD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			大腸菌群數(MPN/100mℓ)				
			最小~最大	m / n	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	最小~最大	m / n	平均	m / n	平均	
東 予 中 河 川	北川(JR鉄橋下)		7.3 ~ 7.9	/ 4	0.5 ~ 11	/ 4	7.3	0.5 ~	1.8	/ 4	1.1	2 ~	9	/ 4	5	17,000 ~	130,000	/ 4	62,000
	小向川(楠河公民館南)		7.1 ~ 8.0	/ 4	7.7 ~ 12	/ 4	9.6	1.3 ~	2.1	/ 4	1.6	1 ~	5	/ 4	3	24,000 ~	240,000	/ 4	158,500
	大明神川(ヤヌワリ北)		7.8 ~ 8.0	/ 2	8.6 ~ 9.6	/ 2	9	< 0.5 ~	0.7	/ 2	0.6	2 ~	5	/ 2	4	7,900 ~	46,000	/ 2	27,000
	境川(壬生川出作)		7.1 ~ 7.6	/ 4	5.6 ~ 13	/ 4	8.3	0.9 ~	1.2	/ 4	1.0	1 ~	2	/ 4	2	4,900 ~	70,000	/ 4	38,500
	新川(周桑病院裏)		7.0 ~ 7.2	/ 4	7.7 ~ 9.2	/ 4	8.3	0.7 ~	1.9	/ 4	1.1	2 ~	6	/ 4	4	4,900 ~	240,000	/ 4	81,700
	大曲川(三津屋橋)		6.7 ~ 7.0	/ 4	7.5 ~ 10	/ 4	8.8	< 0.5 ~	2.1	/ 4	1.0	3 ~	18	/ 4	8	2,100 ~	350,000	/ 4	117,000
東 予 中 河 川	崩口川(大氣味神社裏)		6.8 ~ 7.0	/ 4	9.1 ~ 10	/ 4	9.4	0.6 ~	2.1	/ 4	1.0	3 ~	13	/ 4	7	1,700 ~	130,000	/ 4	76,200
	一ツ橋川(国道下流)		6.9 ~ 7.4	/ 4	7.4 ~ 12	/ 4	10	< 0.5 ~	3.7	/ 4	1.6	3 ~	12	/ 4	6	800 ~	350,000	/ 4	175,200
	広江川(旭橋)		6.8 ~ 7.0	/ 4	7.5 ~ 9.4	/ 4	8.7	< 0.5 ~	1.5	/ 4	0.9	2 ~	11	/ 4	6	1,700 ~	350,000	/ 4	106,200
	河原津樋門		7.2 ~ 7.4	/ 4	2.3 ~ 5.3	/ 4	3.9	3.6 ~	8.0	/ 4	6.6	7 ~	10	/ 4	9	165,000 ~	280,000	/ 4	208,800
	楠浜樋門		7.2 ~ 7.2	/ 4	5.9 ~ 8.1	/ 4	6.8	0.6 ~	2.5	/ 4	1.7	2 ~	14	/ 4	6	33,000 ~	240,000	/ 4	104,000
	高須樋門		7.2 ~ 7.5	/ 4	4.0 ~ 8.7	/ 4	6.4	1.3 ~	2.6	/ 4	1.8	7 ~	17	/ 4	13	7,900 ~	920,000	/ 4	268,700
東 予 中 河 川	大新田樋門		7.2 ~ 7.5	/ 4	2.5 ~ 8.2	/ 4	5.4	1.4 ~	4.3	/ 4	2.4	6 ~	9	/ 4	8	7,900 ~	33,000	/ 4	19,000
	本河原P		7.0 ~ 7.1	/ 4	4.7 ~ 8.1	/ 4	5.9	1.0 ~	2.0	/ 4	1.5	2 ~	4	/ 4	3	13,000 ~	79,000	/ 4	39,500
	三津屋P		6.9 ~ 7.0	/ 4	5.8 ~ 6.7	/ 4	6.4	1.9 ~	3.0	/ 4	2.5	3 ~	6	/ 4	4	79,000 ~	240,000	/ 4	132,000
	北条新田P		7.0 ~ 7.3	/ 4	7.2 ~ 8.7	/ 4	7.9	0.8 ~	1.6	/ 4	1.2	6 ~	16	/ 4	9	4,900 ~	49,000	/ 4	26,000
	広江P		7.0 ~ 7.4	/ 4	6.6 ~ 10.0	/ 4	8.8	0.8 ~	2.8	/ 4	1.4	5 ~	6	/ 4	6	800 ~	24,000	/ 4	11,300
	今在家P		7.1 ~ 7.2	/ 4	6.7 ~ 8.4	/ 4	7.4	0.7 ~	1.8	/ 4	1.2	7 ~	12	/ 4	9	3,300 ~	79,000	/ 4	24,700
東 予 中 河 川	上方水路		7.8 ~ 8.4	/ 4	9 ~ 12	/ 4	10	1.2 ~	2.2	/ 4	1.7	3 ~	19	/ 4	9	3,300 ~	140,000	/ 4	78,600
	崩口川 下町南裏		7.6 ~ 8.5	/ 4	8.7 ~ 12	/ 4	10	1.7 ~	2.8	/ 4	2.4	3 ~	26	/ 4	10	17,000 ~	350,000	/ 4	119,500
	八雲橋		7.8 ~ 9.3	/ 4	8.1 ~ 12	/ 4	9.6	0.6 ~	4.2	/ 4	1.8	< 1 ~	8	/ 4	4	3,300 ~	240,000	/ 4	82,900
	横川橋		7.1 ~ 8.1	/ 4	8.6 ~ 11	/ 4	9.9	1.0 ~	3.0	/ 4	1.8	1 ~	11	/ 4	5	7,000 ~	240,000	/ 4	144,300
	出合橋		7.6 ~ 7.6	/ 4	8.0 ~ 10	/ 4	9.2	1.1 ~	2.6	/ 4	1.9	3 ~	9	/ 4	5	13,000 ~	240,000	/ 4	106,000

公共用海域水質測定結果総括表

イ 湖沼

水域	採水地点	類型	pH			DO(mg/ℓ)			COD(mg/ℓ)			SS(mg/ℓ)			
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n
黒瀬ダム	ダムサイド西500m	A	6.7 ~ 7.9	0 / 3	3.3 ~ 7.7	2 / 3	5.6	1.7 ~	2	0 / 3	1.8 <	1 ~	3	0 / 3	2
	ダムサイド西1,600m		6.8 ~ 7.9	0 / 2	4.2 ~ 7.8	1 / 2	6	1.5 ~	2.2	0 / 2	1.9 <	1 ~	1	0 / 2	1

公共用海域水質測定結果総括表

ウ 海域

水域	採水地点	類型	pH			DO(mg/ℓ)			COD(mg/ℓ)			全窒素(mg/ℓ)			全堿(mg/ℓ)			
			最小～最大	m / n	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n	平均	最小～最大	m / n
船上岩盤台南500m	A・II	7.9 ~ 8.3	0 / 8	6.1 ~	9.9	1 / 8	8.7	1.5 ~	3.8	4 / 8	2.3	0.13 ~	7.00	1 / 4	1.85	0.007 ~	0.082	1 / 4
	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.9 ~	9.9	1 / 8	8.7	1.5 ~	3.7	4 / 8	2.1	0.11 ~	10.00	1 / 4	2.60	0.009 ~	0.080	1 / 4
祝谷地先北500m	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	7.2 ~	9.9	1 / 8	8.6	1.4 ~	3.5	4 / 8	2.2	0.11 ~	8.00	1 / 4	2.11	0.011 ~	0.095	1 / 4
	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	7.0 ~	9.5	3 / 8	8.4	1.5 ~	3.6	2 / 8	2.1	0.15 ~	5.00	1 / 4	1.39	0.015 ~	0.120	2 / 4
船屋地先北500m	A・II	8.0 ~ 8.2	0 / 8	6.9 ~	9.7	3 / 8	8.4	1.6 ~	4.5	4 / 8	2.3	0.11 ~	6.00	1 / 4	1.60	0.019 ~	0.081	1 / 4
	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	7.0 ~	9.5	3 / 8	8.4	1.6 ~	3.3	3 / 8	2.2	0.12 ~	6.00	1 / 4	1.60	0.019 ~	0.087	1 / 4
西ひづち地先北500m	A・II	8.0 ~ 8.2	0 / 8	6.7 ~	10.0	3 / 8	8.5	1.6 ~	3.3	3 / 8	2.1	0.20 ~	5.00	2 / 4	1.49	0.028 ~	0.086	2 / 4
	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.7 ~	9.9	0 / 8	8.4	1.6 ~	3.8	1 / 8	2.1	0.16 ~	0.25	0 / 2	0.21	0.037 ~	0.039	2 / 2
港新地地先北900m	B・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.6 ~	9.9	0 / 8	8.4	1.6 ~	3.8	1 / 8	2.1	0.20 ~	5.00	2 / 4	1.49	0.028 ~	0.086	2 / 4
	B・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.4 ~	6.7	0 / 2	6.6	2.7 ~	2.8	0 / 2	2.8	0.16 ~	0.25	0 / 2	0.21	0.037 ~	0.039	2 / 2
難波地先北1,100m	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.7 ~	10.0	3 / 8	8.5	1.6 ~	3.3	3 / 8	2.2	0.12 ~	6.00	1 / 4	1.60	0.019 ~	0.087	1 / 4
	A・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.7 ~	10.0	3 / 8	8.5	1.6 ~	3.3	3 / 8	2.1	0.15 ~	5.00	1 / 4	1.39	0.015 ~	0.120	2 / 4
西条港湾内奥堤南500m	B・II	8.0 ~ 8.3	0 / 8	6.6 ~	9.9	0 / 8	8.4	1.6 ~	3.8	1 / 8	2.1	0.11 ~	6.00	1 / 4	1.60	0.019 ~	0.081	1 / 4
	B・II	8.1	0 / 2	6.4 ~	6.7	0 / 2	6.6	2.7 ~	2.8	0 / 2	2.8	0.16 ~	0.25	0 / 2	0.21	0.037 ~	0.039	2 / 2
河原津地先	B・II																	
	C・II	8.1	0 / 2	6.6 ~	6.6	0 / 2	6.6	2.5 ~	2.6	0 / 2	2.6	0.13 ~	0.22	0 / 2	0.18	0.041	2 / 2	0.040
東予海域	C・II	8.1	0 / 2	5.9 ~	6.6	0 / 2	6.3	2.4 ~	3.4	0 / 2	2.9	0.33	1 / 2	0.29	0.047 ~	0.049	2 / 2	0.048
	B・II	8.1	0 / 2	6.6 ~	6.7	0 / 2	6.7	2.5 ~	2.8	0 / 2	2.7	0.27	0 / 2	0.23	0.048 ~	0.049	2 / 2	0.049

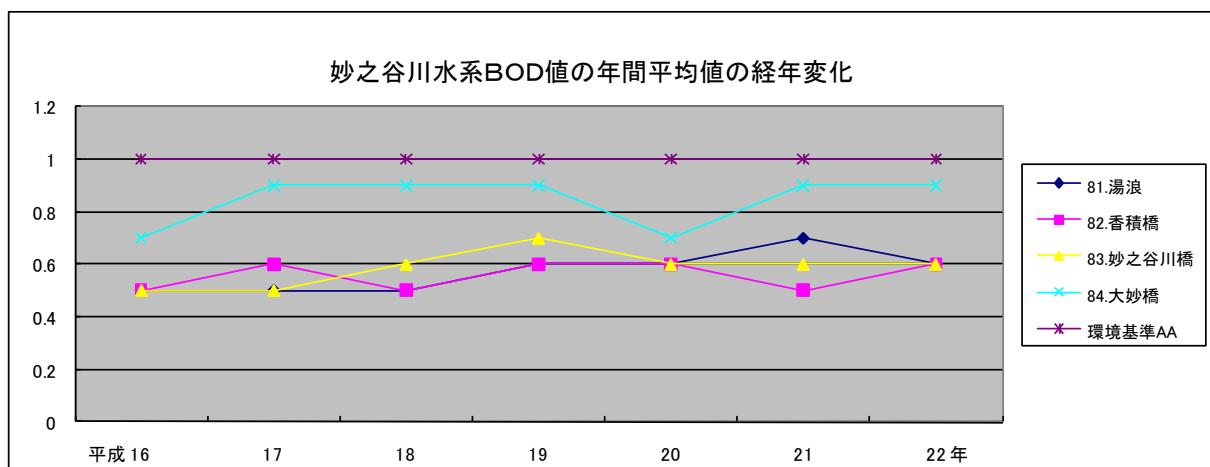
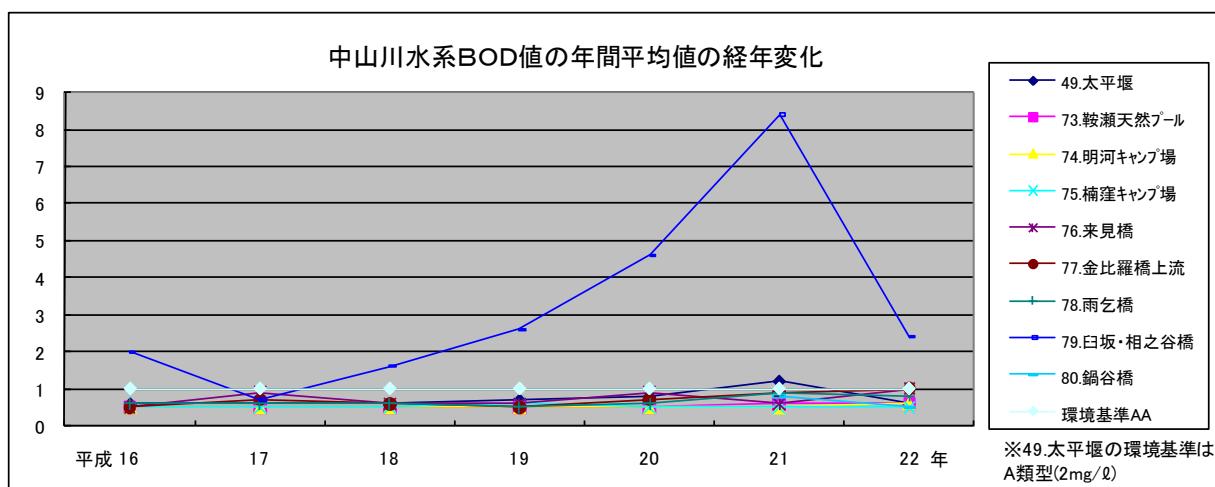
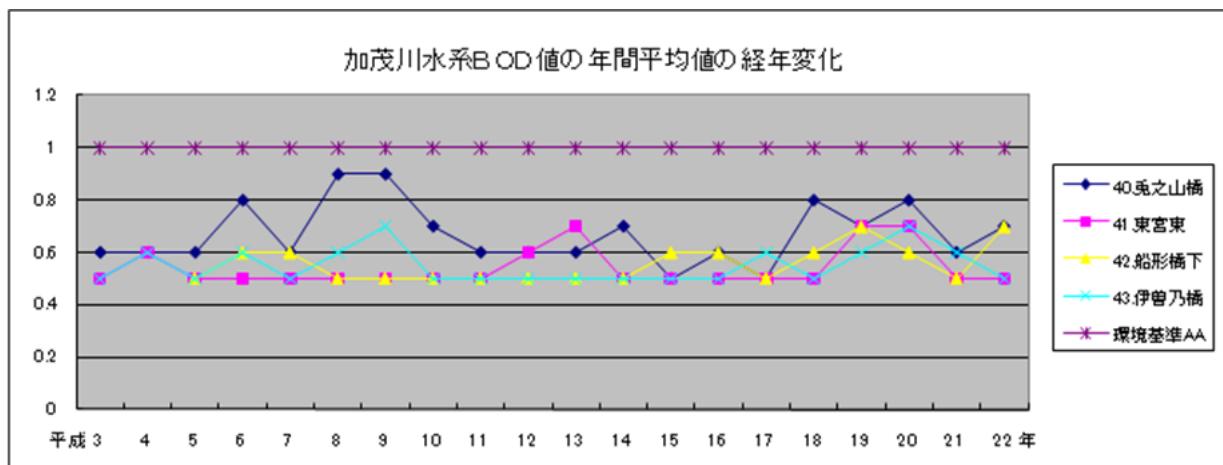
エ 東予新港海底汚泥

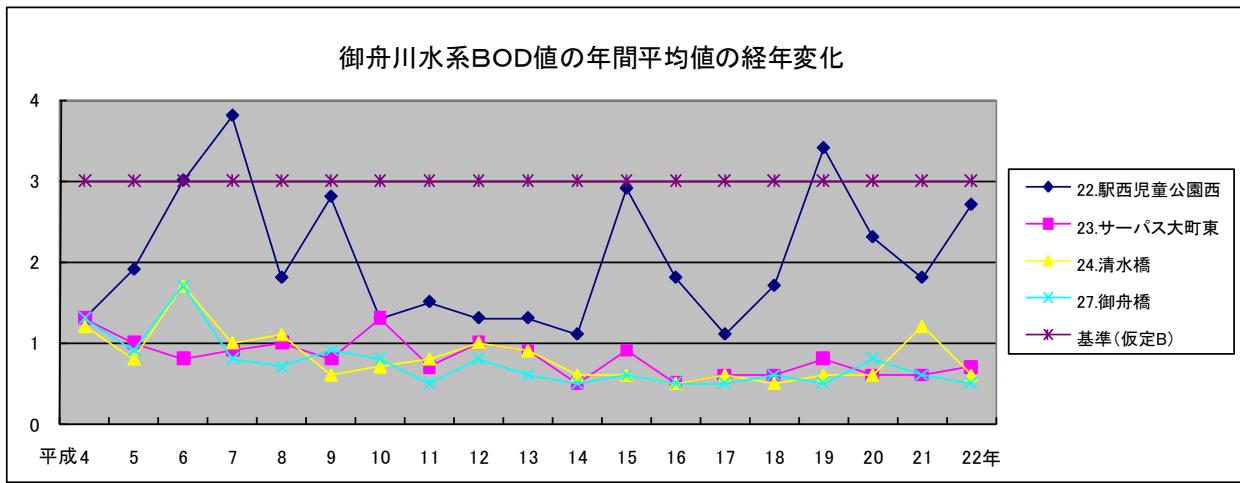
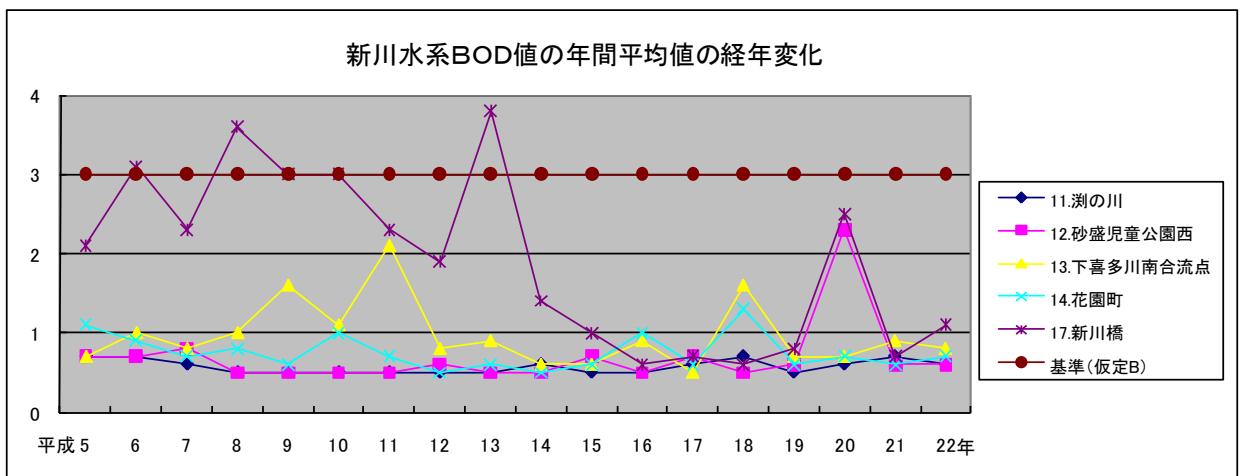
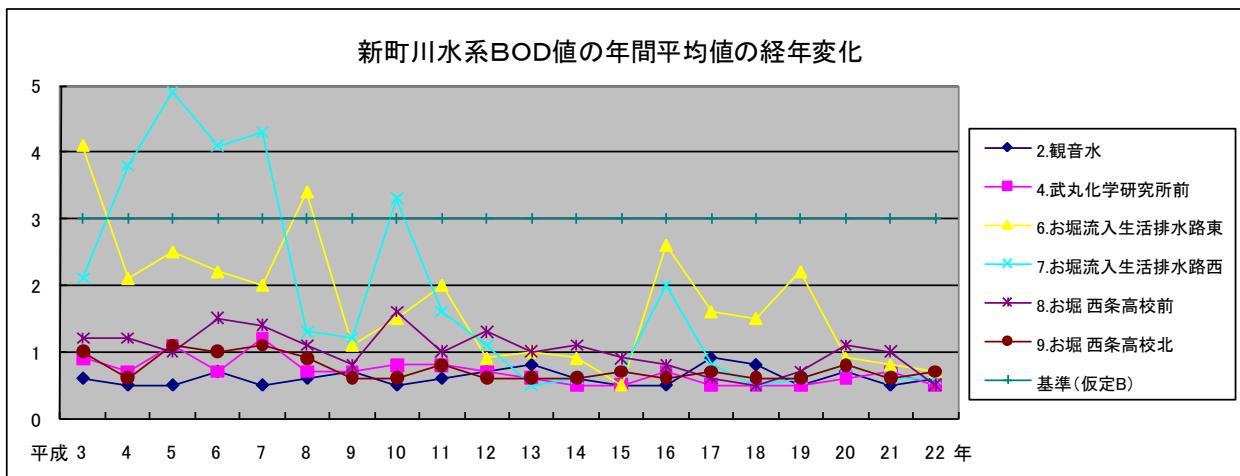
年月日	項目	カドミウム	シアノ	有機リン	鉛	六価クロム	ヒ素	PCB	銅	フッ素	鉄	亜鉛	ニッケル	アルキル水銀	総水銀	T-Hg
	Cd	CN	0-P	Pb	Cr6+	As		Cu	F		Fe	Zn	Ni	Ar-Hg		
H 6.7.15	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.6	1	0.03	N. D	N. D	N. D	N. D	
H 7.7.18	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	0.01	N. D	N. D	0.01	N. D	0.01	N. D	N. D	N. D	N. D	
H 8.7.30	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.006	N. D	0.01	0.8	0.8	0.16	0.01	N. D	N. D	N. D	
H 9.7. 4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	7.6	0.02	N. D	N. D	N. D	N. D	
H10.7.27	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.007	N. D	N. D	0.1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H11.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	0.8	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H12.8. 1	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.04	N. D	N. D	0.5	1.3	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H13.7. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.6	0.5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H14.7.10	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.6	0.4	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H15.7.14	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.01	0.9	0.8	0.03	N. D	N. D	N. D	N. D	
H16.7.16	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.02	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H17.7.21	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.7	1.6	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H18.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.5	0.19	0.01	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H19.7.31	N. D	N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	0.01	N. D	1.8	0.01	N. D	N. D	N. D	N. D	
H20.7.18	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H21.8. 5	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	—	N. D	—	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
H22.7.26	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	0.008	N. D	N. D	0.17	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	N. D	
定量限界	<0.001	<0.1	<0.1	<0.005	<0.02	<0.005	<0.0005	<0.5	<0.1	<0.01	<0.02	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005
環境基準	<0.01	検出されないこと	検出されないこと	<0.01	<0.05	<0.01	検出されないこと	—	—	—	—	—	—	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと

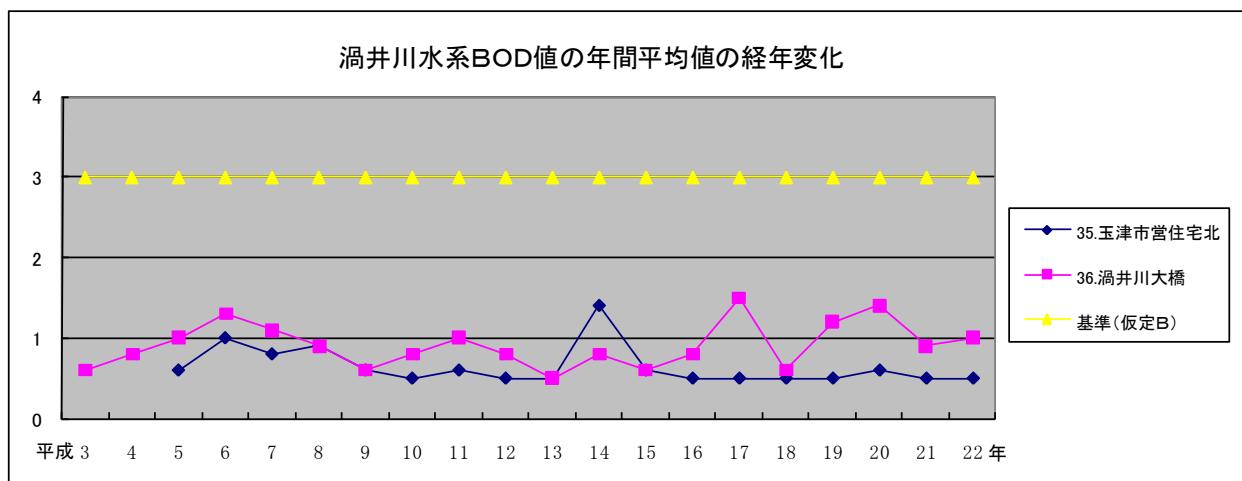
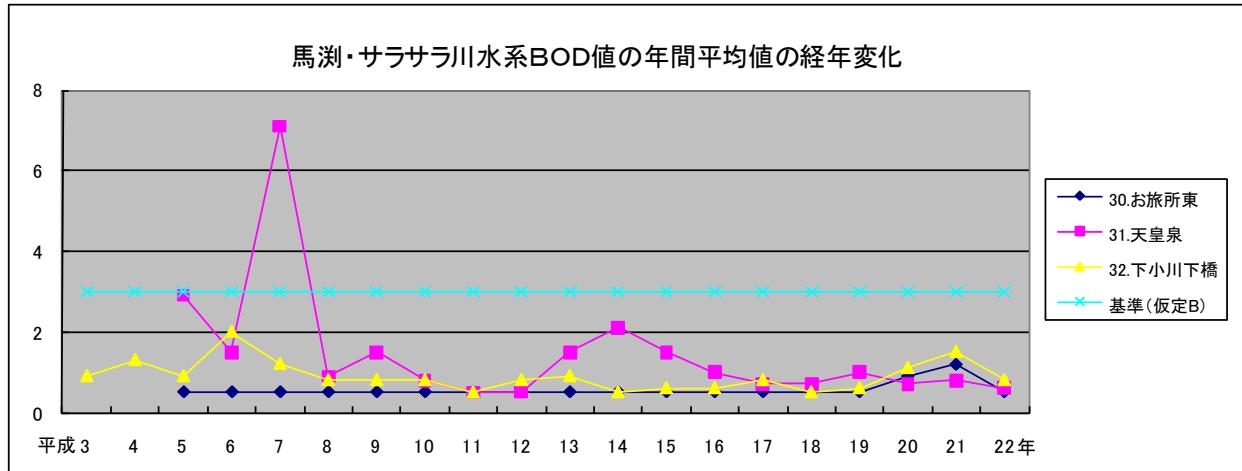
注) 「N. D」とは「Not Detected」の略で「検出されず」の意味。
JIS規格の方法により測定を行った場合に、その結果が当該方法の定量下限を下回ること。

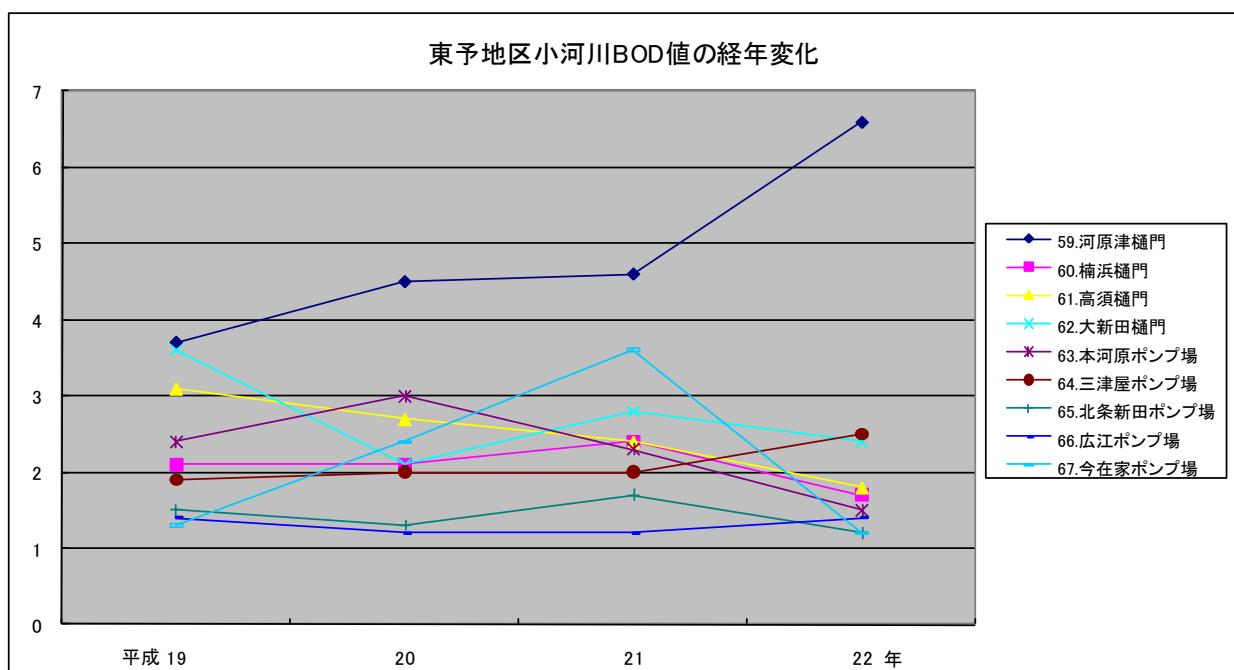
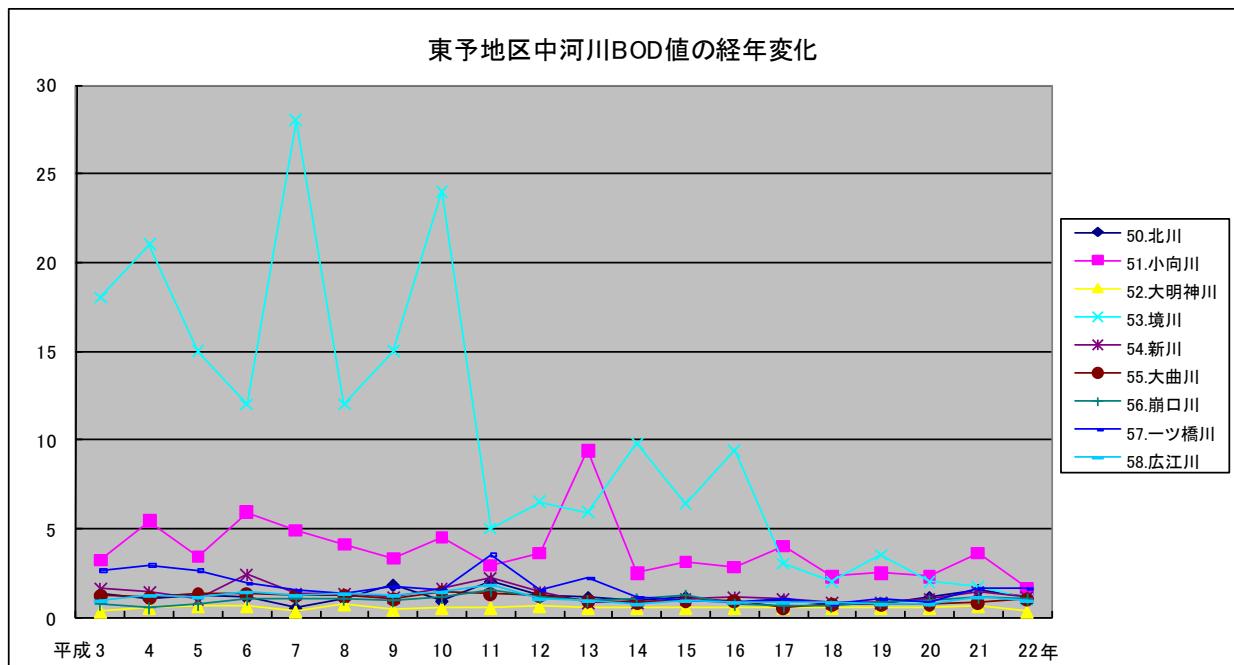
(3) 公用用水域の水質現況

① 河川

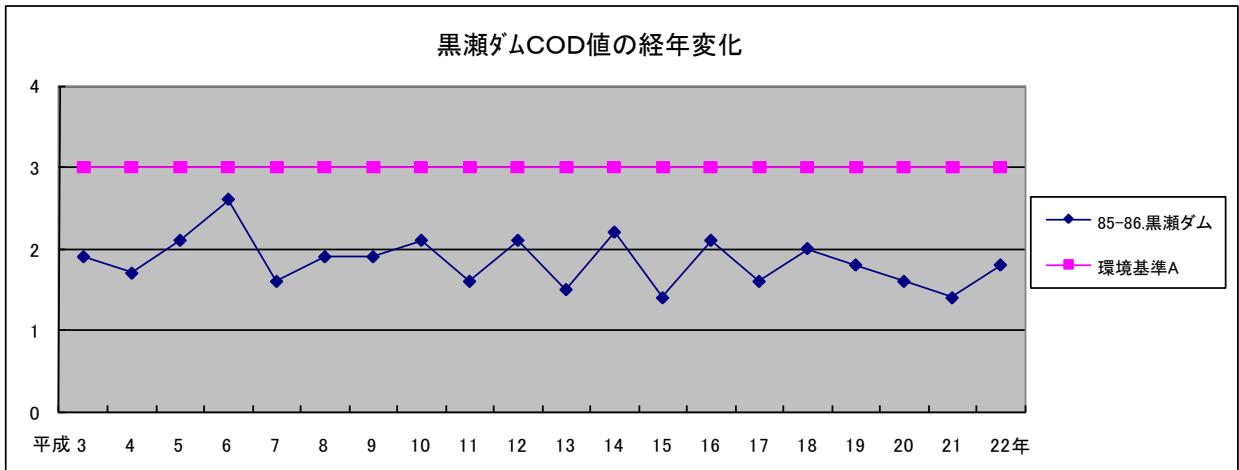




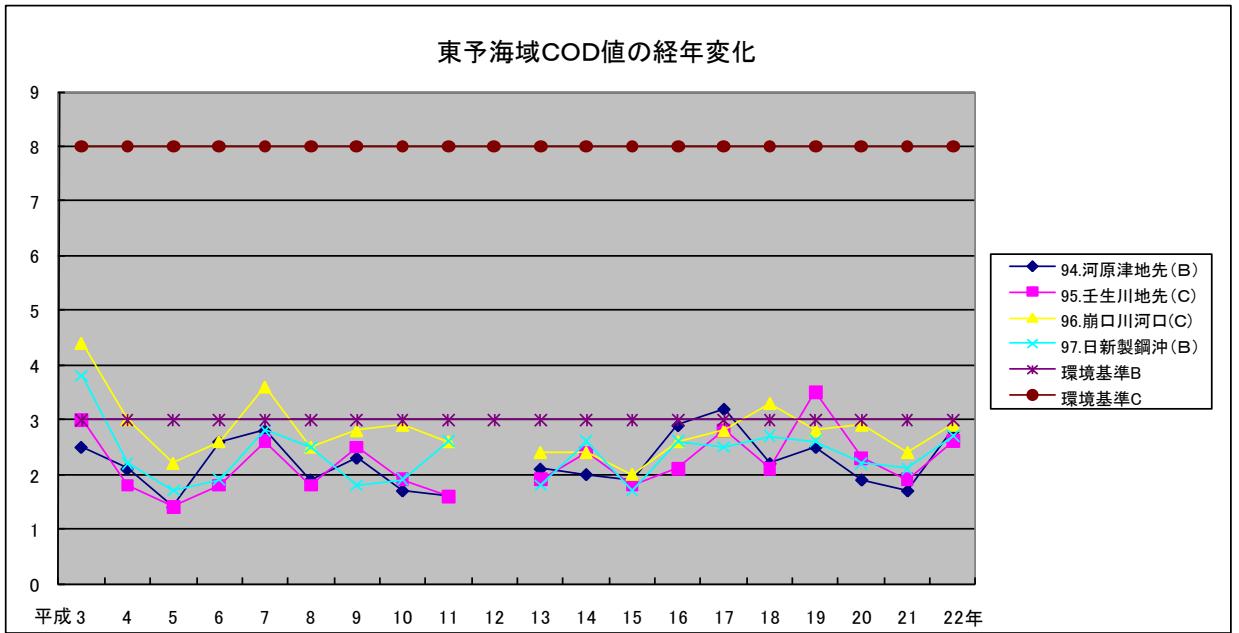
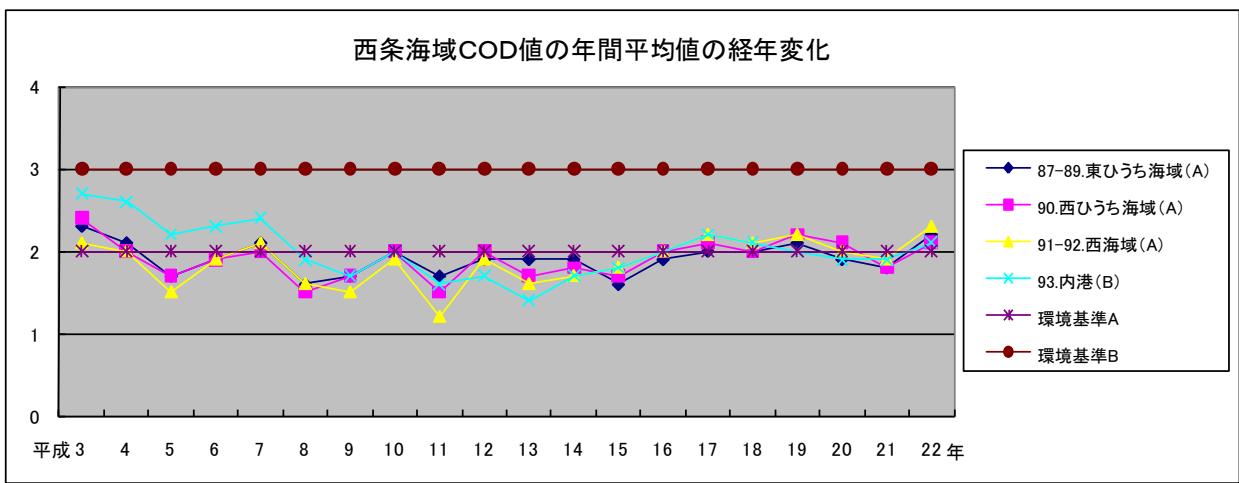




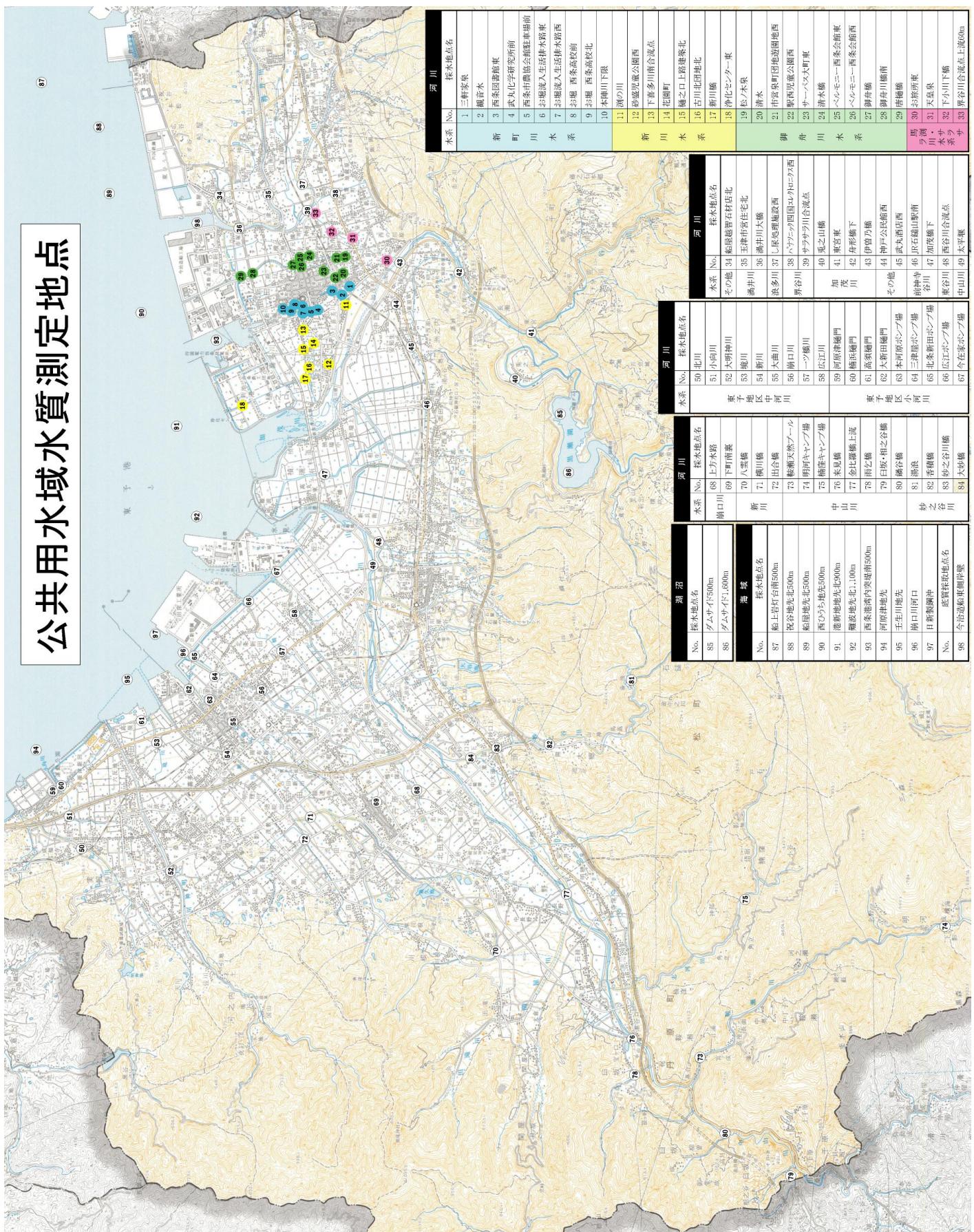
② 湖沼



③ 海域



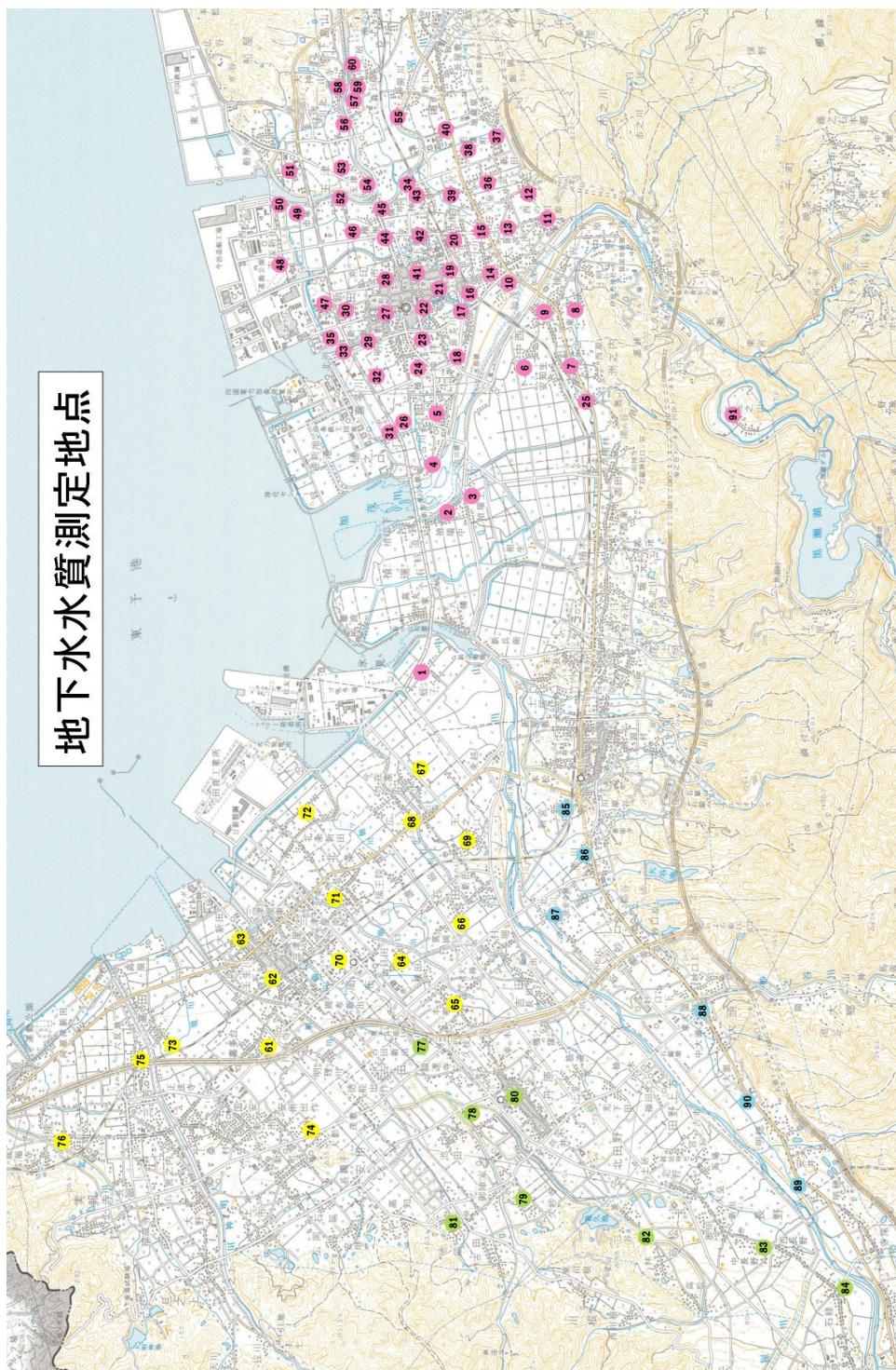
公共用海域水質測定地点



(4) 地下水の水質・水位等調査

一般家庭井戸水の水質調査については、一般項目検査は市内 91 地点、全項目検査は 18 地点で実施し、「塩化物イオン」が 1 地点において、「色度」、「濁度」及び「味」の 3 項目が 2 地点において、「大腸菌」が 1 地点においてそれぞれ不適合でしたが、他の 87 地点では水質基準に適合していました。

また、地下水の動向把握のため、地下水位、自噴量等の調査を行い、地下水の基礎データの収集を実施しました。



① 地下水一般項目検査結果

地下水一般項目検査結果（その1）

NO	行政区	検査項目(一般項目)									判定	
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中		
1	蛭子	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.91	11.0	0.9	0.10 未満	0	検出せず	適合
2	禎瑞中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.69	62.4	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
3	禎瑞上	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.71	2.5	0.6	0.10 未満	0	検出せず	適合
4	古川	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.79	2.6	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
5	古川住宅	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.83	2.5	0.6	0.10 未満	2	検出せず	適合
6	中西	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.70	2.9	1.1	0.3 未満	0	検出せず	適合
7	新出	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.84	2.9	0.8	0.10 未満	0	検出せず	適合
8	東原	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.68	3.2	1.2	0.13	2	検出せず	適合
9	東光	0.2	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.88	2.6	0.7	0.93	2	検出せず	適合
10	加茂町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.27	2.3	0.4	0.10	0	検出せず	適合
11	西の川原	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.20	2.1	0.5	0.3 未満	0	検出せず	適合
12	新田	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.44	2.9	0.6	0.10 未満	1	検出せず	適合
13	西の川原	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.08	2.4	0.5	0.10	0	検出せず	適合
14	川原町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.92	2.4	0.8	0.11	0	検出せず	適合
15	中町小川	0.3	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.22	2.4	0.6	0.10 未満	0	検出せず	適合
16	北の丁下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.46	2.2	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
17	上神拝	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.56	2.1	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
18	喜多川中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.88	3.0	1.2	0.10	1	検出せず	適合
19	駅西大通	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.59	2.2	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
20	新玉通	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.52	2.2	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
21	栄町上	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.77	2.6	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
22	西新町	0.7	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.88	2.4	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
23	都町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.85	2.3	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
24	花園町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.84	2.4	0.6	0.10 未満	0	検出せず	適合
25	河原町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.39	2.8	0.8	0.10 未満	0	検出せず	適合
26	八丁	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.14	6.8	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
27	四軒町下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.29	4.4	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
28	朔日市二区	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.40	14.8	0.5	0.3 未満	0	検出せず	適合
29	北浜南	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.52	54.4	0.5	0.10 未満	0	検出せず	適合
30	青江町	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.50	25.3	0.4	0.10 未満	0	検出せず	適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと	

環境保全業務資料集

地下水一般項目検査結果（その2）

NO	行政区	検査項目(一般項目)									判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	
31	八丁	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.36	273.9	0.3	0.10 未満	0	検出せず 不適合
32	下喜多川北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.45	10.3	0.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
33	北浜北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.22	52.5	0.4	0.10 未満	0	検出せず 適合
34	明神木	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.73	2.8	0.7	0.10 未満	0	検出せず 適合
35	新堀下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.34	39.6	1.4	0.10 未満	0	検出せず 適合
36	若葉町西	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.20	2.4	0.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
37	地蔵原	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.28	3.1	0.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
38	春日町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.51	2.8	0.7	0.10 未満	0	検出せず 適合
39	沢	1	1.1	異常なし	異常なし	7.50	2.7	0.6	0.3 未満	0	検出せず 適合
40	寿町	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.70	3.9	0.8	0.10 未満	0	検出せず 適合
41	駅二区北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.87	2.5	0.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
42	下町中	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.76	2.6	0.6	0.10 未満	0	検出せず 適合
43	明神木	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.68	2.5	0.6	0.10 未満	0	検出せず 適合
44	横黒西	0.2	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.34	4.8	0.4	0.10 未満	0	検出せず 適合
45	元橋	0.2	0.1 未満	異常なし	異常なし	7.90	10.7	0.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
46	横黒下	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.36	7.9	3.0	0.10 未満	0	検出せず 適合
47	青江町	1.6	0.5	異常なし	異常なし	7.40	45.5	1.2	0.10 未満	0	検出せず 適合
48	市塚新街	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.58	11.7	2.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
49	市塚	1.3	0.2	異常なし	異常なし	6.60	22.9	2.0	0.10 未満	0	検出せず 適合
50	市塚	2.4	0.3	異常なし	異常なし	6.66	5.0	2.0	0.10 未満	3	検出せず 適合
51	船屋西南	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.46	6.0	1.8	0.10 未満	0	検出せず 適合
52	市塚	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.37	5.5	2.3	0.10 未満	0	検出せず 適合
53	玉津	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.62	4.5	1.9	0.10 未満	0	検出せず 適合
54	玉津	0.1	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.77	7.8	2.1	0.10 未満	0	検出せず 適合
55	戻川	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.22	5.7	3.2	0.10 未満	0	検出せず 適合
56	川北	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.63	4.9	1.7	0.10 未満	0	検出せず 適合
57	川南	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.67	4.3	1.5	0.10 未満	0	検出せず 適合
58	川北	0.3	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.34	5.9	2.7	0.17	1	検出せず 適合
59	中土居	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.73	4.1	1.4	0.10 未満	0	検出せず 適合
60	中土居	0.1 未満	0.1 未満	異常なし	異常なし	6.69	4.4	1.5	0.10 未満	2	検出せず 適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと

地下水一般項目検査結果（その3）

NO	行政区	検査項目(一般項目)									判定
		色度 (度)	濁度 (度)	臭気	味	pH	塩化物イオン mg/l	硝酸態窒素及び 亜硝酸態窒素	有機物 (TOCの量)	一般細菌 1ml中	
61	喜多台	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.70	4.5	6.6	0.3 未満	0	検出せず 適合
62	三津屋	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.70	7.3	3.0	0.3 未満	0	検出せず 適合
63	大新田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.70	12	3.8	0.3 未満	0	検出せず 適合
64	周布	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	12	1.9	0.3 未満	0	検出せず 適合
65	周布	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	10.5	2.0	0.3 未満	0	検出せず 適合
66	石田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	9.4	2.0	0.3 未満	0	検出せず 適合
67	今在家	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	9.1	1.7	0.3 未満	0	検出せず 適合
68	広江	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.80	7.6	1.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
69	玉之江	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	7.4	1.4	0.3 未満	0	検出せず 適合
70	周布	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.40	11.5	3.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
71	北条	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	12	2.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
72	北条新田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.90	11.1	2.2	0.3 未満	0	検出せず 適合
73	高田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	7.00	4.1	1.7	0.3 未満	1	検出せず 適合
74	安出	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	10	7.3	0.3 未満	1	検出せず 適合
75	三芳	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.70	8.5	2.1	0.3 未満	0	検出せず 適合
76	楠河	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.80	6.4	2.4	0.3 未満	0	検出せず 適合
77	池田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	7.5	7.1	0.3 未満	0	検出せず 適合
78	池田	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	6.7	5.1	0.3 未満	0	検出せず 適合
79	久妙寺	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.30	8.8	2.5	0.3 未満	20	検出せず 適合
80	丹原	1	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.40	8.2	6.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
81	徳能	55	13	異常なし	測定不能	6.60	9.0	3.1	0.3 未満	6	検出せず 不適合
82	高松	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.6	5.5	4.3	0.3 未満	2	検出せず 適合
83	長野	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	7.7	7.7	0.3 未満	3	検出せず 適合
84	石経	2.3	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.20	15	4.0	0.5	0	検出せず 適合
85	新宮	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.10	7.5	3.8	0.3 未満	0	検出せず 適合
86	南川	13	2.5	異常なし	測定不能	6.40	6.9	2.3	1.7	1	検出せず 不適合
87	北川	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.60	9.8	1.5	0.3 未満	0	検出せず 適合
88	東大頭	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.40	9.7	3.5	0.4	2	検出せず 適合
89	安井	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.40	9.3	3.5	0.3 未満	24	検出 不適合
90	明徳	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.50	8.7	2.6	0.3 未満	2	検出せず 適合
91	兎之山	1 未満	0.5 未満	異常なし	異常なし	6.40	3.3	1.8	0.3 未満	2	検出せず 適合
水質基準		5度以下	2度以下	異常でないこと	異常でないこと	5.8～8.6	200mg/l以下	10mg/l以下	5mg/l以下	100個/ml以下	検出されないこと

環境保全業務資料集

② 地下水全項目検査結果

地下水全項目検査結果（その1）

NO	採水場所 行政区 採水日本検査 地点番号	水質基準 (平成22年4月1日～)	楨端中 H22.10.21 (2)	中西 H22.10.12 (6)	西の川原 H22.10.12 (11)	朔日市二区 H22.10.12 (28)
1	一般細菌	cfu/ml	100以下	0	0	0
2	大腸菌	—	検出されないこと	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.003以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.0005以下	0.00005未満	0.00005未満	0.00005未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.002
8	六価クロム化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	10以下	0.4	1.1	0.5
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.8以下	0.08未満	0.08未満	0.08未満
12	ホウ素及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.091	0.022	0.027
13	四塩化炭素	mg/l	0.002以下	0.0002未満	0.0002未満	0.0002未満
14	1,4-ジオキサン	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
15	シス-1,2-ジクロロエチレン及びトランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
16	ジクロロメタン	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.01以下	0.0003未満	0.0003未満	0.0003未満
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
19	ベンゼン	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
20	塩素酸	mg/l	0.6以下	0.06未満	0.06未満	0.06未満
21	クロロ酢酸	mg/l	0.02以下	0.002未満	0.002未満	0.002未満
22	クロロホルム	mg/l	0.06以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.04以下	0.004未満	0.004未満	0.004未満
24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
25	臭素酸	mg/l	0.01以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
26	総トリハロメタン	mg/l	0.1以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
28	プロモジクロロメタン	mg/l	0.03以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
29	プロモホルム	mg/l	0.09以下	0.001未満	0.001未満	0.001未満
30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.08以下	0.008未満	0.008未満	0.008未満
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.2以下	0.009	0.005未満	0.005未満
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.3以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
34	銅及びその化合物	mg/l	1.0以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	200以下	48.6	2.6	2.2
36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.05以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
37	塩化物イオン	mg/l	200以下	45.3	2.9	2.1
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	300以下	20	41	39
39	蒸発残留物	mg/l	500以下	158	64	58
40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.2以下	0.02未満	0.02未満	0.02未満
41	ジェオスミン	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.00001以下	0.000001未満	0.000001未満	0.000001未満
43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.02以下	0.005未満	0.005未満	0.005未満
44	フェノール類	mg/l	0.005以下	0.0005未満	0.0005未満	0.0005未満
45	有機物等(TOC量)	mg/l	3以下	0.3未満	0.3未満	0.3未満
46	pH値	-	5.8以上8.6以下	7.5	6.7	7.2
47	味	-	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	-	異常でないこと	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	度	5以下	1未満	1未満	1未満
50	濁度	度	2以下	0.5未満	0.5未満	0.5未満
	判定			適合	適合	適合

地下水全項目検査結果（その2）

NO	検査項目 (単位)	採水場所 行政区分 採水日本検査 地点番号	北浜北 H22.10.21 (33)	新堀下 H22.10.21 (35)	若葉町西 H22.10.12 (36)	沢 H22.10.12 (39)	元橋 H22.10.12 (45)
1	一般細菌	cfu/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001	0.001 未満	0.002	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	0.3	1.3	0.5	0.6	0.5
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
12	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.058	0.028	0.022	0.033	0.044
13	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
14	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
15	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
16	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
21	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
22	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
25	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
28	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
29	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.011	0.005 未満	0.114	0.042	0.026
32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.046	0.030	0.026
34	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	37.6	17.2	2.7	2.9	28.0
36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
37	塩化物イオン	mg/l	53.5	32.8	2.4	2.7	30.9
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	62	88	34	42	28
39	蒸発残留物	mg/l	184	168	56	66	108
40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
41	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
44	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
45	有機物等(TOC量)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
46	pH値	-	7.1	7.2	7.2	7.5	7.6
47	味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1	1 未満
50	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	1.1	0.5 未満
	判定		適合	適合	適合	適合	適合

環境保全業務資料集

地下水全項目検査結果（その3）

NO	検査項目 (単位)	採水場所 行政区 採水日本検査 地点番号	市塚新街 H22.10.12 (48)	玉津 H22.10.12 (53)	中土居 H22.10.12 (60)	周布1 H22.10.21 (65)	玉之江 H22.10.21 (69)
1	一般細菌	cfu/ml	0	0	0	0	0
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず	検出せず
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	2.2	1.6	1.9	2.0	1.4
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満
12	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.011	0.007	0.008	0.021	0.022
13	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満
14	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
15	ジ-1,2-ジクロロエチレン及びトランスク-1,2-ジクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
16	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
19	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
20	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満
21	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満
22	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満
24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
25	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
26	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
28	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
29	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満
30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005	0.021	0.031	0.010
32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.019	0.019	0.016	0.005 未満	0.005 未満
34	銅及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.006	0.020	0.013	0.015
35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	8.4	4.8	4.6	6.4	7.7
36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
37	塩化物イオン	mg/l	20.6	4.2	4.3	10.5	7.4
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	70	41	46	55	48
39	蒸発残留物	mg/l	126	76	82	96	90
40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満
41	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満
43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満
44	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満
45	有機物等(TOC量)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満
46	pH値	-	6.4	6.6	6.7	6.5	6.6
47	味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
48	臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし
49	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満
50	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満
	判定		適合	適合	適合	適合	適合

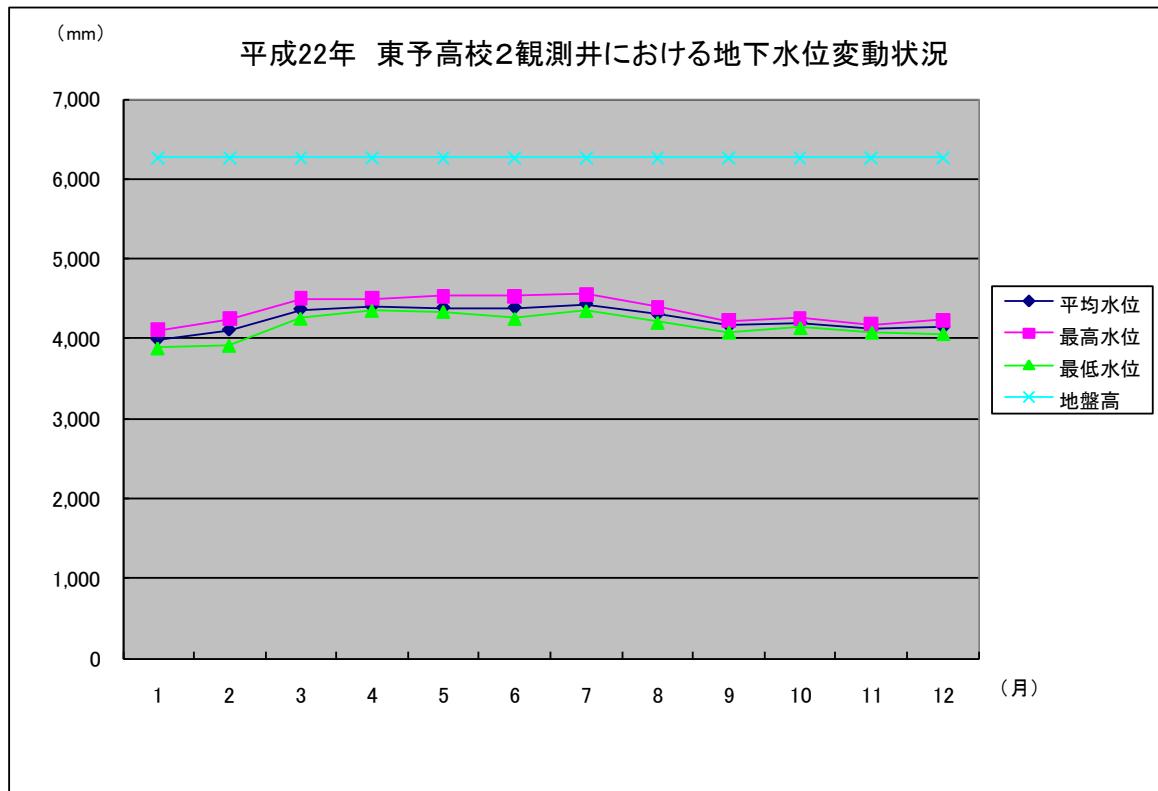
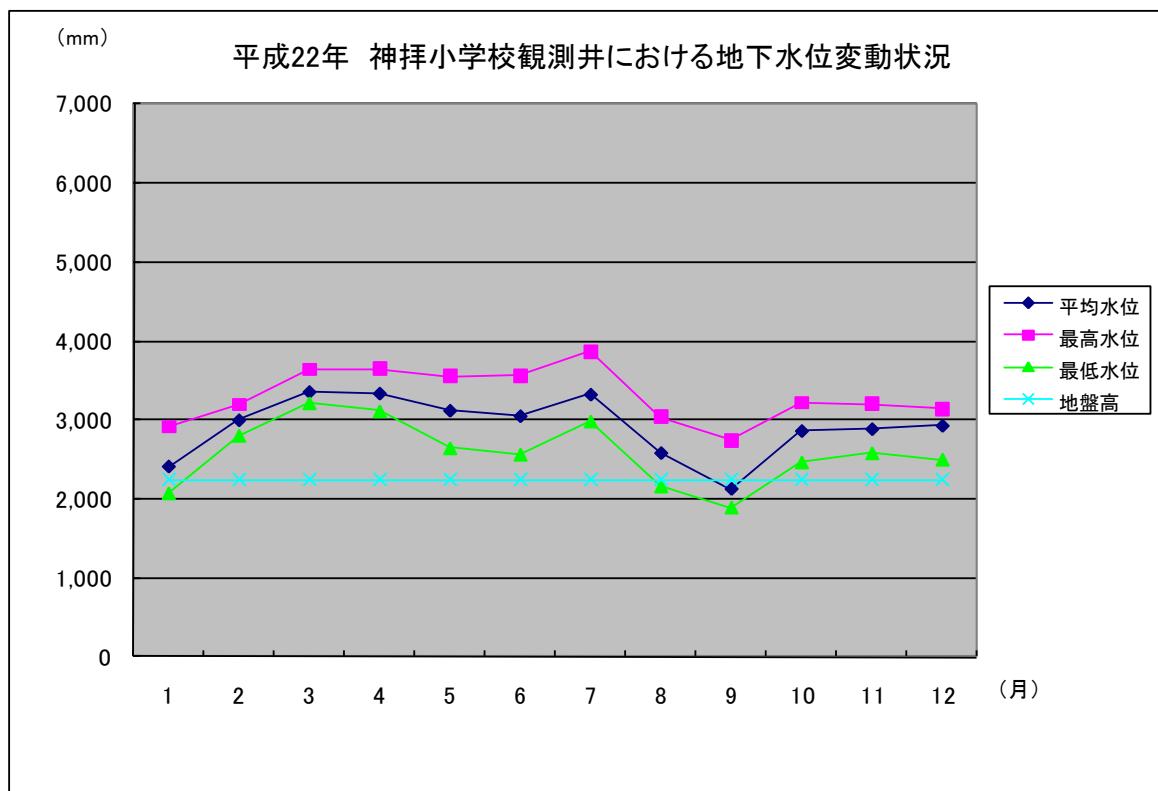
地下水全項目検査結果（その4）

NO	採水場所 行政区分 採水日本検査 地点番号	周布2 H22.10.21 (70)	北条新田 H22.10.21 (72)	丹原 H22.10.21 (80)	安井 H22.10.21 H22.10.26 再検査 (89)	水質基準 (平成22年4月1日～)
検査項目 (単位)						
1	一般細菌	cfu/ml	0	0	0	24 100以下
2	大腸菌	—	検出せず	検出せず	検出せず	検出されないこと
3	カドミウム及びその化合物	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満 0.003以下
4	水銀及びその化合物	mg/l	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満	0.00005 未満 0.0005以下
5	セレン及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.01以下
6	鉛及びその化合物	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.007	0.001 未満 0.01以下
7	ヒ素及びその化合物	mg/l	0.002 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.01以下
8	六価クロム化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満 0.05以下
9	シアノ化物イオン及び塩化シアノ	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.01以下
10	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	mg/l	3.5	2.2	6.5	3.5 10以下
11	フッ素及びその化合物	mg/l	0.08 未満	0.08 未満	0.08 未満	0.09 0.8以下
12	ホウ素及びその化合物	mg/l	0.019	0.019	0.018	0.030 1.0以下
13	四塩化炭素	mg/l	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満	0.0002 未満 0.002以下
14	1,4-ジオキサン	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満 0.05以下
15	ジメチルエチルケトン及びトランスクロロエチレン	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満 0.04以下
16	ジクロロメタン	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満 0.02以下
17	テトラクロロエチレン	mg/l	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満	0.0003 未満 0.01以下
18	トリクロロエチレン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.03以下
19	ベンゼン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.01以下
20	塩素酸	mg/l	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満	0.06 未満 0.6以下
21	クロロ酢酸	mg/l	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満	0.002 未満 0.02以下
22	クロロホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.06以下
23	ジクロロ酢酸	mg/l	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満	0.004 未満 0.04以下
24	ジブロモクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.1以下
25	臭素酸	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.01以下
26	総トリハロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.1以下
27	トリクロロ酢酸	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満 0.2以下
28	ブロモジクロロメタン	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.03以下
29	ブロモホルム	mg/l	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満	0.001 未満 0.09以下
30	ホルムアルデヒド	mg/l	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満	0.008 未満 0.08以下
31	亜鉛及びその化合物	mg/l	0.008	0.005 未満	0.271	0.018 1.0以下
32	アルミニウム及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満 0.2以下
33	鉄及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.232	0.005 未満 0.3以下
34	銅及びその化合物	mg/l	0.006	0.005 未満	0.292	0.020 1.0以下
35	ナトリウム及びその化合物	mg/l	6.4	6.2	9.0	7.9 200以下
36	マンガン及びその化合物	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満 0.05以下
37	塩化物イオン	mg/l	11.5	11.1	8.2	9.3 200以下
38	カルシウム・マグネシウム等(硬度)	mg/l	72	56	91	62 300以下
39	蒸発残留物	mg/l	127	104	168	120 500以下
40	陰イオン界面活性剤	mg/l	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満	0.02 未満 0.2以下
41	ジェオスミン	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満 0.00001以下
42	2-メチルイソボルネオール	mg/l	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満	0.000001 未満 0.00001以下
43	非イオン界面活性剤	mg/l	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満	0.005 未満 0.02以下
44	フェノール類	mg/l	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満	0.0005 未満 0.005以下
45	有機物等(TOC量)	mg/l	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満	0.3 未満 3以下
46	pH値	-	6.4	6.9	6.4	6.4 5.8以上8.6以下
47	味	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし 異常でないこと
48	臭気	-	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし 異常でないこと
49	色度	度	1 未満	1 未満	1 未満	1 未満 5以下
50	濁度	度	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満	0.5 未満 2以下
判定		適合	適合	適合	不適合	

③ 地下水位及び自噴量調査結果

平均水位及び平均自噴量

番号	観測井戸名	口径 (mm)	深度 (m)	地盤高 (m)	平均水位(m)		平均自噴量 (m³／日)
					標高表示	GL表示	
1	鷹丸	75	20	2.106	2.921	0.815	
2	西条小学校	125	20	1.378	0.148	-1.230	
3	市塚	125	20	0.605	0.351	-0.254	
4	禎瑞小学校	300	80	-0.200	-0.107	0.093	
5	三本松	350	30	2.090	0.226	-1.864	
6	玉津小学校	300	50	2.300	3.182	0.882	
7	大町小学校	150	8.85	4.876	2.913	-1.963	
8	神押小学校	300	80	2.240	2.915	0.675	
9	明神木	45	20	2.019	3.235	1.216	49.0
10	原の前	40	21	2.388	2.974	0.586	13.9
11	東禎瑞	35	2	-0.024	2.119	2.143	8.9
12	古川住宅	40					151.5
13	下町	65					12.4
14	川原畠	100	10	5.660	2.656	-2.964	
15	西条南中学校	100	16	7.020	3.875	-3.271	
16	安知生新開	50	22	2.540	2.833	0.293	
17	中西新開	65	35	1.710	2.664	0.954	
18	東予高校1	250	150	6.227	4.174	-2.053	
19	東予高校2	250	70	6.268	4.250	-2.018	
20	今在家公園	250	70	3.854	-0.404	-4.258	
21	一ツ橋川	75	15	1.240	-1.790	-3.030	
22	北条新田	50	18	0.210	-0.476	-0.686	
23	大新田公園	250	70	0.339	1.468	1.129	
24	新川浜橋	300	140	1.260	-1.582	-2.842	
25	三芳水源地	250	70	20.055	12.617	-7.438	
26	北水源地		80	18.200	9.294	-8.906	
27	周布		4	9.210	6.740	-2.470	
28	桑村		10	27.820	17.555	-10.265	
29	明理川		6	6.870	3.887	-2.983	
30	丹原		15	17.625	11.654	-5.971	
31	田野上方		14	31.250	23.042	-8.208	
32	長野		46	43.810	29.683	-14.127	
33	北川		13	14.900	7.550	-6.450	
34	森戸		20	12.680	7.588	-5.092	
35	地蔵原1東		34	3.310	3.106	-0.204	
36	地蔵原2西		15	3.310	3.111	-0.199	



地下水水位観測井戸位置図



(5) 水生生物調査

西条市では、『加茂川』に棲んでいる水生生物を調査することによって水質の状況を知るとともに、子どもたちが自然と親しみ、河川を大切にする心を育てることを目的として、昭和 61 年度から夏休み期間中に小学生を対象とした「親と子で水と親しむ青空教室」を実施してきましたが、平成 17 年度からは中学生も参加可能とし、「水と親しむ青空教室」という名称に改め、以降毎年実施しています。

実施方法は、環境省の「水生生物による水質の調査法—川の生きものから水質を調べよう—」によって行っており、指標生物の棲息状況によって、「I. きれいな水」、「II. 少し汚れた水」、「III. きたない水」、「IV. 大変きたない水」の 4 階級に分類されていますが、毎年「I. きれいな水」の結果が得られています。

青空教室での水生生物調査結果

水生生物による水質調査結果

【調査場所】 加茂川 (伊曾の橋 ～舟形橋)		調査年月日	61	62	63	元	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	
			7	8	8	8	7	7	7	7	7	7	8	7	7	8	8	8	8	7	7	7	7	7	9	7		
			22	6	4	9	24	23	23	23	29	26	1	30	9	9	9	2	7	24	29	27	26	25	23	3		
【生物採取場所】 川の中心		調査時刻(時)	11	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	11	10	10	10	10	10	10	10	10	10		
		天候	晴	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇	晴	晴	晴	晴	曇	曇	曇	晴	晴	晴	晴	晴	晴	曇	曇		
【川底の状態】		水温(℃)	22	22	23	20	26	25	24	19	22	21	22	19	21	21	22	27	27	23	27	25	19	21	26	22	21	
【川底の状態】		川幅(m)	30	38	35	45	36	27	22	50	40	30	50	100	30	60	80	30	30	15	15	10	10	120	115	40	60	83
川底の状態		こぶし大の石多	流速(cm/s)※	速	速	速	速	80	70	25	90	50	60	50	70	50	60	40	80	40	60	普	速	速	普	普	普	
生物を採取した場所の水深(cm)		50	20	25	20	45	30	30	20	20	15	20	20	30	30	20	20	15	10	10	20	20	30	10	10	40		
指標生物の出現状況	① ウズムシ類															○												
	② サワガニ																									○		
	③ ブユ類																											
	④ カワゲラ類				○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○		○	○	○	○	○	○	○	●			
	⑤ ナガレトビ'ゲラ・ヤマトビ'ゲラ	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●			○	○	○	○	○	●						
	⑥ ヒラタカゲロウ類	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	●	●	●			
	⑦ ヘビトンボ類	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○				
	I ⑧ ⑤以外のトビゲラ類	○	●	●	●	●	○	●	○	●	○	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●			
	I ⑨ ⑥以外のカゲロウ類	○		○	○	○	○	○	●	●	●	○	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	○	●	●			
	II ⑩ ヒラタドロムシ																											
	III ⑪ サホコカゲロウ						○			○																		
	III ⑫ ヒル類						○		○	○					○	○	○	○	○									
	III ⑬ ミズムシ																											
	III ⑭ サカマキガイ															○												
	IV ⑮ セスジユスリカ																											
	IV ⑯ イトミミズ類																											
水質階級の判定		I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I	I			

○:出現生物

●:出現生物のうちで最も多かったもの

※速:30~60(cm/s)

水質階級:

I. きれいな水

II. 少しよごれた水

III. きたない水

IV. 大変きたない水

(6) 工場・事業場の規制

工場・事業場の規制については、水質汚濁防止法に基づき、特定施設の設置・変更に係る届出制や全国一律の排水基準などが設けられており、現在、101の業種等に係る特定施設が指定されています。

また、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき、瀬戸内海区域の最大排水量 50 m³/日以上の工場・事業場に対しては、特定施設の設置・変更に係る許可制が採用されています。

特に、人口・産業が集中し、汚濁の著しい広域的閉鎖性水域である瀬戸内海については、区域内で発生する汚濁負荷量の総量を計画的に削減することが肝要であることから、愛媛県では、水質汚濁防止法及び瀬戸内海環境保全特別措置法の規定に基づき、水質総量規制制度が実施されています。

昭和 54 年以降これまで 6 次にわたって総量削減計画（目標年次：平成 21 年度）を策定し、C O D、窒素含有量、りん含有量の削減目標を設定し、汚濁負荷量の削減を図ってきた結果、水質濃度レベルは低下し、水質改善が図られたものの、水質環境基準の達成状況は横ばいであります。富栄養化に伴う赤潮も発生していることから、引き続き水質改善を図っています。

さらに、愛媛県公害防止条例では、生コンクリートのトラックミキサー洗浄施設等 4 種類の施設を排水施設として指定しており、これらの施設を設置する工場、事業場には、排水施設の設置等の届出、排水基準の遵守等を義務付けています。また、全国一律の排水基準では環境基準を達成維持することが困難であるため、C O D、S S 等 6 項目については、より厳しい基準値（上乗せ排水基準値）を設定しています。

水質汚濁防止法特定施設（施行令第 1 条関係 別表第 1）

番号	業種	名称
1	鉱業又は水洗炭業	イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 堀さく用の泥水分離施設
1 の 2	畜産農業又はサービス業	イ 豚房施設 ロ 牛房施設 ハ 馬房施設
2	畜産食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
3	水産食料品製造業	イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 亦 湯煮施設
4	野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
5	みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 亦 精製施設 ヘ ろ過施設
6	小麦粉製造業	洗浄施設
7	砂糖製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 亦 精製施設
8	パン若しくは菓子の製造業又は製あん業	粗製あんの沈でんそう
9	米菓製造業又はこうじ製造業	洗米機
10	飲料製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 亦 湯煮施設 ヘ 蒸りゅう施設
11	動物系飼料又は有機質肥料の製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設 ニ 真空濃縮施設 亦 水洗式脱臭施設
12	動植物油脂製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 圧搾施設

		二 分離施設
13	イースト製造業	イ 原料処理施設 ロ 洗浄施設 ハ 分離施設
14	でん粉又は化工でん粉の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 洗浄施設(流送施設を含む。) ハ 分離施設 ニ 淀だめ及びこれに類する施設
15	ぶどう糖又は水あめの製造業	イ 原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 精製施設
16	めん類製造業	湯煮施設
17	豆腐又は煮豆の製造業	湯煮施設
18	インスタントコーヒー製造業	抽出施設
18の2	冷凍調理食品製造業	イ 原料処理施設 ロ 湯煮施設 ハ 洗浄施設
18の3	たばこ製造業	イ 水洗式脱臭施設 ロ 洗浄施設
19	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業	イ まゆ湯煮施設 ロ 副産処理施設 ハ 原料浸せき施設 ニ 精練機及び精練そう ホ シルケット機 ヘ 漂白機及び漂白そう ト 染色施設 チ 薬液浸透施設 リ のり抜き施設
20	洗毛業	イ 洗毛施設 ロ 洗化炭施設
21	化学繊維製造業	イ 湿式紡糸施設 ロ リンター又は未精練繊維の薬液処理施設 ハ 原料回収施設
21の2	一般製材業又は木材チップ製造業	湿式バーカー
21の3	合板製造業	接着機洗浄施設
21の4	パーティクルボード製造業	イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
22	木材薬品処理業	イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
23	パルプ、紙又は紙加工品の製造業	イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チップ洗浄施設 及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設(抄造施設を含む。) リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
23の2	新聞業、出版業、印刷業又は製版業	イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
24	化学肥料製造業	イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
25	水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業	イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
26	無機顔料製造業	イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
27	前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業	イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設
28	カーバイト法アセチレン誘導品製造業	イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ さく酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸りゅう施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸りゅう施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸りゅう施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロブレンモノマー洗浄施設
29	コールタール製品製造業	イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
30	発酵工業(第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。)	イ 原料処理施設 ロ 蒸りゅう施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
31	メタン誘導品製造業	イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸りゅう施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設

環境保全業務資料集

32	有機顔料又は合成染料の製造業	イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
33	合成樹脂製造業	イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸りゅう施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸りゅう施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
34	合成ゴム製造業	イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
35	有機ゴム薬品製造業	イ 蒸りゅう施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
36	合成洗剤製造業	イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設
37	前六号に掲げる事業以外の石油化学工業	イ 洗浄施設 ロ 分離施設 ハ ろ過施設 ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸りゅう施設 ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸りゅう施設 ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸りゅう施設及び硫酸濃縮施設 チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸りゅう施設及び濃縮施設 リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸りゅう施設 ヌ シクロヘキサン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設 ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設 オ ノルマルパラフイン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸りゅう施設 ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器 カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設 ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設 タ 廃ガス洗浄施設
38	石けん製造業	イ 原料精製施設 ロ 塩析施設
39	硬化油製造業	イ 脱酸施設 ロ 脱臭施設
40	脂肪酸製造業	蒸りゅう施設
41	香料製造業	イ 洗浄施設 ロ 抽出施設
42	ゼラチン又はにかわの製造業	イ 原料処理施設 ロ 石灰づけ施設 ハ 洗浄施設
43	写真感光材料製造業	感光剤洗浄施設
44	天然樹脂製品製造業	イ 原料処理施設 ロ 脱水施設
45	木材化学工業	フルフラール蒸りゅう施設
46	第 28 号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業	イ 水洗施設 ロ ろ過施設 ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設 ニ 廃ガス洗浄施設
47	医薬品製造業	イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設 ホ 廃ガス洗浄施設
48	火薬製造業	洗浄施設
49	農薬製造業	混合施設
50	第 2 条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業	試薬製造施設
51	石油精製業	イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸りゅう施設 ハ 脱硫施設 ニ 撃発油、灯油又は軽油の洗浄施設 ホ 潤滑油洗浄施設
51 の 2	自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業	直接加硫施設

51 の 3	医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業	ラテックス成形型洗浄施設
52	皮革製造業	イ 洗浄施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施 ホ 染色施設
53	ガラス又はガラス製品の製造業	イ 研磨洗浄施設 ロ 廃ガス洗浄施設
54	セメント製品製造業	イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設(蒸気養生施設を含む。)
55	生コンクリート製造業	パッチャープラント
56	有機質砂かべ材製造業	混合施設
57	人造黒鉛電極製造業	成型施設
58	窯業原料(うわ薬原料を含む。)の精製業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
59	碎石業	イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
60	砂利採取業	水洗式分別施設
61	鉄鋼業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
62	非鉄金属製造業	イ 還元そ う ロ 電解施設(溶融塩電解施設を除く。) ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 ヘ 湿式集じん施設
63	金属製品製造業又は機械器具製造業(武器製造業を含む。)	イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
63 の 2	空きびん卸売業	自動式洗びん施設
63 の 3	石炭を燃料とする火力発電施設	廃ガス洗浄施設
64	ガス供給業又はコークス製造業	イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設(脱硫化水素施設を含む。)
64 の 2	水道施設、工業用水道施設又は自家用工業用水道の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの(浄水能力が一日当たり10,000m ³ 未満の事業場は除く。)	イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
65		酸又はアルカリによる表面処理施設
66		電気めつき施設
66 の 2	旅館業	イ ちゅう房施設 ロ 洗たく施設 ハ 入浴施設
66 の 3	共同調理場に設置	ちゅう房施設(総床面積が500 m ² 未満を除く。)
66 の 4	弁当仕出屋又は弁当製造業	ちゅう房施設(総床面積が360 m ² 未満を除く。)
66 の 5	飲食店	ちゅう房施設(総床面積が420 m ² 未満を除く。)
66 の 6	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他	ちゅう房施設(総床面積が630 m ² 未満を除く。)
66 の 7	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店	ちゅう房施設(総床面積が1,500 m ² 未満を除く。)
67	洗たく業	洗浄施設
68	写真現像業	自動式フィルム現像洗浄施設
68 の 2	病院(病床数が300以上の病院)	イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
69	と畜業又は死亡獣畜取扱業	解体施設
69 の 2	中央卸売市場	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
69 の 3	地方卸売市場に設置される施設であつて、次に掲げるもの(水産物に係るものに限り、これらの総面積が1,000 m ² 未満の事業場は除く。)	イ 卸売場 ロ 仲卸売場
70		廃油処理施設(海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第3条第14号に規定するものをいう。)
70 の 2	自動車分解整備事業	洗車施設(屋内作業場の総面積が800 m ² 未満を除く。)
71		自動式車両洗浄施設
71 の 2	科学技術(人文科学のみに係るもの)を除く。)に関する研究、試験、検査又は専門教	イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設

環境保全業務資料集

	育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設	
71 の 3		一般廃棄物処理施設である焼却施設
71 の 4		産業廃棄物処理施設のうち次に掲げるもの (イ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）第 7 条第 1 号、第 3 号から第 6 号まで、第 8 号又は第 11 号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 条第 4 項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第 14 条第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第 14 条の 4 第 6 項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの。 (ロ) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第 7 条第 12 号から第 13 号までに掲げる施設
71 の 5		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設
71 の 6		トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設
72		し尿処理施設（500 人以下のし尿浄化槽を除く。）
73		下水道終末処理施設
74		特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設
指定地域特定施設（施行令第 3 条の 2）		政令で指定された地域において、特定施設となる施設（201 人以上 500 人以下のし尿浄化槽）

水質汚濁防止法による一律基準（昭和46年6月21日総理府令第35号）

(1) 有害物質に係る基準

(単位: mg/ℓ)

項目	排出水(許容限度)	地下浸透水(許容限度)
カドミウム及びその化合物	カドミウムとして 0.1	カドミウムとして 0.001
シアン化合物	シアンとして 1	シアンとして 0.1
有機燐化合物(パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及びEPNに限る。)	1	0.1
鉛及びその化合物	鉛として 0.1	鉛として 0.005
六価クロム化合物	六価クロムとして 0.5	六価クロムとして 0.04
砒素及びその化合物	砒素 0.1	砒素として 0.005
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	水銀として 0.005	水銀として 0.0005
アルキル水銀化合物	検出されないこと	アルキル水銀として 0.0005
ポリ塩化ビフェニル	0.003	0.0005
トリクロロエチレン	0.3	0.002
テトラクロロエチレン	0.1	0.0005
ジクロロメタン	0.2	0.002
四塩化炭素	0.02	0.0002
1, 2-ジクロロエタン	0.04	0.0004
1, 1-ジクロロエチレン	0.2	0.002
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.4	0.004
1, 1, 1-トリクロロエタン	3	0.0005
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.06	0.0006
1, 3-ジクロロプロパン	0.02	0.0002
チウラム	0.06	0.0006
シマジン	0.03	0.0003
チオベンカルブ	0.2	0.002
ベンゼン	0.1	0.001
セレン及びその他化合物	セレンとして 0.1	セレンとして 0.002
ほう素及びその化合物(海域以外)	ほう素として 10	ほう素として 0.2
ほう素及びその化合物(海域)	ほう素として 230	
ふつ素及びその化合物(海域以外)	ふつ素として 8	ふつ素として 0.2
ふつ素及びその化合物(海域)	ふつ素として 15	
アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	100(アンモニア態窒素に0.4を乗じたもの、亜硝酸態窒素及び硝酸態窒素の合計量)	アンモニア態窒素 0.7 亜硝酸態窒素 0.2 硝酸態窒素 0.2

環境保全業務資料集

(2)一般項目（有害物質以外の項目） (単位：mg／ℓ ただし、pH 及び大腸菌群数は除く)

項目	許容限度
水素イオン濃度 (pH)	5.8～8.6 (海域以外)
	5.0～9.0 (海域)
生物化学的酸素要求量 (BOD)	160 (日間平均 120)
化学的酸素要求量 (COD)	160 (日間平均 120)
浮遊物質量 (SS)	200 (日間平均 150)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類)	5
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類)	30
フェノール類含有量	5
銅含有量	3
亜鉛含有量	2
溶解性鉄含有量	10
溶解性マンガン含有量	10
クロム含有量	2
大腸菌群数 (単位：個／c m³)	日間平均 3,000
窒素含有量	120 (日間平均 60)
りん含有量	16 (日間平均 8)

(7) 工場・事業場の立入検査

水質汚濁防止法により指定されている特定施設のうち、環境保全協定（公害防止協定）を締結している工場・事業場に、水質汚濁負荷量の測定のために立入検査を実施しています。

平成 22 年度の立入検査結果は次ページの表のとおりです。協定に定める基準値を超過した企業については、超過原因の報告を求めるとともに、今後の防止策等について指導しました。

工場・事業場立入検査結果

※ m / n の m は協定値を超えた検体数、n は実施した検体数

項目 事業所	pH	亜鉛(mg/l)	銅(mg/l)	砒素(mg/l)	錫(mg/l)	カドミウム(mg/l)	総水銀(mg/l)
	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n
住友金属総山陽東予工場	8.0 ~ 8.1 0 / 4	ND ~ ND 0 / 4	ND ~ 0.01 0 / 4	ND ~ ND 0 / 4			

項目 事業所	pH	COD(kg/日)	SS(kg/日)	油分(kg/日)	全窒素(kg/日)	全リン(kg/日)	フッ素(mg/l)	排水量(m ³ /日)
	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n
㈱クラレ西条事業所	7.3 ~ 7.6 0 / 12	118 ~ 163 0 / 12	29 ~ 102 0 / 12	45 ~ 86 0 / 12	4 ~ 7 0 / 12	4 ~ 7 0 / 12	26,740 ~ 34,000 0 / 12	
アサヒビール㈱四国工場	7.8 ~ 8.0 0 / 10	7 ~ 28 0 / 10	ND ~ 4.1 0 / 10	ND ~ 0.0 0 / 10			1,157 ~ 3,779 0 / 10	
㈱ルネステックノロジ西条事業所	5.5 ~ 7.1 1 / 18	16 ~ 26 0 / 18	26 ~ 85 0 / 18	ND ~ ND 0 / 18			5,968 ~ 7,110 0 / 6	
ワタキュー・セイモア㈱四国工場	7.8 ~ 8.1 0 / 16	0.1 ~ 4.3 0 / 16	0.0 ~ 8 1 / 16	ND ~ 0.0 0 / 16	0.0 ~ 0.7 0 / 16	0.000 ~ 0.023 0 / 16	24 ~ 672 0 / 16	

項目 事業所	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)
	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n
匹田電力㈱西条発電所	6.6 ~ 7.3 0 / 4			ND ~ ND 0 / 4	
愛媛鉄鋼物工業団地	7.5 ~ 7.9 0 / 6	2.7 ~ 4.1 0 / 6	2 ~ 9 0 / 6	ND ~ ND 0 / 6	
㈱ダスキンプロダクト四国愛媛工場	7.1 ~ 7.4 0 / 4	7 ~ 12 0 / 4	ND ~ 2 0 / 4	ND ~ ND 0 / 4	
フジボウ愛媛㈱壬生川工場	7.6 ~ 7.9 0 / 6	2.2 ~ 9.3 0 / 6	2 ~ 11 0 / 6	0.0 ~ 1 0 / 1	0.07 ~ 0.07 0 / 1
匹田コカ・コーラガリソン㈱小松工場	7.5 ~ 7.7 0 / 4	5.8 ~ 10.0 0 / 4	4 ~ 6 0 / 4		

項目 事業所	pH	COD(mg/l)	SS(mg/l)	油分(mg/l)	亜鉛(mg/l)	溶解性鉄(mg/l)	クロム(mg/l)
	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n	最小～最大 m / n
日新製鋼㈱東京製造所	7.0 ~ 7.6 0 / 6	1.8 ~ 4.4 0 / 6	ND ~ 2 0 / 6	ND ~ 1 0 / 1	0.05 ~ 0.05 0 / 1	ND ~ ND 0 / 1	ND ~ ND 0 / 1

(8) 河川の清流を守る条例

「水の都西条」にふさわしい快適な水環境を確保するための「西条市河川の清流を守る条例」に基づき、河川のうち特に保全していく必要がある区域として、新町川水系、新川水系、御舟川水系及び馬渕川・サラサラ川水系の4水系を「水質保全区域」に指定し、年に一度（概ね7月の第1日曜日）、水質保全区域河川一斉清掃を実施していました。

平成22年度は7月4日(日)に実施し、途中雨が降り出すあいにくの天候の中、周辺住民、市内企業等約1,660人が河川周辺の除草やごみ拾いなどを行い、収集されたごみは約45トンにもなりました。

なお、平成23年度より水質保全区域河川一斉清掃に代わり、自治会等ごとに各該当水域を清掃することとなりました。

水 系 名	延 長
新 町 川 水 系	約 3.1 km
新 川 水 系	約 5.5 km
御 舟 川 水 系	約 4.1 km
馬渕川・サラサラ川水系	約 1.2 km
計	約 13.9 km



3. 大気

(1) 環境基準

大気汚染に係る環境基準は、環境基本法第16条第1項の規定に基づき大気汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

大気汚染に係る環境基準は、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素及び光化学オキシダントの5物質について定められていましたが、平成9年に有害大気汚染物質としてベンゼン、トリクロロエチレン及びテトラクロロエチレンの3物質が、平成13年にジクロロメタンの環境基準が設定されました。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内またはそれ以下であること
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること
(備考)	<ol style="list-style-type: none"> 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートなどの光化学反応により生成される酸化性物質（中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。）をいう。 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

有害大気汚染物質の大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件
ベンゼン	1年平均値が0.003mg/m ³ 以下であること
トリクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2mg/m ³ 以下であること
ジクロロメタン	1年平均値が0.15mg/m ³ 以下であること
(備考)	環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。

環境基準による大気汚染の評価方法

物質	環境基準による評価方法	
	短期的評価	長期的評価
二酸化硫黄	1時間値の日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.04ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.04ppmを越える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
一酸化炭素	1時間値の日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間値が20ppm以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が10ppm以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が10ppmを越える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
浮遊粒子状物質	1時間値の日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であれば、環境基準達成である。	年間の日平均値の2%除外値が0.10 mg/m ³ 以下であれば環境基準達成、ただし、日平均値が0.10 mg/m ³ を越える日が2日以上連続したときは、上記に關係なく環境基準非達成である。
二酸化窒素	_____	日平均値の年間98%値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。
光化学オキシダント	昼間(5時～20時)の時間帯において、1時間値が0.06ppm以下であれば環境基準達成である。	_____

(2) 監視体制

二酸化硫黄、浮遊粒子状物質等の項目を自動測定する機械を設置している大気汚染常時監視測定期が市内に8箇所あり、愛媛県衛生環境研究所とのテレメータにより常時監視を実施しています。(平成23年3月末日現在)

	SO ₂	SPM	WD	WS	OX	NO _x	NO	NO ₂	THC	CH ₄	NMHC	TM
飯岡小	○	○	○	○								○
西条児童館	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
禎瑞小	△	△	△	△								○
広江	△	△	△	△								○
壬生川	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
石根小	○	○	○	○								○
丹原東中	○	○	○	○								○
来見	△	△	△	△								○

(SO₂:二酸化硫黄 SPM:浮遊粒子状物質 WD:風向 WS:風速 OX:光化学オキシダント

NO_x:窒素酸化物 NO:一酸化窒素 NO₂:二酸化窒素 THC:総炭化水素 CH₄:メタン

NMHC:非メタン炭化水素 TM:テレメータ)

(○:愛媛県設置 △:西条市設置)

(3) 測定結果

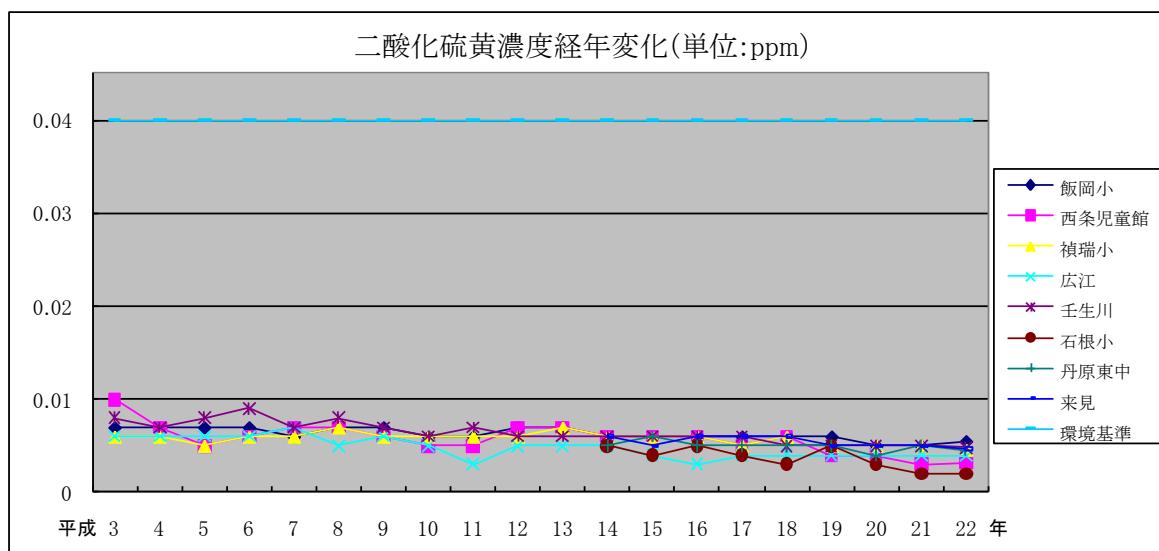
① 二酸化硫黄

二酸化硫黄は硫黄分を含む石油や石炭の燃焼により生じ、ぜんそく等の公害病や酸性雨の原因となっています。二酸化硫黄による大気汚染は、高度経済成長期の化石燃料の大量消費によって急速に悪化したため、ばい煙発生施設ごとの排出規制、燃料中の硫黄分の規制、工場ごとの総量規制等様々な対策が講じられ、企業においてもこうした規制を受け、低硫黄原油の輸入、重油の脱硫、排煙脱硫装置の設置等の対策が進められました。その結果、硫黄酸化物は昭和 40、50 年代に比べ著しく減少しています。

平成 22 年度の常時測定結果は以下のとおりで、すべての測定局で環境基準（1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること）を達成しています。

二酸化硫黄濃度測定結果

測定局	飯岡小	西条児童館	榎瑞小	広江	壬生川	石根小	丹原東中	来見
1 時間値が 0.1ppm 以下の時間数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
1 日平均値が 0.04ppm 以下の日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00
年平均値 (ppm)	0.006	0.003	0.005	0.004	0.005	0.002	0.005	0.005
1 時間値の最高値 (ppm)	0.060	0.037	0.041	0.027	0.025	0.017	0.022	0.065
1 日平均値の最高値 (ppm)	0.015	0.010	0.014	0.010	0.012	0.006	0.010	0.011



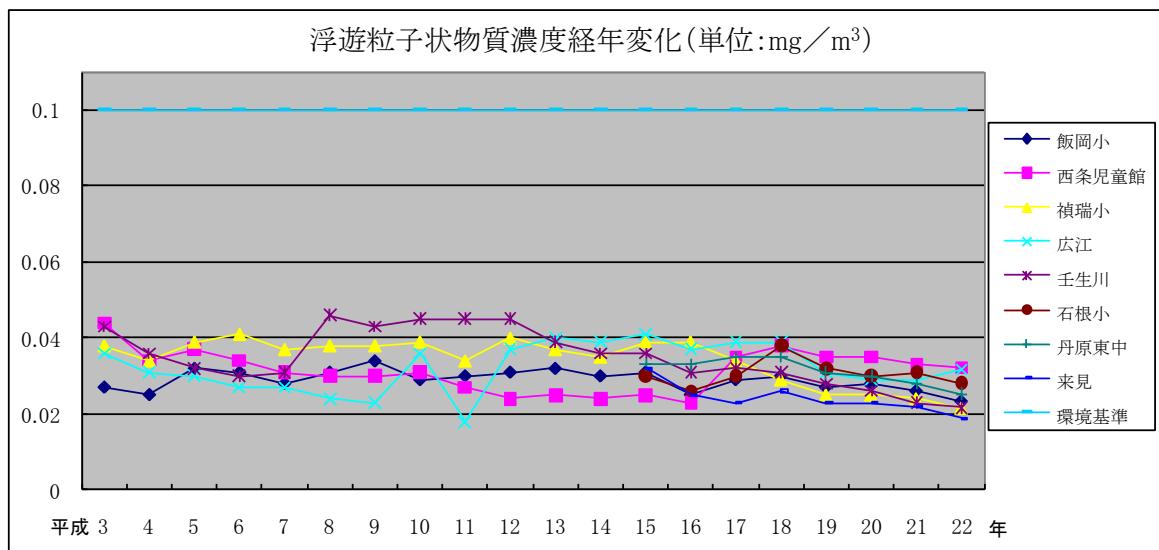
浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質（大気中に浮遊する浮遊粉じん、エアロゾルなどの粒子状の物質のうち、粒径が $10 \mu\text{m}$ 以下のもの）は、微小なため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に沈着して高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。

平成 22 年度の常時測定結果は以下のとおりで、3 つの測定局で環境基準（1 時間値の 1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下であること、1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ を越える日が 2 日連続しないこと）を達成できていません。

浮遊粒子状物質測定結果

測定局	飯岡小	西条児童館	禎瑞小	広江	壬生川	石根小	丹原東中	来見
1 時間値が $0.20 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下の時間数の達成率 (%)	100.00	99.99	100.00	99.97	100.00	100.00	100.00	100.00
1 日平均値が $0.10 \text{ mg}/\text{m}^3$ 以下の日数の達成率 (%)	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	100.00	99.73	100.00
年平均値 (mg/m^3)	0.023	0.032	0.022	0.032	0.022	0.028	0.025	0.019
1 時間値の最高値 (mg/m^3)	0.137	0.279	0.144	0.256	0.193	0.147	0.233	0.138
1 日平均値の最高値 (mg/m^3)	0.096	0.092	0.092	0.095	0.095	0.099	0.104	0.079



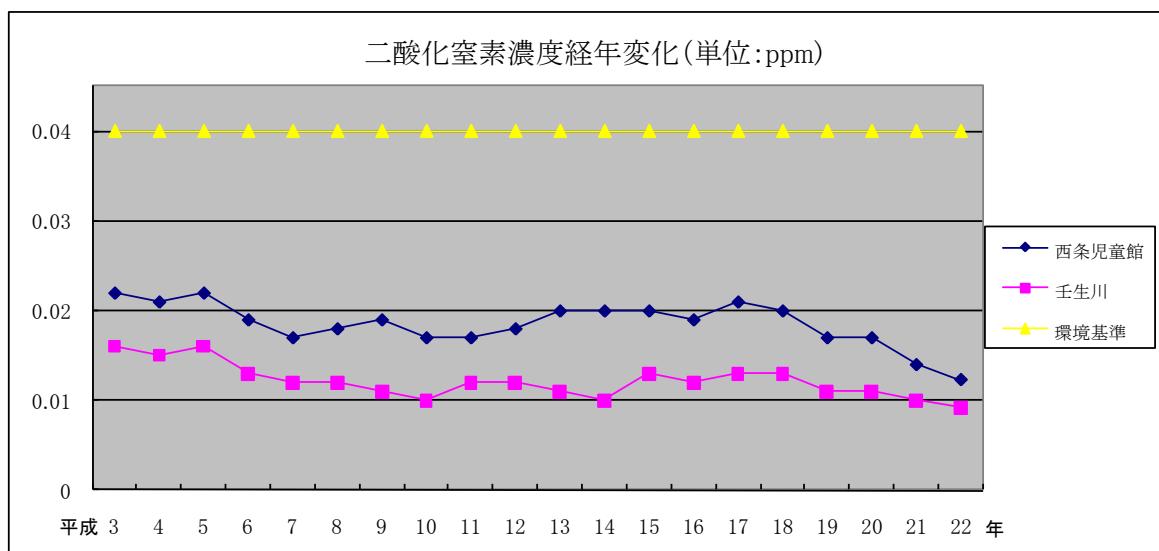
③ 二酸化窒素

一酸化窒素、二酸化窒素等の窒素酸化物は、主に化石燃料の燃焼に伴って発生し、その発生源としては工場等の固定発生源と自動車等の移動発生源があります。窒素酸化物は酸性雨や光化学大気汚染の原因物質となり、特に二酸化窒素は高濃度で呼吸器に悪影響を及ぼします。窒素酸化物のうち、二酸化窒素については環境基準（1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること）が定められています。

平成22年度の常時測定結果は以下のとおりで、すべての測定局で環境基準を達成しています。

二酸化窒素測定結果

測定局	1日平均0.06ppm 以下の日数達成率(%)	年平均値 (ppm)	1時間値の最高値 (ppm)	1日平均値の最高値 (ppm)
西条児童館	100.00	0.012	0.053	0.034
壬生川	100.00	0.009	0.043	0.023



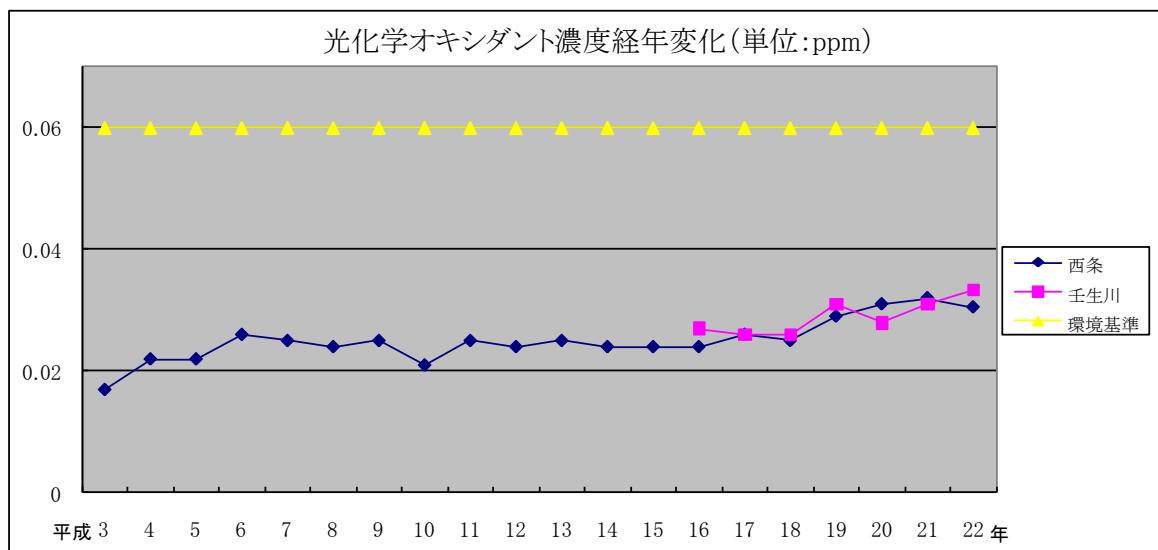
④ 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業所や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素類を主体とする一時汚染物質が、太陽光線の照射を受けて光化学反応により二次的に生成されるオゾン、パーオキシアシルナイトレートなどの酸化性物質の総称で、いわゆる光化学スモッグの原因となります。光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器へも影響を及ぼし、農作物などにも影響を与えます。

平成 22 年度の常時測定結果は以下のとおりで、2 局とも環境基準（1 時間値が 0.06ppm 以下であること）を達成できていません。なお、昼間 1 時間値の最高値が 0.120ppm を超えることはなかったため、光化学スモッグ注意報が発令されることはありませんでした。

光化学オキシダント測定結果

測定局	項目	昼間の 1 時間値が 0.06ppm 以下の時間数達成率(%)	昼間年平均値(ppm)	昼間 1 時間値の最高値(ppm)
西条児童館		94.53	0.031	0.102
壬生川		92.12	0.033	0.116



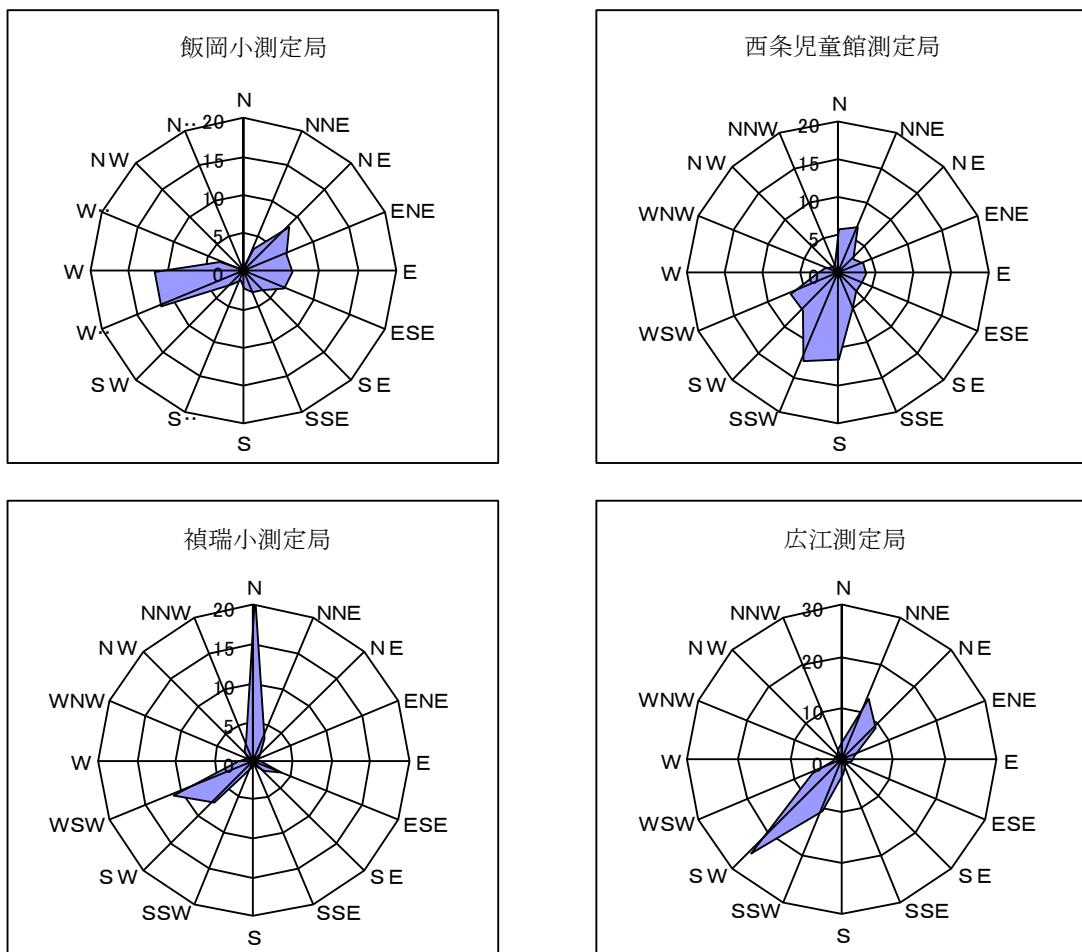
⑤ 風向・風速

平成 22 年度の各測定局における季節別年間最多風向及び年間風配図は以下のとおりです。

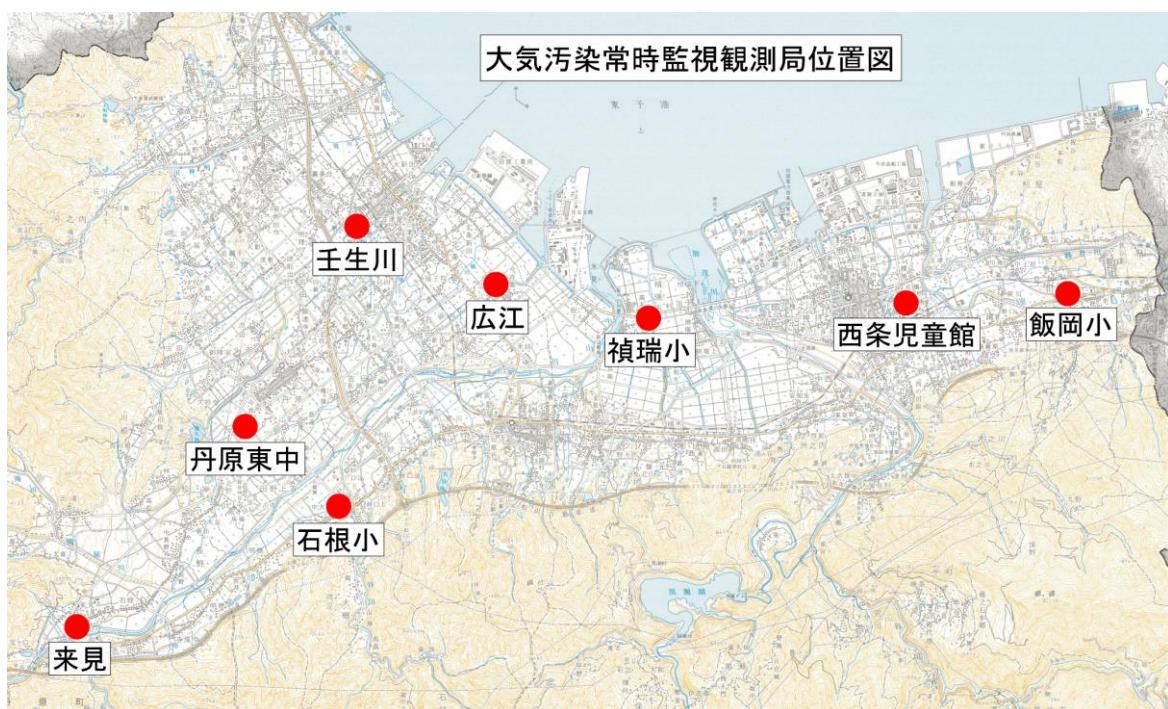
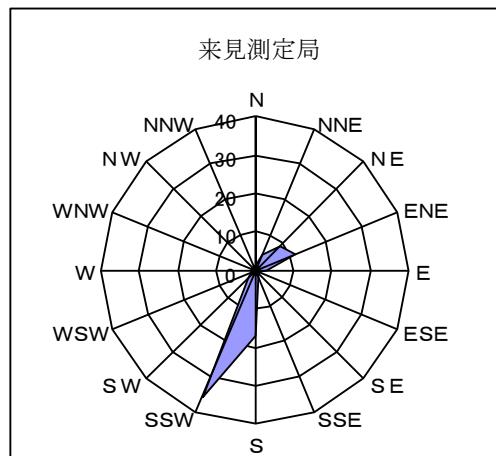
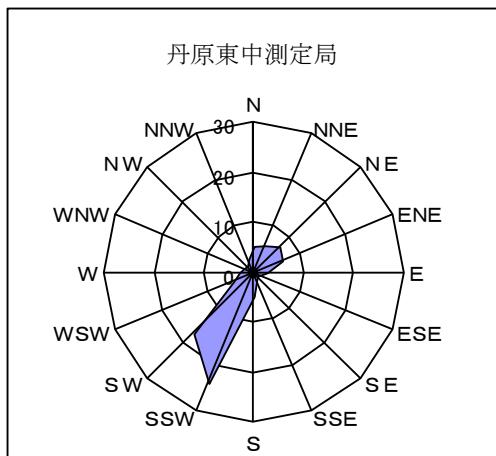
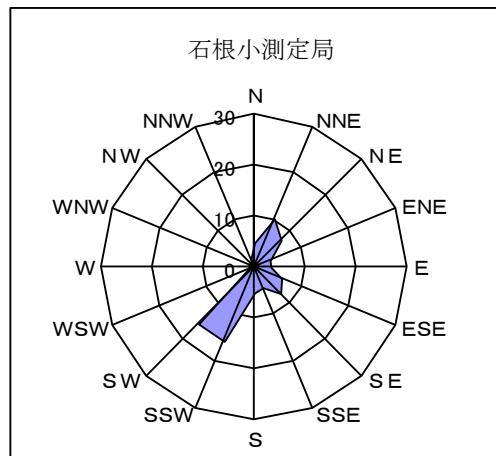
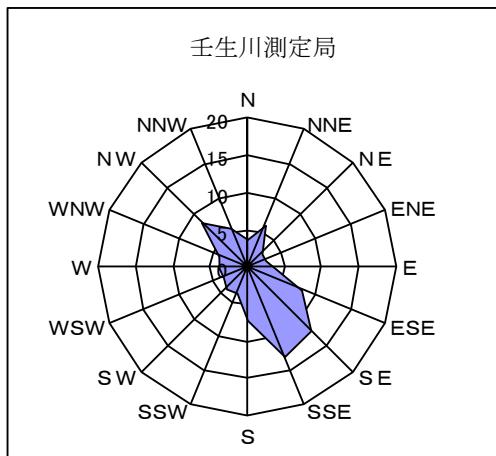
季節別年間最多風向

測定局 項目		飯岡小	西条 児童館	禎瑞小	広江	壬生川	石根小	丹原 東中	来見
季 節 別	年間最多風向	西南西	南南西	北	南西	南南東	南西 南南西	南南西	南南西
	春・夏	西	南	北	南西	北北東	南西	南南西	南南西
秋・冬	西南西	南南西	西南西	南西	南南東	南南西	南南西	南南西	南南西

年間風配図（単位：%）



環境保全業務資料集



(4) 規制の概要

大気汚染防止法では、ばい煙、粉じん等の大気汚染物質の排出規制を行っています。

また、法による規制を補完強化する愛媛県公害防止条例では、法律で定める排出基準より厳しい上乗せ基準を定めるとともに、法規制対象施設以外の施設に対して、硫黄酸化物、ばい煙等の排出基準の設定や事前届出制を定めるなどの規制を行っており、工場や事業場が集中立地している東予地域に立地する工場を対象に硫黄酸化物の総量規制を行っています。

大気汚染防止法規制対象物質一覧

規制物質	物質の例示	発生形態	発生施設
ばい煙	硫黄酸化物	S O _x	物の燃焼、石油燃焼
	ばいじん	すすなど	物の燃焼又は熱源としての電気の使用
	有害物質	窒素酸化物 カドミウム、鉛、フッ化水素、塩化水素など	物の燃焼、合成分解など
	一般粉じん	セメント粉、石炭粉、鉄粉など	物の破碎、選別、堆積など
粉じん	特定粉じん	石綿	石綿含有製品の製造、加工など
自動車排出ガス	一酸化炭素、炭化水素、鉛化合物、窒素酸化物など	自動車の運行	特定の自動車
特定物質	フェノール、ピリジンなど	物の合成等の化学的処理中の事故	特定施設（政令などで特定せず）

愛媛県公害防止条例で定める硫黄酸化物の排出基準

地域	西条地域	東予地域・小松地域	丹原地域
K値	3.5 ただし、新たに設置されるばい煙発生施設にあっては 2.34	5.0	17.5

環境保全業務資料集

(5) 工場・事業場の立入検査

環境保全協定（公害防止協定）に基づき、ばい煙濃度の測定のために工場・事業場の立入検査を実施しています。平成22年度の立入検査結果は以下のとおりです。

工場・事業所立入検査結果

項目 事業所	硫黄酸化物 (N m ³ /時)		ばいじん (kg/時)		窒素酸化物 (N m ³ /時)	
住友共同電力株 壬生川火力発電 所	15	協定値 42	2.1	協定値 9	30	協定値 38
㈱クラレ西条事 業所	10	協定値 33	0.26	協定値 14.7	19	協定値 44.3
四国電力㈱西条 発電所	7.2	協定値 262	1.3	協定値 66	53	協定値 212
愛媛銑鉄鋳物工 業団地	越智鋳造所		0.001	協定値 0.2	注) 左記2事業所の 「ばいじん」の単位 は (g/N m ³)	
	大亀製作所		0.001	協定値 0.2		
アサヒビール㈱ 四国工場	0.068	協定値 3	0.003	協定値 6	0.29	協定値 7
愛媛サニタリー プロダクツ㈱	N.D <0.03未満	協定値 1	N.D <0.009未満	協定値 3	0.16	協定値 22
四国コカ・コーラ ボトリング㈱			0.001	協定値 0.25		

4. 騒音

(1) 環境基準

騒音は人の感覚に直接影響を与え、日常生活の快適さを損なうことで問題となることが多く、感覚公害といわれています。また、騒音の発生形態としては、工場・事業場、建設作業、交通機関、その他一般家庭から発生する生活騒音など多種多様です。

騒音に係る環境基準は、環境基本法の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全するうえで維持されることが望ましい基準として、一般地域及び道路に面する地域のそれについて地域の類型・区分及び時間の区分ごとに基準値が設定されています。

騒音に係る環境基準の類型指定は、国において土地利用の用途に応じて類型別に基準値が示され、当該地域の土地利用形態に応じて都道府県知事が行います。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事項	告示日	施行日
類型指定	昭和 56 年 4 月 10 日	昭和 56 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日
指定区域の見直し	平成 11 年 3 月 19 日	平成 11 年 4 月 1 日

また、騒音の評価手法を騒音レベルの中央値から等価騒音レベル（L_{Aeq}）に変更することに伴う見直しが行われ、平成 11 年 3 月 19 日に告示（平成 11 年 4 月 1 日施行）されました。

騒音に係る環境基準

① 一般地域

地域の区分	基 準 値		
	類型	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
特に静穏を要する地域	A A	50 デシベル以下	40 デシベル以下
専ら住居の用に供される地域	A	55 デシベル以下	45 デシベル以下
主として住居の用に供される地域	B	55 デシベル以下	45 デシベル以下
相当数の居住と併せて商業、工業等の用に供される地域	C	60 デシベル以下	50 デシベル以下

② 道路に面する地域

地域の区分	基 準 値	
	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
A 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下
B 地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C 地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下

(3) 幹線交通を担う道路に近接する空間における特例

基 準 値	
昼間 午前 6時～午後 10時	夜間 午後 10時～翌午前 6時
70 デシベル以下	65 デシベル以下
個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間 45 デシベル以下、夜間 40 デシベル以下）によることができる。	

一般的な騒音レベル

騒音レベル	事 例
120 デシベル	飛行機のエンジン近く
110 デシベル	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100 デシベル	電車が通る時のガード下
90 デシベル	騒々しい工場の中、犬の鳴き声（正面 5m）
80 デシベル	地下鉄の車内、ピアノ（正面 1m）
70 デシベル	騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60 デシベル	静かな乗用車、普通の会話
50 デシベル	静かな事務所
40 デシベル	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30 デシベル	郊外の深夜、ささやき声
20 デシベル	木の葉のふれあう音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

環境騒音測定は、A類型指定 2 地点、B類型指定 3 地点、C類型指定 2 地地点の 7 地点で実施しました。測定結果は以下のとおりで、全ての地点で環境基準を達成していました。

環境騒音測定結果

測定場所	類型	測定年月日	等価騒音レベル		環境基準達成状況	
			昼間	夜間	昼間	夜間
神押地区公民館	A	平成23年1月31日～2月1日	48	38	○	○
東予図書館・郷土館	A	平成23年2月22日～23日	44	39	○	○
神戸地区公民館	B	平成23年2月7日～8日	52	43	○	○
西条西部公園	B	平成23年2月4日～5日	54	43	○	○
東予・丹原浄化センター	B	平成23年2月23日～24日	44	41	○	○
市庁舎別館	C	平成23年2月22日～23日	51	41	○	○
西ひうち緩衝緑地	C	平成23年2月21日～22日	52	46	○	○

(2) 騒音規制

工場・事業場、建設作業、道路交通等から発生する騒音は、騒音規制法及び愛媛県公害防止条例によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺の地域、その他の騒音を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、騒音規制法に基づき、騒音規制地域として指定されます。西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事項	告示日	施行日
旧西条市類型指定	昭和45年10月27日	昭和45年11月20日
旧東予市類型指定	昭和47年9月19日	昭和47年9月28日
旧丹原町・旧小松町 類型指定	昭和48年11月30日	昭和49年1月1日
指定区域の見直し	昭和51年6月22日	昭和51年7月1日
指定区域の見直し	昭和53年12月22日	昭和54年1月1日
指定区域の見直し	平成9年4月4日	平成9年5月1日

工場・事業場騒音は、騒音規制法の指定地域内にあって、騒音規制法に基づく金属加工機械等の特定施設及び愛媛県公害防止条例に基づく冷凍機等の騒音発生施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業騒音は、騒音規制法に基づく特定建設作業及び愛媛県公害防止条例に基づく特定作業が規制の対象となります。なお環境大臣が指定する一定の限度を越える大きさの騒音を発生しないバックホウ、トラクターショベル等を用いる建設作業については、騒音規制法に基づく特定建設作業の届出対象外となっています。

特定工場等に係る発生する騒音の規制に関する基準

(愛媛県公害防止条例施行規則別表第14)

時間 区域	区域の区分に対応する規制基準			
	朝	昼間	夕	夜間
午前6時から 午前8時まで	午前8時から 午後7時まで	午後7時から 午後10時まで	午後10時から 翌午前6時まで	
第1種区域	45デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下	45デシベル以下
第2種区域	50デシベル以下	60デシベル以下	50デシベル以下	45デシベル以下
第3種区域	65デシベル以下	65デシベル以下	65デシベル以下	50デシベル以下
第4種区域	70デシベル以下	70デシベル以下	70デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域、第3種区域又は第4種区域の区域内に所在する学校、保育所、病院等、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、当該各欄に定める当該値から5デシベル減じた値とする。				

環境保全業務資料集

騒音規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械
イ 圧延機械（原動機の定格出力の合計が 22.5 キロワット以上のものに限る。）
ロ 製管機械
ハ ベンディングマシン（ロール式のものであって原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上 のものに限る。）
ニ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）
ホ 機械プレス（呼び加圧能力が 294 キロニュートン以上のものに限る。）
ヘ せん断機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
ト 焼造機
チ ワイヤーフォーミングマシン
リ ブラスト（タンブラスト以外のものであって、密閉式のものを除く。）
ヌ タンブラー
ル 切断機（といしを用いるものに限る。）
2 空気圧縮機及び送風機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワッ ト以上のものに限る。）
4 織機（原動機を用いるものに限る。）
5 建設用資材製造機械
イ コンクリートプラント（気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が 0.45 立方メートル以上のものに限る。）
ロ アスファルトプラント（混練機の混練重量が 200 キログラム以上のものに限る。）
6 穀物用製粉機（ロール式のものであって、原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
7 木材加工機械
イ ドラムバーカー
ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ハ 破木機
ニ 帯のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工 用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ホ 丸のこ盤（製材用のものにあっては原動機の定格出力が 15 キロワット以上のもの、木工 用のものにあっては原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
ヘ かんな盤（原動機の定格出力が 2.25 キロワット以上のものに限る。）
8 抄紙機
9 印刷機械（原動機を用いるものに限る。）
10 合成樹脂用射出成形機
11 鑄型造型機（ジョルト式のものに限る。）

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設

1 冷凍機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）
2 セメント製品製造機械であって、次に掲げるもの
ア コンクリート柱及びコンクリート管製造機
イ コンクリートブロックマシン
3 摺糸機（原動機の定格出力が 3.75 キロワット以上のものに限る。）
4 工業用動力ミシン（同一工場又は事業場に 30 台以上設置されている場合に適用する。）
5 木材加工機械であって、次に掲げるもの
ア ジェットバーカー
イ ロックバーカー
ウ チェンバーカー

騒音規制法の特定建設作業及び愛媛県公害防止条例の特定作業の騒音の規制に関する基準

区域	作業の種類・名称	騒音レベル	作業禁止時間	1日当たり作業時間	連続作業時間	作業禁止日
第1号区域	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後7時から翌午前7時まで	10時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
特定建設作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	〃	〃	〃	〃
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	午後9時から翌午前6時まで	〃	制限なし	制限なし
第2号区域	くい打機、くい抜機又はくい打くい抜機を使用する作業	85デシベル以下	午後10時から翌午前6時まで	14時間以内	6日以内	日曜日休日
	びょう打機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	さく岩機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	空気圧縮機を使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
	コンクリートプラント又はアスファルトプラントを設けて行う作業	〃	〃	〃	〃	〃
	バックホウ、トラクターショベル、ブルドーザーを使用する作業	〃	〃	〃	〃	〃
特定作業	ブルドーザー、パワーショベル等を使用する作業（法規制は除く）	〃	制限なし	〃	〃	〃
	ハンマーを使用する板金又は製罐作業	80デシベル以下	〃	〃	制限なし	制限なし

騒音規制法に基づく特定建設作業

- 1 くい打機（もんけんを除く。）、くい抜機又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業（くい打ち機をアースオーガーと併用する作業を除く。）
- 2 びょう打機を使用する作業
- 3 さく岩機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点の最大距離が50メートルを越えない作業に限る。）
- 4 空気圧縮機（電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15キロワット以上のものに限る。）を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）
- 5 コンクリートプラント（混練機の混練容量が0.45立方メートル以上のものに限る。）又はアスファルトプラント（混練機の混練容量が200キログラム以上のものに限る。）を設けて行う作業（モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。）
- 6 バックホウ（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が80キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 7 トラクターショベル（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が70キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
- 8 ブルドーザー（一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして環境大臣が指定するものを除き、原動機の定格出力が40キロワット以上のものに限る。）を使用する作業

愛媛県公害防止条例に基づく特定作業

1 建設作業であって、ブルドーザー、パワーショベル等（原動機の定格出力が 22.5 キロワット以上のものに限る。）を使用する作業
2 板金作業又は製轆作業のうち、ハンマーを使用するものであって、厚さ 0.8 ミリメートル以上の材料を用いるもの

騒音規制法に基づく特定施設設置届出状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 金属加工機械	165
2. 空気圧縮機等	1,726
3. 土石用破碎機等	31
4. 織機	709
5. 建設用資材製造機械	15
6. 穀物用製粉機	17
7. 木材加工機械	165
8. 抄紙機	6
9. 印刷機械	32
10. 合成樹脂用射出成形機	50
11. 鑄物造型機	14
合 計	2,930
届出工場事業場数	249

愛媛県公害防止条例に基づく騒音発生施設設置届出状況

(平成 23 年 3 月 31 日現在)

特 定 施 設 名	施 設 数
1. 冷凍機	160
2. セメント製品製造機械	24
3. 摶糸機	58
4. 工業用動力ミシン	421
5. 木材加工機械	1
合 計	664
届出工場事業場数	41

(3) 自動車交通騒音

自動車騒音は、自動車本体から発生する騒音と道路交通騒音の両面から規制されています。

自動車単体から発生する騒音の大きさそのものを減らす発生源対策として行われている自動車騒音規制については、車種、大きさ別に加速走行騒音、定常走行騒音及び近接排気騒音に区分して許容限度が定められています。

また、道路交通騒音の規制については、指定地域内における自動車騒音の大きさの

限度（要請限度）が定められており、騒音の評価は、等価騒音レベル（LAeq）によります。

騒音規制地域における自動車交通騒音の大きさの限度

要請限度

地域の区分	昼間 午前 6 時～午後 10 時	夜間 午後 10 時～翌午前 6 時
	65 デシベル	55 デシベル
a 区域及び b 区域のうち、1 車線を有する道路に面する区域	65 デシベル	55 デシベル
a 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70 デシベル	65 デシベル
b 区域のうち、2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域の道路に面する区域	75 デシベル	70 デシベル
a 区域は、騒音環境基準に係る A 類型の区域、b 区域は、騒音環境基準に係る B 類型の区域、c 区域は、騒音環境基準に係る C 類型の区域とする。		

幹線交通を担う道路に近接する空間の特例

昼間（午前 6 時～午後 10 時）	夜間（午後 10 時～翌午前 6 時）
75 デシベル	70 デシベル

幹線交通を担う道路

高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道（4 車線以上）、自動車専用道路

幹線交通を担う道路に近接する空間

2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 15 メートルまでの範囲

2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路：道路端から 20 メートルまでの範囲

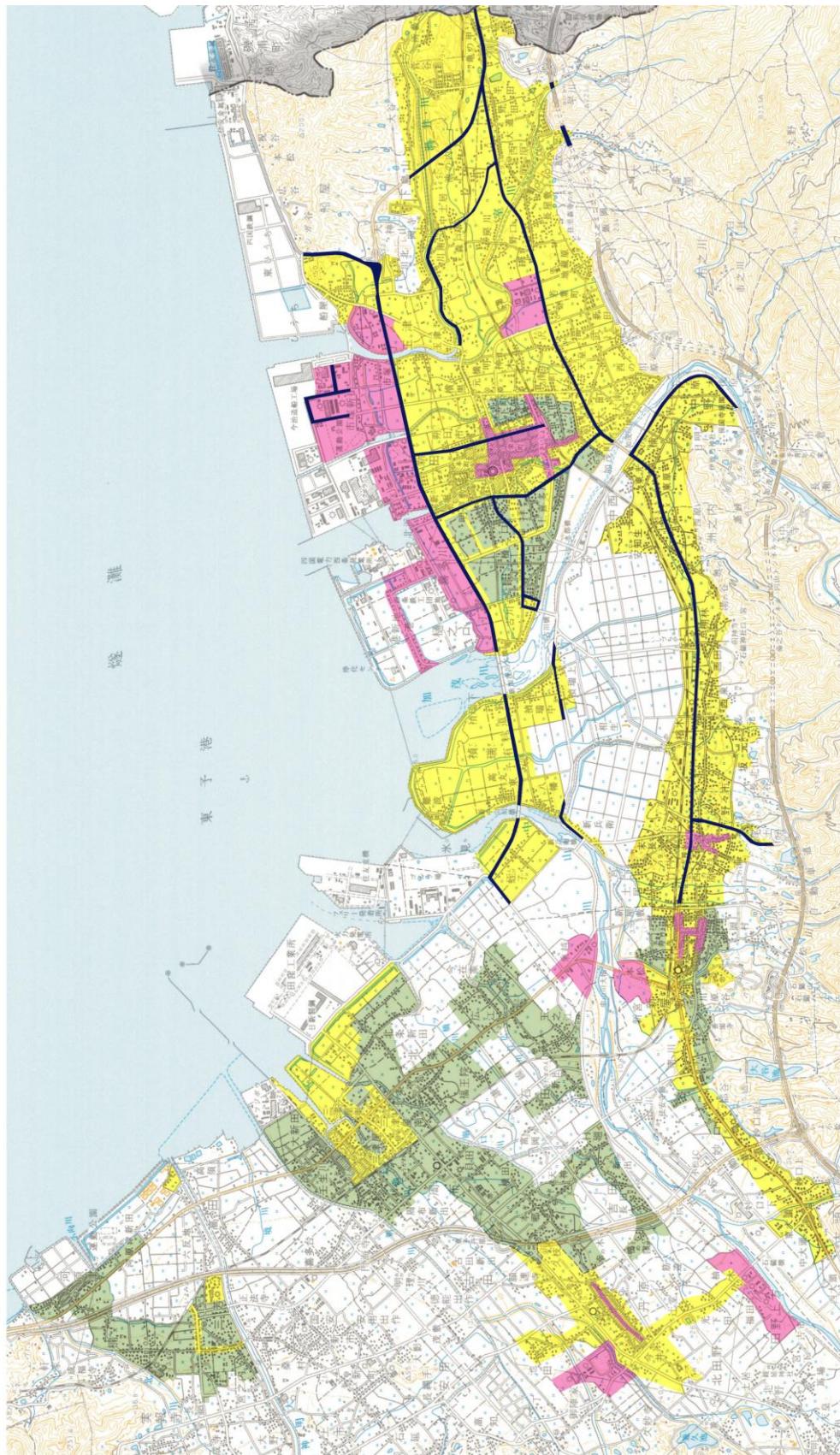
平成 22 年度は自動車交通騒音測定を 5 地点で実施しました。

測定結果は、国道 11 号（小松総合支所前）の夜間において要請限度を 1 デシベル超過しましたが、他の地点は要請限度を満たしています。

交通騒音測定結果

測定場所	測定年月日	等価騒音 レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松総合支所前	平成23年3月16日～17日	74	71	○	×
国道 196 号 J A 周桑北条出張所前	平成23年3月30日～31日	68	63	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防庁舎前	平成23年1月12日～13日	70	64	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	平成23年1月25日～26日	72	63	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	平成23年1月20日～21日	69	61	○	○

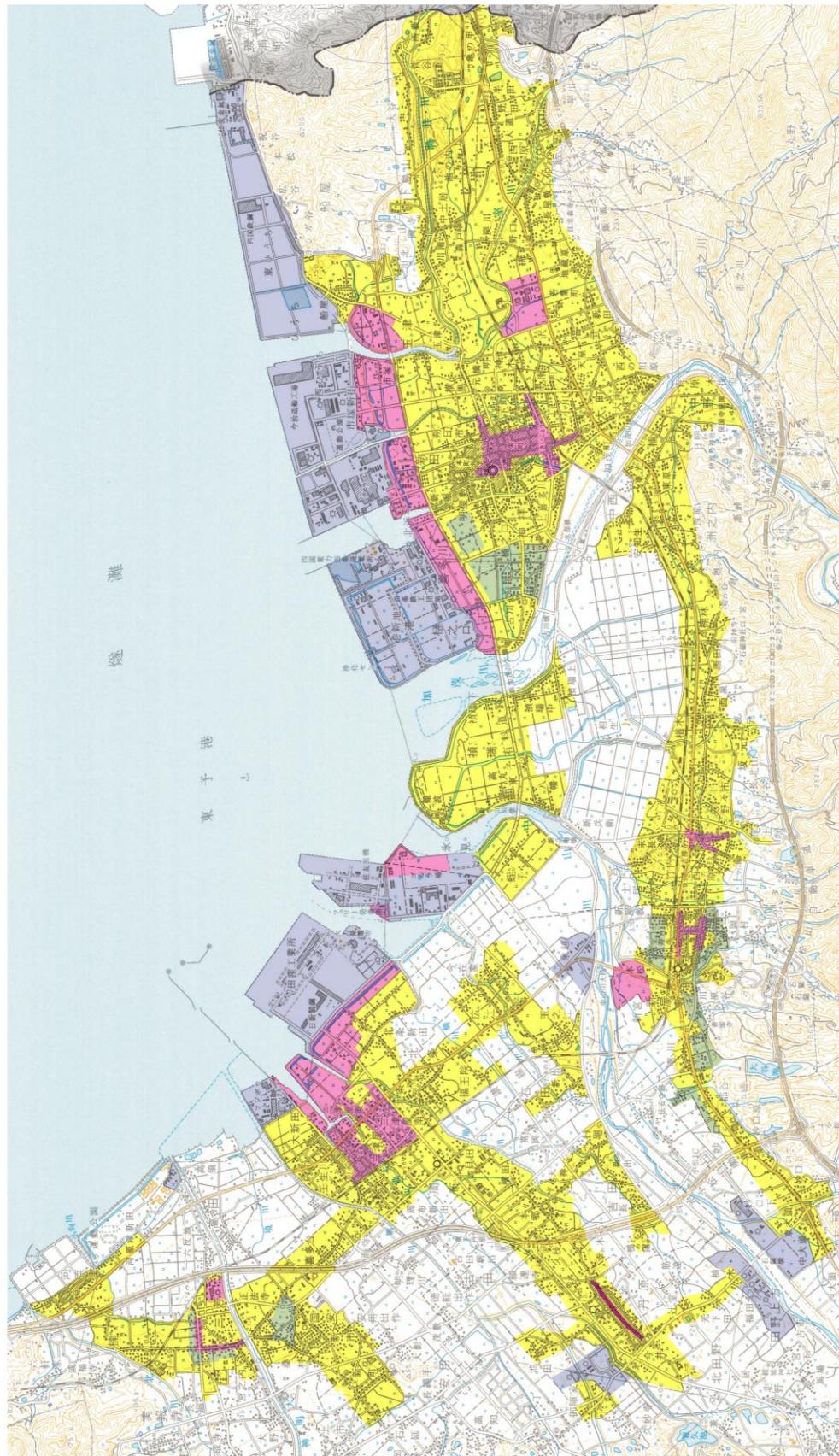
環境騒音類型図



騒音基準（自動車騒音）
A類型 (a区域)
B類型 (b区域)
C類型 (c区域)

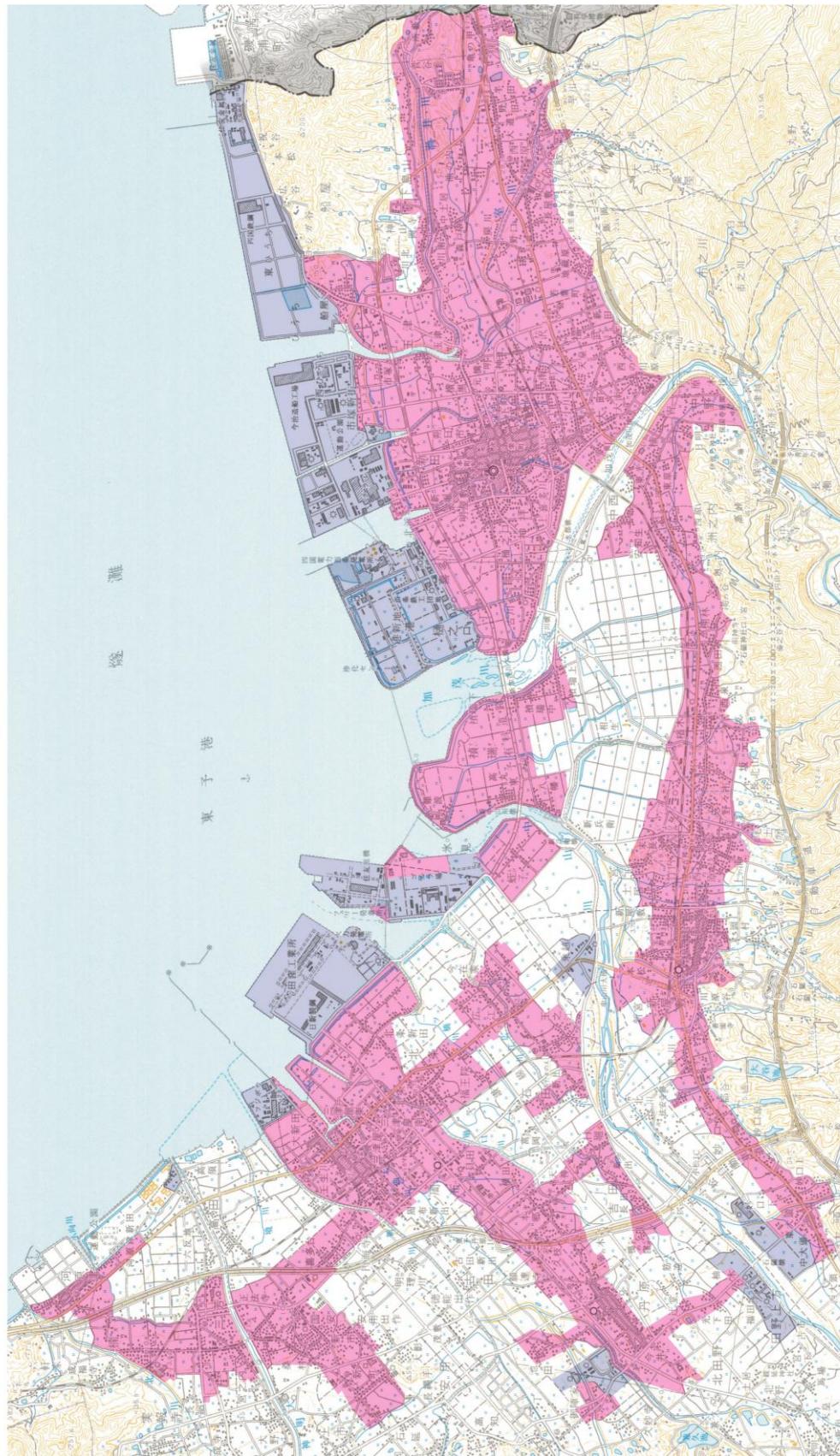
幹線交通を担う道路に近接する空間

騒音規制区域図



特定工場において発生する騒音の規制基準 第1種 第2種 第3種 第4種

特定建設作業騒音規制区域図



愛媛県告示区域 第1号 第2号

5. 振動

(1) 現況

公害として問題にされる振動とは、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させ物的被害を与えたり、あるいは、私たちの日常生活に影響を与えたにより問題にされる振動をいいます。

一般的な振動レベル

振動レベル (デシベル)	ゆれの状態	生理的影響	睡眠影響
95 ~ 100	墓石、石灯ろうが倒れる程度		
85 ~ 95	すわりの悪い器物が倒れる程度	人体に優位な生理的影响が生じ始める	驚かされる程度
75 ~ 85	戸、障子がガタガタと動き、電灯や器内の水面の動搖がわかる程度	産業職場における快感減退境界（8時間暴露）	目がさめる程度
65 ~ 75	大勢の人が感ずる程度のもので、戸や障子がわずかに動くのがわかる程度		
55 ~ 65	静止している人だけに感じる程度	振動を感じ始める	

(2) 振動規制

工場・事業場、建設作業及び道路交通等から発生する振動は、振動規制法によって規制されており、都道府県知事が関係市町村長の意見を聴いて規制地域の指定及び規制基準の設定を行うこととされています。

住宅が集中している地域、病院、学校の周辺の地域、その他の振動を防止するための生活環境を保全する必要がある地域は、振動規制法に基づき振動規制地域として指定されます。

西条市における類型の指定状況は下表のとおりです。

事 項	告示日	施行日
類型指定	昭和 55 年 3 月 31 日	昭和 55 年 3 月 31 日
指定区域の見直し	平成 9 年 4 月 4 日	平成 9 年 5 月 1 日

工場・事業場振動は、振動規制法の指定地域内にあって、金属加工機械等の特定施設を設置している工場・事業場が規制の対象となります。

建設作業振動は、くい打ち機等の機械を使用する建設機械に伴って発生する振動で、建設作業自体は一時的であり、かつ場所的に移動するものが多いですが、作業が屋外で行われるため、著しい振動を発生する場合があります。

振動規制法では、建設工事として行われる作業のうち著しい振動を発生する作業を特定建設作業として規制の対象としています。

環境保全業務資料集

特定工場等において発生する振動の規制に関する基準

区域	時間		区域の区分に対応する規制基準（デシベル）
	昼間	夜間	
午前 8 時から午後 7 時まで		午後 7 時から翌午前 8 時まで	
第 1 種区域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
第 2 種区域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

振動規制法に基づく特定施設

1 金属加工機械	
イ 液圧プレス（矯正プレスを除く。）	
ロ 機械プレス	
ハ せん断機（原動機の定格出力が 1 キロワット以上のものに限る。）	
ニ 鍛造機	
ホ ワイヤーフォーミングマシン（原動機の定格出力が 37.5 キロワット以上のものに限る。）	
2 圧縮機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
3 土石用又は鉱物用の破碎機、摩碎機、ふるい及び分級機（原動機の定格出力が 7.5 キロワット以上のものに限る。）	
4 織機（原動機を用いるものに限る。）	
5 コンクリートブロックマシン（原動機の定格出力の合計が 2.95 キロワット以上のものに限る。）並びにコンクリート管製造機械及びコンクリート柱製造機械（原動機の定格出力の合計が 10 キロワット以上のものに限る。）	
6 木材加工機械	
イ ドラムバーカー	
ロ チッパー（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）	
7 印刷機械（原動機の定格出力が 2.2 キロワット以上のものに限る。）	
8 ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機（カレンダーロール機以外のもので原動機の定格出力が 30 キロワット以上のものに限る。）	
9 合成樹脂用射出成形機	
10 鋳型造型機（ジョルト式のものに限る。）	

特定建設作業の振動の規制に関する基準

区 分	第 1 号区域	第 2 号区域
基 準	特定建設作業の敷地境界線において 75 デシベル以下	
作業禁止時間	午後 7 時から翌午前 7 時まで	午後 10 時から翌午前 6 時まで
作業時間	1 日 10 時間以内	1 日 14 時間以内
作業期間	連続 6 日を越えないこと	
作業禁止日	日曜日その他の休日	

振動規制法の特定建設作業

1 くい打機（もんけん及び圧入式くい打機を除く。）、くい抜機（油圧式くい抜機を除く。）又はくい打くい抜機（圧入式くい打くい抜機を除く。）を使用する作業
2 鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業
3 舗装版破碎機を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）
4 ブレーカー（手持式のものを除く。）を使用する作業（作業地点が連続的に移動する作業にあっては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50メートルを超えない作業に限る。）

振動規制法に基づく特定施設設置届出状況

(平成23年3月31日現在)

特 定 施 設 名	施設数
1. 金属加工機械	39
2. 圧縮機	357
3. 土石用破碎機等	7
4. 織機	519
5. コンクリートブロックマシン等	20
6. 木材加工機械	9
7. 印刷機械	10
8. ロール機	0
9. 合成樹脂用射出成形機	43
10. 鑄物成形機	6
合 計	1,010
届出工場事業場数	126

振動規制地域における道路交通振動の大きさの限度

区域	区域の区分に対応する規制基準	
	昼間	夜間
午前8時から午後7時まで		午後7時から翌午前8時まで
第1種区域	65デシベル以下	60デシベル以下
第2種区域	70デシベル以下	65デシベル以下

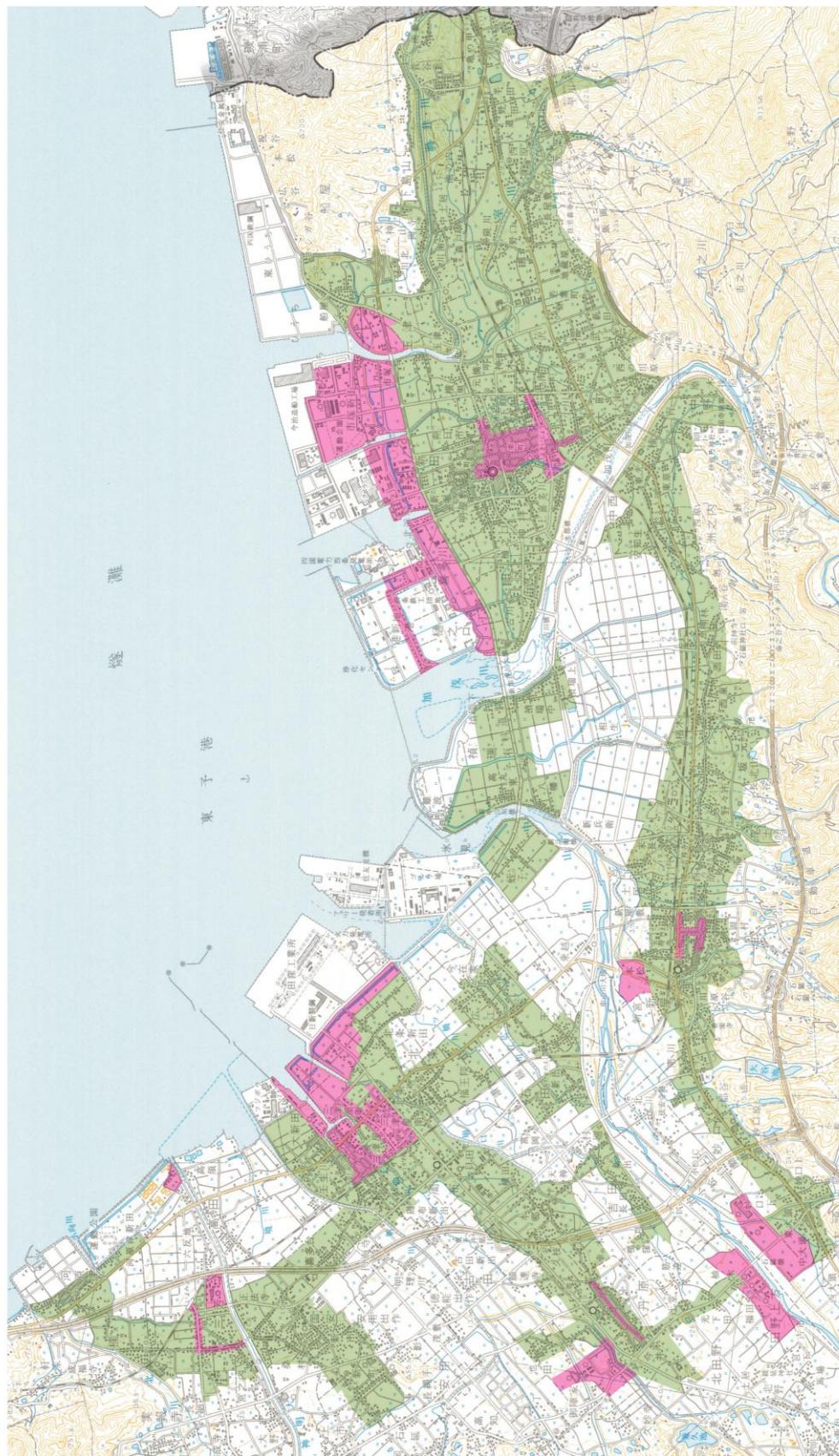
環境保全業務資料集

平成 22 年度は交通振動測定を 5 地点で実施しました。測定結果は、すべての地点で要請限度を満たしています。

交通振動測定結果

測定場所	測定年月日	振動レベル		要請限度との比較	
		昼間	夜間	昼間	夜間
国道 11 号 小松総合支所前	平成23年3月 16日～17日	43	43	○	○
国道 196 号 J A周桑北条出張所前	平成23年3月 30日～31日	48	45	○	○
県道壬生川新居浜野田線 消防署前	平成23年1月 12日～13日	36	32	○	○
県道壬生川丹原線 今井集会所前	平成23年1月 25日～26日	36	30	○	○
市道国道朔日市線 消防大町分団前	平成23年1月 20日～21日	34	30	○	○

振動規制区域図



第1種 第2種

6. 悪臭

悪臭防止法は工場・事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。

この法律は、悪臭の原因となる悪臭物質を定め、それらの悪臭物質の排出を規制するため、都道府県知事が規制地域の指定、規制基準の設定を行うとともに、規制基準に適合しない悪臭物質を排出している工場・事業所に対しては、改善勧告、改善命令を行い、是正させることができることになっています。

西条市では、昭和 49 年 5 月 1 日に規制地域、規制物質（アンモニア、メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、トリメチルアミン）及び規制基準が定められました。さらに、昭和 54 年 1 月 1 日に二硫化メチル、アセトアルデヒド、スチレンの 3 物質が、平成 4 年 4 月 1 日に 4 つの低級脂肪酸（プロピオン酸、ノルマル酪酸、ノルマル吉草酸、イソ吉草酸）が、平成 7 年 5 月 1 日にプロピオンアルデヒド、ノルマルブチルアルデヒド、イソブチルアルデヒド、ノルマルバレルアルデヒド、イソバレルアルデヒド、イソブタノール、酢酸エチル、メチルイソブチルケトン、トルエン、キシレンの 10 物質がそれぞれ規制物質に加えされました。

特定悪臭物質のにおい

物 質 名	に お い	指定年度
アンモニア	し尿のようなにおい	昭 和 49 年
メチルメルカプタン	腐ったたまねぎのようなにおい	
硫化水素	腐った卵のようなにおい	
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	昭 和 54 年
アセトアルデヒド	青くさい刺激臭	
スチレン	都市ガスのようなにおい	
プロピオン酸	酸っぱいような刺激臭	平 成 4 年
ノルマル酪酸	汗臭いにおい	
ノルマル吉草酸	むれた靴下のにおい	
イソ吉草酸	むれた靴下のにおい	
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	平 成 7 年
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようなにおい	
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようなにおい	
トルエン	ガソリンのようなにおい	
キシレン	ガソリンのようなにおい	

敷地境界の地表における規制基準

物質名 地域の区分	A区域 (ppm)	B区域 (ppm)
アンモニア	1	2
メチルメルカプタン	0.002	0.004
硫化水素	0.02	0.06
硫化メチル	0.01	0.05
トリメチルアミン	0.005	0.02
二硫化メチル	0.009	0.03
アセトアルデヒド	0.05	0.1
スチレン	0.4	0.8
プロピオン酸	0.03	0.07
ノルマル酪酸	0.001	0.002
ノルマル吉草酸	0.0009	0.002
イソ吉草酸	0.001	0.004
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02
イソバレルアルデヒド	0.003	0.006
イソブタノール	0.9	4
酢酸エチル	3	7
メチルイソブチルケトン	1	3
トルエン	10	30
キシレン	1	2

平成 22 年度は悪臭物質濃度測定を 1 地点で実施しました。

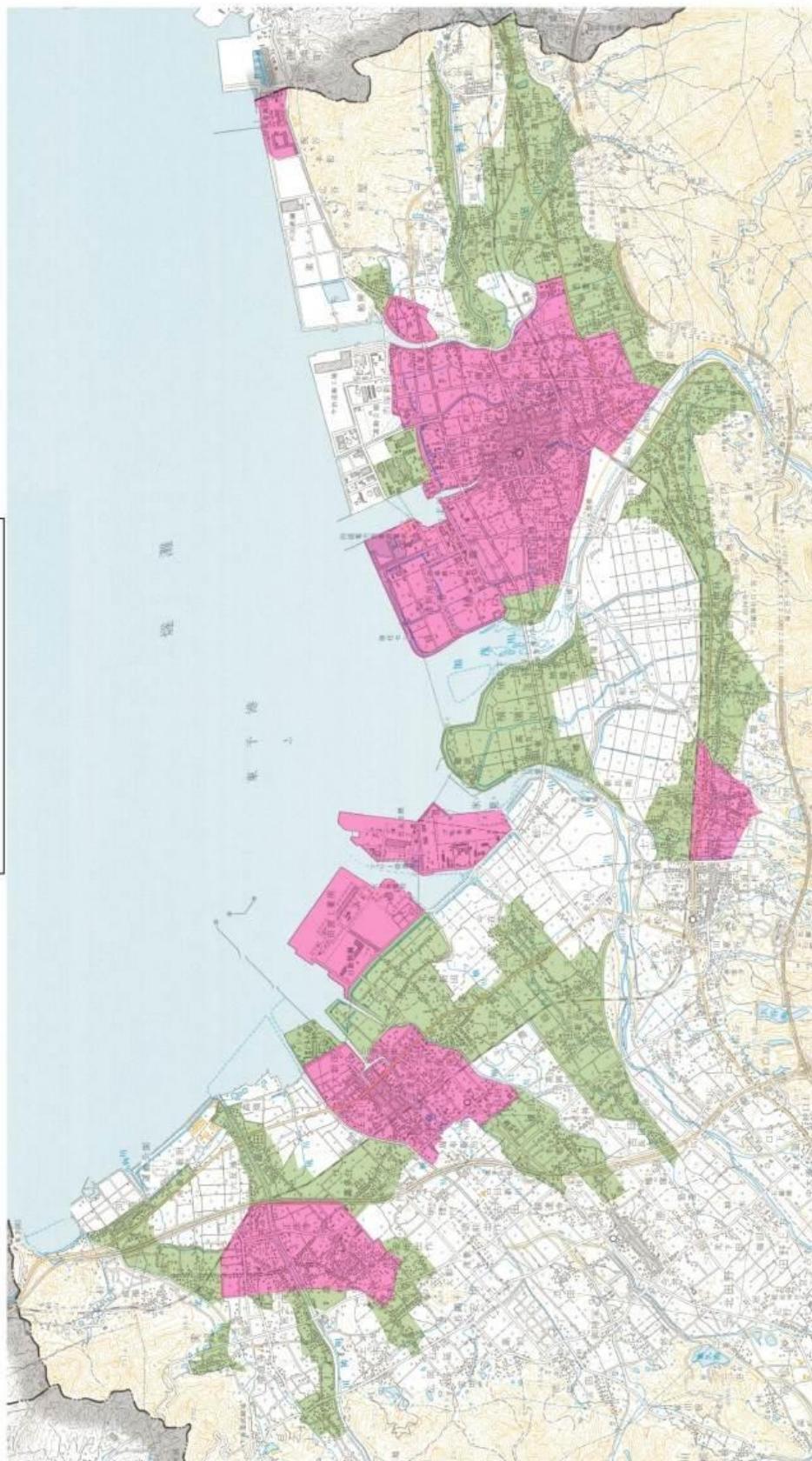
測定結果は、すべての項目で規制基準を満たしています。

悪臭物質濃度測定結果

(単位 : ppm)

測定場所	測定年月日	アンモニア	硫化水素	メチルメルカプタン
西条市 浄化センター	平成 23 年 3 月 31 日	N.D <0.1 未満	N.D <0.001 未満	N.D <0.001 未満

悪臭規制区域図



A区 域
B区 域

※不具合があり、平成 28 年 4 月に区域図の差替を行いました。

7. 土壌

土壌の汚染に係る環境基準は、環境基本法第 16 条第 1 項の規定に基づき、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として、平成 3 年 8 月にカドミウム等の重金属など 10 物質について設定され、平成 6 年 2 月にジクロロメタン等の揮発性有機化合物、農薬等に係る 15 物質が追加されました。その後、平成 11 年 2 月に水質の汚濁に係る環境基準及び地下水の水質汚濁に係る環境基準が改正・追加されたことに伴い、人の健康保護の観点から、地下水かん養機能や水質浄化機能保全のため、土壌についても平成 13 年 3 月にふつ素及びほう素の 2 物質が追加されています。

これらの環境基準は、事業活動その他の活動に伴って生じた土壌の汚染状態の有無を判断する基準として、また汚染状態を解消するための有害物質の除去、無害化等の改善対策を講ずる際の目標となる基準として定められたものです。

また土壌汚染対策については、平成 15 年 2 月に土壌汚染対策法が施行され、有害物質使用工場等が土壌汚染の有無が不明のまま放置され、人々への健康影響が生じることを防止するため、有害物質使用特定施設の使用廃止等の土壌汚染状況調査や汚染土壌の除去等の措置等が制度化されました。

土壌の汚染に係る環境基準

項目	環境上の条件
カドミウム	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kg につき 0.4mg 未満であること。
全シアン	検液中に検出されないこと。
有機燐（りん）	検液中に検出されないこと。
鉛	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
六価クロム	検液 1 ℥ につき 0.05mg 以下であること。
砒（ひ）素	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であり、かつ、田においては、土壤 1 kg につき 15mg 未満であること。
総水銀	検液 1 ℥ につき 0.0005mg 以下であること。
アルキル水銀	検液中に検出されないこと。
P C B	検液中に検出されないこと。
銅	田において、土壤 1kg につき 125mg 未満であること。
ジクロロメタン	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。
四塩化炭素	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。
1, 2-ジクロロエタン	検液 1 ℥ につき 0.004mg 以下であること。
1, 1-ジクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。
シスー 1, 2-ジクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.04mg 以下であること。
1, 1, 1-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 1 mg 以下であること。
1, 1, 2-トリクロロエタン	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。
トリクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.03mg 以下であること。
テトラクロロエチレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
1, 3-ジクロロプロパン	検液 1 ℥ につき 0.002mg 以下であること。
チウラム	検液 1 ℥ につき 0.006mg 以下であること。
シマジン	検液 1 ℥ につき 0.003mg 以下であること。
チオベンカルブ	検液 1 ℥ につき 0.02mg 以下であること。
ベンゼン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
セレン	検液 1 ℥ につき 0.01mg 以下であること。
ふつ素	検液 1 ℥ につき 0.8mg 以下であること。
ほう素	検液 1 ℥ につき 1 mg 以下であること。

8. ダイオキシン対策

ダイオキシン類とは有機塩素化合物のポリ塩化ジベンゾ・パラ・ジオキシン(PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)をまとめてダイオキシン類と呼び、人体への影響として、発がん性、催奇形性、生殖器障害、免疫機能障害などを引き起こすといわれています。

ダイオキシン類の毒性発現は、共通の作用機構としてA h レセプターを介するメカニズムが考えられ、個々の同族体のそれぞれの毒性強度を、最も毒性が強いとされる2,3,7,8-TCDDの毒性を1とした、毒性等価係数(TEF: Toxic Equivalency Factor)を用いて表します。

ダイオキシンは通常は混合物として環境中に存在するので、摂取したダイオキシンの毒性の強さは、各同族体の量にそれぞれの毒性等価係数(TEF)を乗じた値を総和した毒性等量(TEQ: Toxic Equivalent)として表します。

ダイオキシン類に係る環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法第7条の規定に基づき、大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。)及び土壤の汚染に係る環境上の条件について、人の健康を保護する上で維持されることが望ましい基準として設定されています。

ダイオキシン類に係る環境基準

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く。)	1 pg-TEQ/l以下	日本工業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壤	1,000pg-TEQ/g以下	土壤中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
(備考)		1. 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラジオキシンの毒性に換算した値とする。 2. 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。 3. 土壤にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壤中のダイオキシン類の量が250pg-TEQ/g以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

平成 22 年度に実施したダイオキシン類環境調査結果は、すべての調査において環境基準及び排出基準を満たしています。

ダイオキシン類環境調査結果（愛媛県廃棄物処理センター実施分）

資料採取日：平成 22 年 11 月 16 日

区分	場所	調査結果	環境基準値	単位
土壤	所轄児童公園	1.8	1,000 以下	pg-TEQ/g
	西福寺	1.4		

ダイオキシン類調査結果（道前クリーンセンター実施分）

資料採取日：平成 22 年 11 月 8 日

区分	測定値	排出基準値	単位
排ガス	1 号炉 0.41	1	ng-TEQ/m ³ N
	2 号炉 0.093		
焼却灰	1 号炉 0.00010	3	ng-TEQ/g-dry
	2 号炉 0.14		
飛灰	1 号炉 0.15	—	ng-TEQ/g-dry
	2 号炉 0.054		

ダイオキシン類調査結果（ひうちクリーンセンター実施分）

資料採取日：平成 22 年 8 月 4 日

区分	測定値	排出基準値	単位
排出ガス	0.20	5	ng-TEQ/m ³ N
焼却灰	0.00014	3	ng-TEQ/g-dry
排出水	0.000078	10	pg-TEQ/l

9. 廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下、廃棄物処理法という。）では、廃棄物とは、自ら利用したり他人に有償で譲り渡したりすることができないために不要になったもので、ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿などの汚物または不要物で、固形状または液状のものをいいます。ただし、放射性物質及びこれに汚染されたものは別の法律の対象物となっており、ここからは除かれています。

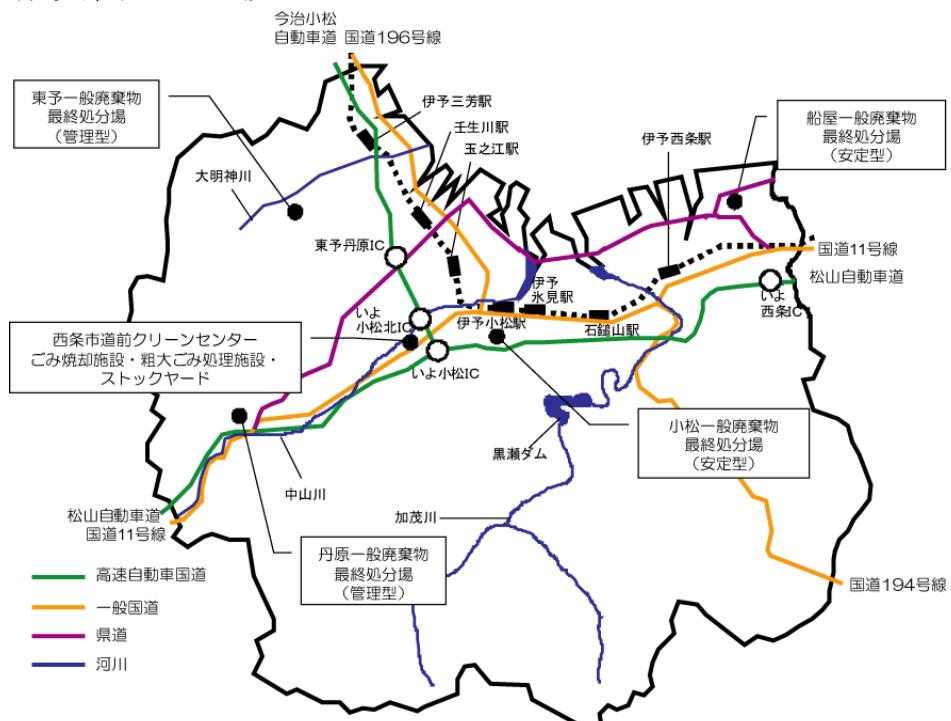
廃棄物は大きく一般廃棄物と産業廃棄物の2つに区別されており、産業廃棄物は、事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、法律で定められた20種類のものをいいます。一般廃棄物は産業廃棄物以外の廃棄物を指し、主に家庭から発生する家庭ごみ、オフィスや飲食店から発生する事業系ごみ、し尿に分類されます。

また、これらの廃棄物の中で、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康や生活環境に被害を生じるおそれがあるものを「特別管理一般廃棄物」「特別管理産業廃棄物」と分類し、収集から処分まで全ての過程において厳重に管理することとされています。

廃棄物・リサイクル対策については、廃棄物処理法の改正、各種リサイクル法の制定等により拡充・整備が図られてきていますが、「大量生産・大量消費・大量廃棄」型の経済社会から脱却し、生産から流通、消費、廃棄に至るまで物質の効率的な利用やリサイクルを進めることにより、資源の消費が抑制され、環境への負荷が少ない「循環型社会」を形成することが急務となっています。

循環型社会形成推進基本法はこのような状況を踏まえ、循環型社会の形成を推進する基本的な枠組みとなる法律として、廃棄物・リサイクル対策を総合的かつ計画的に推進するための基盤を確立するとともに、個別の廃棄物・リサイクル関係法律の整備と相まって循環型社会の形成に向け実効ある取組の推進を図るものです。

（1）一般廃棄物処理施設



(2) 一般廃棄物の処理状況

①年度別ごみ処理量 (集団回収量は除く)

(単位: t)

	年度→	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西条地区	もえるごみ	11,857	11,940	11,827	11,836	12,034	11,958	11,796	11,551	11,435
	もえないごみ	997	981	940	959	912	864	820	814	813
	粗大ごみ	784	899	892	795	806	796	775	779	760
	乾電池	19	20	22	25	17	15	16	14	14
	古紙類	1,350	1,350	1,409	1,262	1,391	1,263	936	805	604
	ペットボトル	66	68	75	74	84	86	80	81	83
	ガラスびん	316	306	301	288	290	268	256	249	242
	直接埋立ごみ	886	919	920	742	586	500	281	283	247
	小計	16,383	16,275	16,483	16,386	15,981	15,752	14,959	14,575	14,199
	もえるごみ	7,358	7,398	7,309	7,341	7,679	7,690	7,571	7,431	7,542
事業系	もえないごみ	555	500	461	518	527	534	527	502	494
	粗大ごみ	63	49	90	62	56	71	68	80	78
	古紙類	20	11	18	11	15	19	27	17	155
	小計	7,913	7,996	7,958	7,878	7,932	8,313	8,193	8,031	8,269
	地区小計	24,296	24,271	24,441	24,264	23,913	24,065	23,152	22,606	22,467
	もえるごみ	6,769	6,947	6,990	6,918	6,958	6,552	6,328	6,343	6,643
	もえないごみ	921	913	862	822	814	770	650	657	659
	粗大ごみ	327	384	420	361	386	385	367	361	361
	乾電池	4	4	4	9	1	1	3	3	7
	古紙類	647	672	671	590	546	434	269	254	176
東予地区	ペットボトル	17	22	24	24	26	27	26	28	24
	ガラスびん	47	47	49	49	49	48	45	45	51
	直接埋立ごみ	2,692	2,651	5,513	3,209	3,827	4,917	5,432	6,294	5,368
	小計	14,084	11,424	11,640	14,533	11,982	13,134	13,120	13,984	13,289
	もえるごみ	2,981	2,901	2,974	2,799	2,690	2,434	2,182	2,126	1,669
	もえないごみ	252	384	343	254	249	210	181	174	174
	粗大ごみ	32	31	53	31	27	29	33	25	66
	古紙類	32	29	26	13	29	25	17	20	18
	小計	3,457	3,297	3,345	3,396	3,097	2,698	2,413	2,344	1,926
	地区小計	17,541	14,721	14,985	17,929	15,079	15,833	15,533	16,328	15,215
丹原地区	もえるごみ	2,297	2,338	2,353	2,415	2,392	2,323	2,330	2,293	2,235
	もえないごみ	281	273	257	258	247	232	217	226	238
	粗大ごみ	142	162	178	159	167	162	183	184	154
	乾電池	4	3	4	3	3	3	3	3	3
	古紙類	353	366	392	411	406	350	183	111	87
	ペットボトル	10	10	10	10	11	13	14	13	14
	ガラスびん	54	53	50	49	49	49	47	44	45
	直接埋立ごみ	394	372	355	378	313	251	302	236	228
	小計	3,557	3,535	3,577	3,600	3,683	3,384	3,279	3,109	3,004
	もえるごみ	550	536	580	620	644	653	653	674	654
事業系	もえないごみ	58	58	55	49	51	41	30	27	21
	粗大ごみ	19	11	14	8	15	12	24	19	20
	古紙類	42	50	51	23	25	20	17	21	16
	小計	666	669	655	700	700	727	724	742	711
	地区小計	4,223	4,204	4,232	4,300	4,383	4,111	4,003	3,851	3,715
	もえるごみ	1,882	1,926	1,924	1,949	1,872	1,850	1,860	1,818	1,842
	もえないごみ	200	187	188	193	177	179	172	162	159
	粗大ごみ	118	120	133	123	143	127	142	133	143
	乾電池	3	3	2	2	2	2	2	3	3
	古紙類	203	196	214	220	217	208	143	111	78
小松地区	ペットボトル	8	8	9	8	9	9	9	9	9
	ガラスびん	42	40	38	36	34	30	27	25	26
	直接埋立ごみ	512	626	661	529	513	646	95	88	68
	小計	3,017	2,968	3,106	3,169	3,060	3,052	2,450	2,349	2,327
	もえるごみ	882	871	933	944	984	943	824	871	912
	もえないごみ	116	109	98	76	70	65	55	59	60
	粗大ごみ	12	12	50	8	10	12	16	15	17
	古紙類	46	32	37	21	17	18	18	14	14
	小計	978	1,056	1,024	1,118	1,049	1,037	912	958	1,003
	地区小計	3,995	4,024	4,130	4,287	4,109	4,089	3,363	3,307	3,330
西条市	もえるごみ	22,805	23,151	23,094	23,118	23,255	22,684	22,313	22,004	22,155
	もえないごみ	2,399	2,354	2,247	2,232	2,149	2,046	1,859	1,858	1,869
	粗大ごみ	1,371	1,565	1,623	1,438	1,502	1,471	1,466	1,456	1,419
	乾電池	30	30	32	39	23	22	25	23	27
	古紙類	2,553	2,584	2,686	2,483	2,560	2,255	1,531	1,281	944
	ペットボトル	101	108	118	116	130	135	129	130	130
	ガラスびん	459	446	438	422	421	395	375	363	363
	直接埋立ごみ	4,484	4,568	7,449	4,858	5,239	6,314	6,110	6,901	5,912
	小計	34,202	34,806	37,688	34,706	35,279	35,322	33,807	34,018	32,819
	もえるごみ	11,771	11,706	11,796	11,704	11,997	11,719	11,229	11,102	10,776
事業系	もえないごみ	981	1,051	957	897	897	849	793	762	748
	粗大ごみ	126	103	207	109	108	125	140	138	181
	古紙類	140	122	132	68	86	82	80	72	203
	小計	13,018	12,982	13,092	12,778	13,088	12,775	12,242	12,075	11,908

環境保全業務資料集

②月別ごみ処理量 (併せ産業廃棄物を含む、直接埋立ごみ・集団回収量は除く)

(単位 : t)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	
西条地区	もえるごみ	1,018.0	1,046.1	973.0	1,020.4	1,038.9	880.0	914.7	944.3	959.5	908.8	783.5	947.8	11,434.9
	もえないごみ	74.8	71.8	70.2	73.3	77.8	66.8	67.3	62.7	79.7	57.0	54.6	71.3	827.3
	粗大	56.2	66.3	67.6	66.3	70.1	61.9	48.0	72.3	70.7	37.9	59.1	84.1	760.4
	資源ごみ(紙類)	99.3	34.0	46.2	65.1	50.8	47.3	65.0	24.6	52.1	46.3	34.0	39.4	604.1
	資源ごみ(ペーパー)	6.3	5.3	7.6	9.3	10.1	9.6	9.5	5.6	5.1	5.4	4.5	4.7	82.9
	資源ごみ(ビン類)	22.8	14.2	23.1	24.3	22.3	21.3	23.7	16.6	17.7	21.4	17.0	17.5	241.7
	小計	1,277.4	1,237.7	1,187.6	1,258.6	1,270.0	1,087.0	1,128.1	1,126.0	1,184.8	1,076.9	952.7	1,164.6	13,951.2
	もえるごみ	638.3	645.4	635.4	678.8	674.6	614.3	620.5	606.7	658.0	593.5	545.3	631.5	7,542.3
	もえないごみ	42.3	38.4	41.0	41.6	45.1	41.5	42.5	39.9	42.4	37.8	38.7	42.7	493.9
	粗大	7.3	7.0	5.0	6.4	8.9	4.1	3.2	8.0	7.5	5.9	5.6	8.6	77.5
東予地区	資源ごみ(紙類)	3.0	1.6	1.1	2.1	2.7	1.7	1.4	134.0	2.4	0.9	2.8	1.4	155.1
	小計	690.8	692.4	682.5	728.9	731.3	661.6	667.6	788.6	710.3	638.1	592.4	684.3	8,268.7
	もえるごみ	598.3	593.4	567.4	602.6	612.8	503.3	528.1	548.6	554.5	521.3	457.8	554.6	6,642.5
	もえないごみ	54.2	59.9	56.6	58.0	67.9	58.0	55.0	50.4	63.1	43.8	46.1	53.2	666.3
	粗大	27.0	32.4	26.5	27.3	32.6	27.4	33.4	29.0	35.1	24.9	27.7	38.0	361.2
	資源ごみ(紙類)	29.0	10.58	10.93	17.91	18.58	13.58	17.50	9.02	11.95	12.99	10.77	12.72	175.5
	資源ごみ(ペーパー)	1.9	1.66	2.04	2.63	2.80	3.07	3.02	1.52	1.60	1.54	1.26	1.35	24.4
	資源ごみ(ビン類)	4.5	3.57	4.15	5.17	5.16	5.21	5.19	3.27	3.65	3.96	3.48	3.36	50.7
	小計	714.9	701.4	667.7	713.6	739.9	610.5	642.2	641.8	670.0	608.5	547.0	663.2	7,920.6
	もえるごみ	137.8	136.1	149.0	142.2	138.5	133.5	132.0	133.3	148.2	137.9	123.2	157.0	1,668.6
丹原地区	もえないごみ	15.4	16.8	15.0	16.0	17.4	12.1	14.3	13.1	14.6	13.8	11.6	13.3	173.5
	粗大	1.9	1.9	1.0	2.4	6.3	1.5	12.6	11.0	4.2	1.5	15.2	6.5	66.0
	資源ごみ(紙類)	1.1	1.2	1.1	0.8	1.1	1.1	1.0	2.2	2.8	1.7	0.9	2.7	17.6
	小計	156.2	156.1	166.1	161.3	163.3	148.3	159.8	159.6	169.8	154.9	150.9	179.6	1,925.7
	もえるごみ	201.4	195.5	188.5	202.3	212.3	169.9	171.0	187.1	185.4	182.0	153.6	186.1	2,235.1
	もえないごみ	19.4	19.2	17.3	17.5	20.4	17.6	17.7	16.8	20.6	17.0	13.8	16.3	213.6
	粗大	16.7	14.4	13.3	15.3	10.9	13.6	10.3	11.8	14.7	7.0	9.6	16.4	154.0
	資源ごみ(紙類)	9.5	6.9	4.8	7.6	5.8	7.2	6.9	5.1	12.6	5.4	8.4	7.4	87.3
	資源ごみ(ペーパー)	0.9	1.3	1.0	1.1	2.1	1.6	1.5	1.0	1.0	0.8	0.7	0.8	13.5
	資源ごみ(ビン類)	3.0	5.0	3.6	3.8	6.2	3.7	4.3	3.2	3.1	3.2	2.8	2.8	44.8
小松地区	小計	250.8	242.4	228.5	247.7	257.7	213.4	211.5	224.9	237.3	215.3	189.0	229.8	2,748.3
	もえるごみ	58.8	55.4	50.0	58.8	54.1	52.5	60.1	52.3	64.2	51.3	42.2	54.0	653.7
	もえないごみ	2.9	1.1	1.7	2.4	2.0	1.2	1.4	0.9	2.7	1.2	1.4	1.8	20.7
	粗大	1.0	0.3	1.5	0.4	2.6	0.3	1.5	2.9	1.4	0.2	3.7	4.5	20.4
	資源ごみ(紙類)	1.5	1.5	1.6	1.1	0.8	0.7	1.1	1.2	3.7	1.0	1.2	0.9	16.2
	小計	64.3	58.4	54.8	62.7	59.4	54.7	64.2	57.4	71.9	53.7	48.4	61.1	711.0
	もえるごみ	163.6	156.3	164.8	166.6	170.9	135.1	155.1	151.2	149.7	144.7	125.4	158.8	1,842.0
	もえないごみ	13.7	15.1	12.6	16.3	14.3	15.2	11.8	11.4	16.4	9.9	10.8	14.8	162.0
	粗大	8.7	11.2	11.4	11.5	14.4	12.8	10.2	12.5	12.4	12.4	9.2	16.3	143.0
	資源ごみ(紙類)	9.9	5.0	3.9	10.9	6.7	5.0	8.1	5.8	7.7	4.4	3.9	6.3	77.5
西条市	資源ごみ(ペーパー)	0.7	0.7	0.6	1.1	1.2	1.0	1.2	0.5	0.6	0.5	0.4	0.4	9.0
	資源ごみ(ビン類)	2.4	2.2	2.1	3.0	2.8	2.2	2.1	1.5	2.1	1.9	1.6	1.6	25.5
	小計	199.1	190.5	195.5	209.3	210.2	171.2	188.4	182.9	188.8	173.7	151.3	198.2	2,259.0
	もえるごみ	82.4	79.4	68.0	84.0	78.0	70.0	75.1	81.2	81.7	69.5	63.8	78.9	911.8
	もえないごみ	5.5	5.9	4.2	5.2	5.2	5.6	5.3	4.3	6.0	4.3	2.9	5.3	59.7
	粗大	1.3	0.1	0.1	0.4	2.6	1.3	1.8	1.1	1.8	1.4	3.5	1.9	17.4
	資源ごみ(紙類)	1.8	1.0	1.3	0.6	1.2	1.2	1.3	1.2	1.4	0.8	0.8	1.4	14.0
	小計	91.1	86.4	73.5	90.3	86.9	78.0	83.6	87.8	90.9	75.9	71.1	87.6	1,002.9
	もえるごみ	1,981.3	1,991.3	1,893.8	1,991.9	2,035.0	1,688.2	1,768.8	1,831.2	1,849.1	1,756.7	1,520.3	1,847.3	22,154.6
	もえないごみ	162.2	165.9	156.7	165.1	180.4	157.6	151.7	141.2	179.8	127.7	125.3	155.6	1,869.2
家庭系	粗大	108.6	124.3	118.9	120.4	128.0	115.7	101.9	125.5	132.9	82.3	105.5	154.7	1,418.5
	資源ごみ(紙類)	147.5	56.5	65.8	101.5	81.8	73.1	97.5	44.5	84.3	69.1	57.1	65.7	944.4
	資源ごみ(ペーパー)	9.9	9.0	11.2	14.1	16.2	15.2	15.2	8.5	8.3	8.2	6.9	7.2	129.9
	資源ごみ(ビン類)	32.7	25.0	33.0	36.3	36.4	32.4	35.3	24.6	26.5	30.4	24.9	25.3	362.6
	小計	2,442.1	2,371.9	2,279.3	2,429.2	2,477.8	2,082.1	2,170.3	2,175.5	2,280.9	2,074.3	1,840.0	2,255.8	26,879.1
	もえるごみ	917.3	916.4	902.3	963.9	945.1	870.3	887.8	873.5	952.1	852.1	774.4	921.3	10,776.4
事業系	もえないごみ	66.2	62.2	61.9	65.1	69.8	60.5	63.4	58.1	65.7	57.2	54.7	63.2	747.8
	粗大	11.5	9.3	7.7	9.6	20.3	7.1	19.1	23.1	14.9	8.9	28.0	21.6	181.2
	資源ごみ(紙類)	7.4	5.4	5.1	4.6	5.7	4.6	4.9	138.6	10.3	4.4	5.6	6.4	202.9
	小計	1,002.3	993.2	977.0	1,043.3	1,040.9	942.5	975.2	1,093.3	1,042.9	922.5	862.8	1,012.5	11,908.2
	合計	3,444.4	3,365.1	3,256.3	3,472.5	3,518.6	3,024.6	3,145.5	3,268.8	3,323.8	2,996.8	2,702.8	3,268.3	38,787.3

③一人当たりごみ処理量

(直接埋立量を含む) (単位: kg/年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
西条市	406	414	347	402	402	391
西条地区	396	403	383	378	377	374
東予地区	456	474	312	507	509	476
丹原地区	320	317	277	292	293	283
小松地区	417	416	341	356	355	358

(直接埋立量を除く) (単位: kg/年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
西条市	364	369	342	342	342	340
西条地区	384	393	378	373	372	371
東予地区	359	358	307	312	313	308
丹原地区	292	294	271	274	275	265
小松地区	363	363	336	346	346	351

④ごみ処理にかかる経費(道前クリーンセンター減価償却費は除く)

(歳入)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
手数料	54,307	55,812	54,446	52,429	52,005	50,085
壳扱収入	13,202	24,468	53,078	49,302	11,603	27,581
計	67,509	80,280	107,524	101,731	63,608	77,666

(歳出)

(単位: 千円)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
運営費	500,298	489,299	526,878	480,131	493,664	548,980
委託収集料金	168,750	168,796	168,796	173,675	173,675	181,186
計	669,048	658,095	695,674	653,806	667,339	730,166

一人あたりごみ処理経費

(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位: 円/人/年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市全体	4,279	4,232	4,580	4,189	4,307	4,806

(収集運搬費のみ)

(単位: 円/人/年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市全体	1,443	1,445	1,467	1,473	1,515	1,586
西条地区	1,563	1,608	1,631	1,628	1,671	1,748
東予地区	1,115	1,163	1,180	1,188	1,230	1,285
丹原地区	1,744	1,408	1,439	1,456	1,508	1,599
小松地区	1,424	1,433	1,456	1,484	1,505	1,561

1トンあたりごみ処理経費(道前クリーンセンター運営費のみ)

(単位: 円/t/年)

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
市全体	11,742	11,345	12,610	12,021	12,596	14,154

(3) 一般廃棄物と併せて行う産業廃棄物の処理状況

道前クリーンセンターでは、産業廃棄物の紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣をもえるごみとして焼却処理しています。その処理量の推移は下表のとおりです。

産業廃棄物(もえるごみ)の処理量の推移 (単位: t/年度)

年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
産業廃棄物量	49	27	26	29	26	36

(4) し尿の処理状況

ひうちクリーンセンター施設利用実績(平成22年度)

		単位:台(1.8t/積車)															
		区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計	利用割合	前年度比
西 条	計	し尿	203	173	172	158	155	147	157	164	204	123	150	176	1,982		
		浄化槽汚泥	250	190	220	156	182	138	136	129	133	145	240	188	2,107		
東 予 計	計	し尿	453	363	392	314	337	285	293	293	337	268	390	364	4,089	28%	92%
		浄化槽汚泥	334	287	323	290	224	247	238	216	235	211	367	407	3,379		
丹 原 計	計	し尿	109	118	117	137	114	108	107	97	172	73	91	119	1,362		
		浄化槽汚泥	127	98	132	51	62	69	53	70	88	64	91	147	1,052		
小 松 計	計	し尿	236	216	249	188	176	177	160	167	260	137	182	266	2,414	17%	91%
		浄化槽汚泥	187	165	165	180	115	169	147	174	112	154	137	186	1,891		
合 計 計	計	し尿	598	513	504	544	507	448	476	672	372	430	520	6,060			
		浄化槽汚泥	898	740	840	677	583	623	574	589	568	574	835	928	8,429		
		合計	1,496	1,253	1,344	1,221	1,090	1,071	1,050	1,065	1,240	946	1,265	1,448	14,489	100%	95%

し尿	10,908.0kL	(41.8%)	29.88kL/日
浄化槽汚泥	15,172.2kL	(58.2%)	41.57kL/日
合計	26,080.2kL		

ひうちクリーンセンター施設利用実績(過去5年間)

区分	18年度			19年度			20年度			21年度			22年度		
	台数	量	前年度比												
し尿	2,719	4,394	100.5%	2,398	4,316	88.2%	2,279	4,102	95.0%	2,087	3,756	91.6%	1,982	3,567	95.0%
浄化槽汚泥	1,803	3,245	92.1%	2,096	3,773	116.3%	2,170	3,906	103.5%	2,362	4,252	108.9%	2,107	3,793	89.2%
西条	4,522	8,140	97.0%	4,494	8,089	99.4%	4,449	8,008	99.0%	4,449	8,008	100.0%	4,089	7,360	91.9%
利用割合	29%			29%			30%			29%			28%		
し尿	2,507	4,513	68.6%	2,306	4,151	92.0%	2,142	3,856	92.9%	2,022	3,640	94.4%	1,865	3,357	92.2%
浄化槽汚泥	3,118	5,612	153.5%	3,108	5,595	99.7%	3,194	5,749	102.8%	3,304	5,947	103.4%	3,379	6,082	102.3%
予合計	5,625	10,125	98.9%	5,414	9,746	96.3%	5,336	9,605	98.6%	5,326	9,587	99.8%	5,244	9,439	98.5%
利用割合	36%			35%			35%			35%			36%		
し尿	1,680	3,024	91.6%	1,649	2,968	98.2%	1,457	2,622	88.3%	1,377	2,479	94.5%	1,362	2,452	98.9%
丹原	1,085	1,953	118.4%	1,129	2,032	104.1%	1,163	2,093	103.0%	1,264	2,275	108.7%	1,052	1,893	83.2%
利用割合	2,765	4,977	100.5%	2,778	5,000	100.5%	2,620	4,715	94.3%	2,641	4,754	100.8%	2,414	4,345	91.4%
し尿	1,421	2,558	94.3%	1,334	2,401	93.9%	981	1,766	73.6%	847	1,524	86.3%	851	1,532	100.5%
小松	1,505	2,709	99.4%	1,419	2,554	94.3%	1,791	3,224	126.2%	2,016	3,629	112.6%	1,891	3,404	93.8%
利用割合	2,926	5,267	96.9%	2,753	4,955	94.1%	2,772	4,990	100.7%	2,863	5,153	103.3%	2,742	4,936	95.8%
し尿	8,327	14,989	85.8%	7,687	13,836	92.3%	6,859	12,346	89.2%	6,333	11,399	92.3%	6,060	10,908	95.7%
浄化槽汚泥	7,511	13,520	117.0%	7,752	13,954	103.2%	8,318	14,972	107.3%	8,946	16,103	107.6%	8,429	15,172	94.2%
合計	15,838	28,508	98.2%	15,439	27,790	97.5%	15,177	27,318	98.3%	15,279	27,502	100.7%	14,489	26,080	94.8%
利用割合	100%			100%			100%			100%			100%		

環境保全業務資料集

(5) 生活排水の処理状況

単位:人(外国人含む)

年度		H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
西条地区	行政区域内人口 A=B+E	59,845	59,950	60,254	60,314	60,676	60,595	60,529	60,627	60,510
	非水洗化人口 B=C+D	13,157	12,453	10,863	10,440	10,413	10,121	9,705	9,262	8,856
	計画収集人口 C	12,836	12,155	10,610	10,203	10,188	9,914	9,515	9,077	8,681
	自家処理人口 D	321	298	253	237	225	207	190	185	175
	水洗化人口 E=F+G+H+I	46,688	47,497	49,391	49,874	50,263	50,474	50,824	51,365	51,654
	公共下水道人口 F	35,992	37,110	38,744	39,376	40,019	40,327	40,694	41,534	41,983
	コミュニティ・プラント G	2,035	2,052	2,131	2,122	2,107	2,136	2,133	2,167	2,150
	農業集落排水施設人口 H	1,498	1,507	1,484	1,472	1,476	1,502	1,506	1,493	1,483
	浄化槽人口 I=J+K	7,163	6,828	7,032	6,904	6,661	6,509	6,491	6,171	6,038
	合併処理浄化槽人口 J	2,343	2,319	2,954	3,003	3,059	3,151	3,295	3,363	3,386
東予地区	单独処理浄化槽人口 K	4,820	4,509	4,078	3,901	3,602	3,358	3,196	2,808	2,652
	行政区域内人口 A=B+E	33,665	33,394	33,260	33,050	32,931	32,674	32,401	32,277	32,118
	非水洗化人口 B=C+D	9,515	8,795	18,694	17,856	17,186	16,595	15,970	15,161	14,738
	計画収集人口 C	9,515	8,795	18,694	17,856	17,186	16,595	15,970	15,161	14,738
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	24,150	24,599	14,566	15,194	15,745	16,079	16,431	17,116	17,380
	公共下水道人口 F	4,804	5,249	5,390	5,727	5,851	5,890	5,987	6,328	6,437
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	19,346	19,350	9,176	9,467	9,894	10,189	10,444	10,788	10,943
丹原地区	合併処理浄化槽人口 J	2,746	3,062	3,452	3,925	4,414	4,873	5,256	5,803	6,140
	単独処理浄化槽人口 K	16,600	16,288	5,724	5,542	5,480	5,316	5,188	4,985	4,803
	行政区域内人口 A=B+E	13,993	13,901	13,824	13,706	13,674	13,561	13,351	13,273	13,134
	非水洗化人口 B=C+D	6,890	6,665	6,089	5,715	5,527	5,374	5,045	4,694	4,451
	計画収集人口 C	6,890	6,665	6,089	5,715	5,527	5,374	5,045	4,694	4,451
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	7,103	7,236	7,735	7,991	8,147	8,187	8,306	8,579	8,683
	公共下水道人口 F	1,969	2,105	2,271	2,434	2,514	2,567	2,605	3,034	3,053
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小松地区	浄化槽人口 I=J+K	5,134	5,131	5,464	5,557	5,633	5,620	5,701	5,545	5,630
	合併処理浄化槽人口 J	1,549	1,696	1,979	2,192	2,372	2,510	2,671	2,786	2,937
	単独処理浄化槽人口 K	3,585	3,435	3,485	3,365	3,261	3,110	3,030	2,759	2,693
	行政区域内人口 A=B+E	10,117	10,049	9,997	9,860	9,740	9,609	9,413	9,420	9,314
	非水洗化人口 B=C+D	3,873	3,691	4,022	3,778	3,583	3,394	3,168	3,028	2,872
	計画収集人口 C	3,873	3,691	4,022	3,778	3,583	3,394	3,168	3,028	2,872
	自家処理人口 D	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	水洗化人口 E=F+G+H+I	6,244	6,358	5,975	6,082	6,157	6,215	6,245	6,392	6,442
	公共下水道人口 F	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	コミュニティ・プラント G	0	0	0	0	0	0	0	0	0
西条市全体	農業集落排水施設人口 H	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	浄化槽人口 I=J+K	6,244	6,358	5,975	6,082	6,157	6,215	6,245	6,392	6,442
	合併処理浄化槽人口 J	3,912	4,050	4,229	4,391	4,527	4,601	4,676	4,861	4,955
	単独処理浄化槽人口 K	2,332	2,308	1,746	1,691	1,630	1,614	1,569	1,531	1,487
	行政区域内人口 A=B+E	117,620	117,294	117,335	116,930	117,021	116,439	115,694	115,597	115,076
	非水洗化人口 B=C+D	33,435	31,604	39,668	37,789	36,709	35,484	33,888	32,145	30,917
	計画収集人口 C	33,114	31,306	39,415	37,552	36,484	35,277	33,698	31,960	30,742
	自家処理人口 D	321	298	253	237	225	207	190	185	175
	水洗化人口 E=F+G+H+I	84,185	85,690	77,667	79,141	80,312	80,955	81,806	83,452	84,159
	公共下水道人口 F	42,765	44,464	46,405	47,537	48,384	48,784	49,286	50,896	51,473
	コミュニティ・プラント G	2,035	2,052	2,131	2,122	2,107	2,136	2,133	2,167	2,150
	農業集落排水施設人口 H	1,498	1,507	1,484	1,472	1,476	1,502	1,506	1,493	1,483
	浄化槽人口 I=J+K	37,887	37,667	27,647	28,010	28,345	28,533	28,881	28,896	29,053
	合併処理浄化槽人口 J	10,550	11,127	12,614	13,511	14,372	15,135	15,898	16,813	17,418
	単独処理浄化槽人口 K	27,337	26,540	15,033	14,499	13,973	13,398	12,983	12,083	11,635

平成22年度版 西条市環境報告書

平成 23 年 9 月 発行

発行 西条市生活環境部環境衛生課

〒793-8601

愛媛県西条市明屋敷 164

電話 0897-56-5151（代）

E-mail kankyo-eisei@saijo-city.jp
